

第五次 えひめ循環型社会 推進計画

令和3年度～令和7年度



愛媛県



目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第4節 計画の対象廃棄物	3
第2章 現状と課題	4
第1節 地域特性	4
第2節 廃棄物の現状	5
第3節 前計画の進捗状況	37
第4節 廃棄物における最近の課題	43
第5節 廃棄物の発生抑制に関する課題	45
第6節 廃棄物の再生利用に関する課題	45
第7節 廃棄物の適正処理に関する課題	46
第8節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減	47
第9節 災害廃棄物への対応	47
第3章 将来見込と目標	48
第1節 予想される将来	48
第2節 目標（目指すべき指標）	56
第4章 これからの循環型社会づくりへの取組み	60
第1節 基本方針	60
第2節 施策の体系	61
第3節 取り組むべき施策（重点プログラム）	62
第4節 各主体に期待される役割	83
第5節 地域循環共生圏を踏まえた循環型社会づくり	90
第5章 えひめプラスチック資源循環戦略	91
第1節 戦略策定の基本方針	91
第2節 目標と重点戦略	91
第3節 各主体の具体的な取組みと成果指標	93
第6章 バイオマス活用の推進に向けた取組み	98
第1節 計画の基本的事項	98
第2節 現状及び目標達成状況	100
第3節 計画の方向性	104
第4節 活用目標等	108
第5節 計画の推進	109
第7章 推進体制と評価システム	112
巻末資料	113

第1節 計画策定の背景・趣旨

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重大な課題となっている。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有するとともに、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の問題、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。また、東日本大震災以降も熊本地震や平成30年7月豪雨など、毎年のように大規模な災害が発生しており、首都直下型地震や南海トラフ地震など、東日本大震災を大きく上回る災害の発生が懸念されている。

国は、循環型社会の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の累次の改正や各種リサイクル法の整備を行ってきた。循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することとしており、同法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

また、平成30年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の総合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での資源循環の徹底、③適正処理の更なる推進と環境再生、④万全な災害廃棄物処理体制の構築などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年（令和7年）までに国が講ずべき措置を示した。

本県でも、循環型社会の実現に向け、廃棄物の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））及び適正処理を推進するため、「循環型社会推進計画」と「廃棄物処理計画」を統合して平成29年3月に「第四次えひめ循環型社会推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定し、各種の取組みを実施してきた。

さらには、バイオマス活用推進基本法に基づき、平成24年6月に「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定し、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築を推進するとともに、プラスチックごみによる海洋汚染問題に対応するため、令和2年3月に「えひめプラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチック資源循環の促進と海洋プラスチックごみ対策の推進に取り組んできた。

この度、「第四次えひめ循環型社会推進計画」及び「愛媛県バイオマス活用推進計画」の計画期間が終了するに当たり、これまで進めてきた各主体の取組みを検証し、これまでの取組みをさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組みを総合的に推進するため、これらの計画や戦略を統合して「第五次えひめ循環型社会推進計画」（以下「本計画」という。）として策定するものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」及びバイオマス活用推進基本法第21条第1項に基づく「都道府県バイオマス活用推進計画」として位置付けられるものである。

なお、本計画と法律、条例及び他の計画との位置付けを以下に示す。

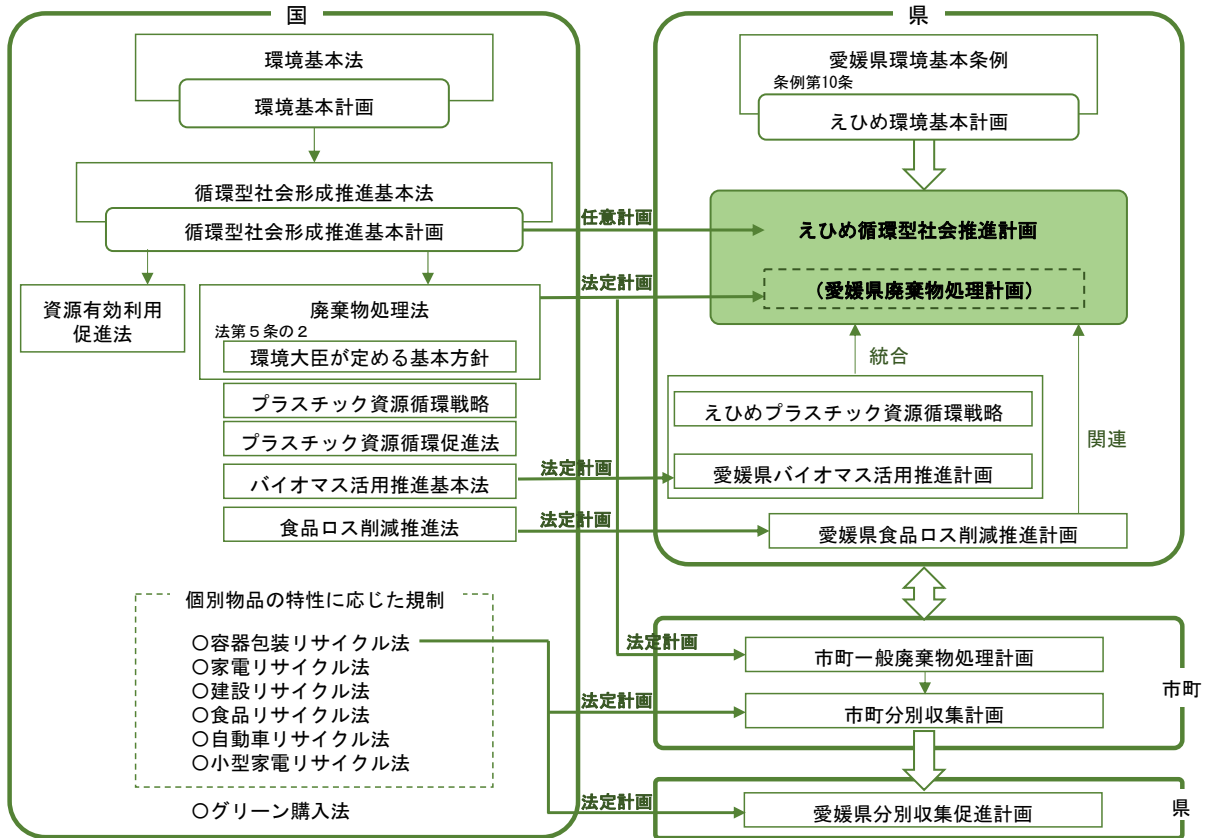


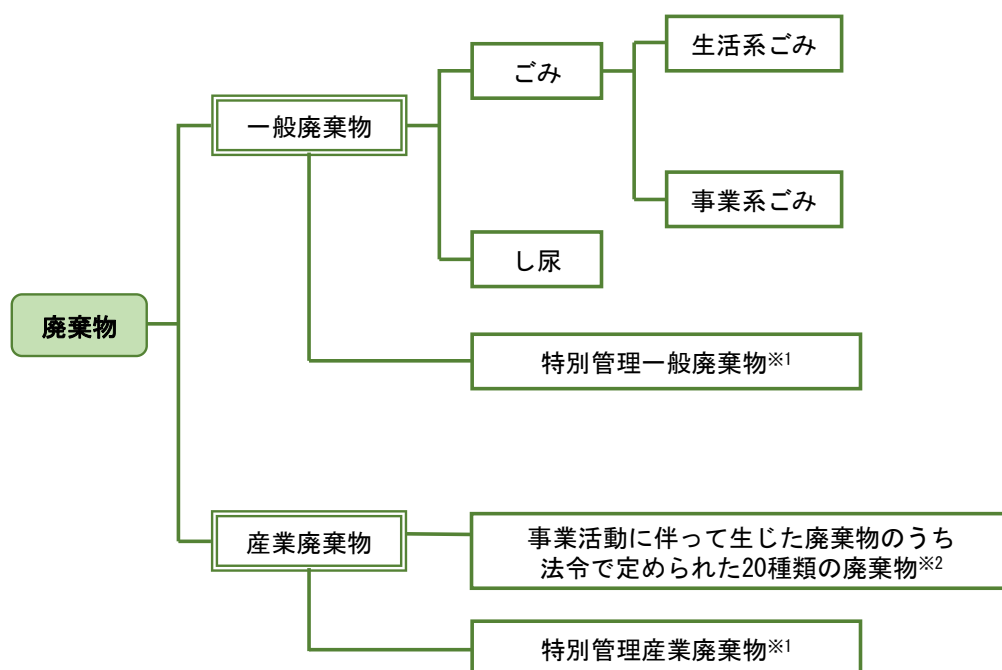
図 1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

第4節 計画の対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とする。



※1. 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

※2. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)

図 1-4-1 本計画の対象廃棄物

第2章 現状と課題

第1節 地域特性

愛媛県は、四国の北西側に位置し、日本一細長い佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海の二つの海に面し、瀬戸内海側は、海に面して道後平野（松山市など）や道前平野（新居浜市、西条市など）が広がり、宇和海側は、出入りの多いリアス式海岸になっている。瀬戸内海・宇和海には200余りの島々があり、海岸線の長さは全国5位（約1,700km）、宇和海南部ではサンゴも見られる。南側に接する高知県との境付近には、西日本最高峰の石鎚山（1,982m）をはじめとする四国山地がそびえており、里地、里山、里海など、魅力あふれる自然に囲まれている。比較的温暖な気候で災害も少なく、安定した物価・住宅事情や、通勤・通学時間の短さなど、快適に暮らせる環境や時間的なゆとりにも恵まれている。

東予地域では、製紙・紙加工業の集積する地区、化学コンビナートや造船、鉄鋼工場などが立地する地区、造船やタオル・繊維産業が立地する地区など、地域ごとに特徴のあるものづくり産業が発展している。これらの製造・加工業からは産業廃棄物が多く排出されるが、多様な加工技術をもつ企業も多く立地していることから、企業間の連携等による3R技術の開発・導入が見られる。

県都松山市が所在する中予地域は、県内人口の半数以上が居住していることから、絶対量でみた家庭ごみの排出が多くなっている。また、産業面では、商業、観光、飲食、サービス業などの第三次産業が発達しており、食品残さや包装ごみなども多くなる傾向もあるが、リサイクルに積極的に取り組む大手製造業等も立地している。

南予地域は、日本有数のかんきつ類の産地であるとともに、豊かな水産資源を活用して第一次産業が主たる産業となっており、特に、マダイ、ブリ、真珠等の養殖や栽培などに高い技術と経験が蓄積されており、それらから排出される廃棄物をリサイクルに生かす取り組みが行われている。

このほか、各地域で、林業や農業が主力となる山間部も抱えており、第一次産業から排出される廃棄物の循環的利用などの取り組みも行われている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日常的なマスクの使用をはじめ、事業活動への在宅勤務の導入など、社会生活に大きな変化がみられる。

本計画においては、こうした地理的・社会的特性を考慮しつつ、循環型経済(サーキュラ・エコノミー)を見据え、IoT や AI などのデジタル・トランスフォーメーション(DX)によるビジネスモデルの変革を進める。

また、それぞれの地域が持つ技術や特性を生かして、地域間の循環資源の移動・交換などにも取り組むことで、県全体として最適なりサイクルや適正処理の体制を整備し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指していく。

第2節 廃棄物の現状

1 一般廃棄物の排出及び処理状況

1-1 ごみ総排出量

ごみ総排出量（収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量）及び総人口の推移は、図 2-2-1 のとおりで、令和2年度のごみ総排出量は438千トンである。

本県の人口は、微減傾向で推移しており、ごみ総排出量も人口の減少に沿って微減傾向で推移している。

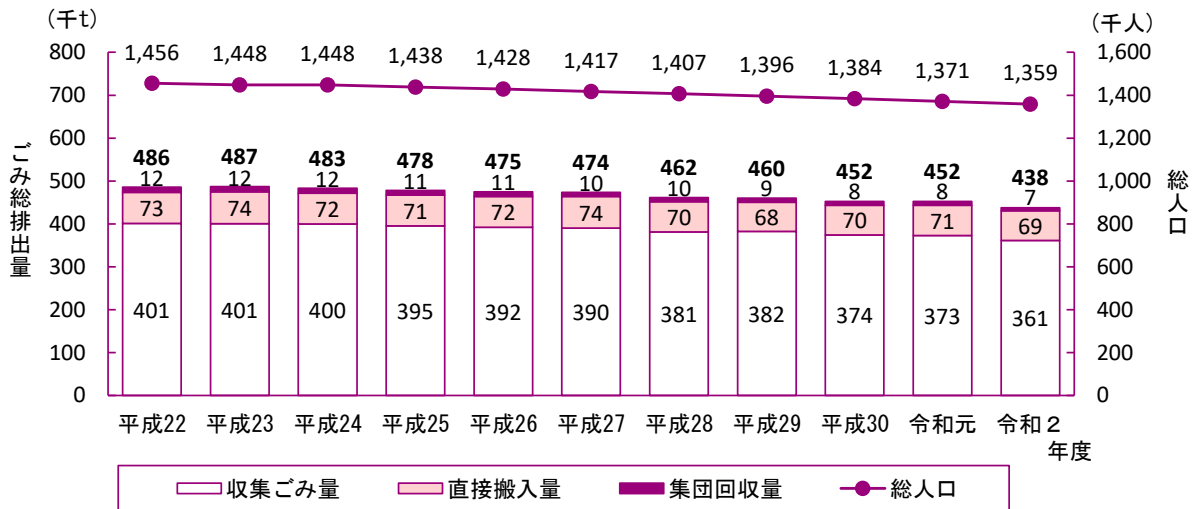


図 2-2-1 ごみ総排出量及び総人口の推移

1-2 1人1日当たり排出量

令和2年度における1人1日当たり排出量は882g/人・日であり、令和元年度の全国平均(918g/人・日)を下回っている。

1人1日当たり排出量は、平成22年度から平成27年度まではほぼ横ばいで推移していたが、同年度以降、減少傾向で進んでいる。令和2年度は特に事業系ごみが大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる。

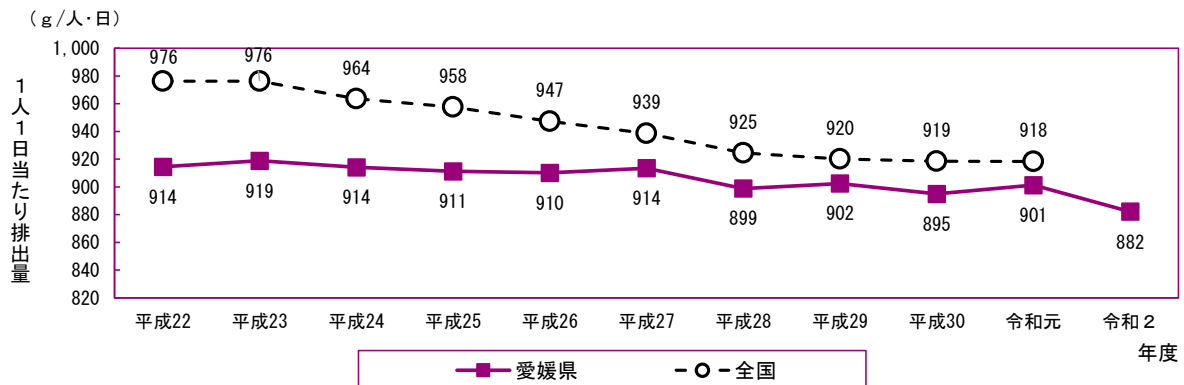


図 2-2-2 1人1日当たり排出量の推移

1-3 広域ブロック別ごみ総排出量

令和2年度における広域ブロック別ごみ総排出量は、図 2-2-3 のとおりである。

ごみ総排出量が最も多いのは松山ブロックの180千トンで、次いで西条ブロックが119千トン、今治ブロックが58千トン、八幡浜ブロックが43千トン、宇和島ブロックが36千トンとなっている。

令和2年度の1人1日当たり排出量で見ると、最も多いのは西条ブロックの1,047g/人・日で、次いで今治ブロックが981g/人・日となっている。八幡浜ブロックのみ平成27年度より微増しているが、それ以外のブロックは減少している。

また、平成27年度と比較して、ごみ総排出量は、全てのブロックで減少している。

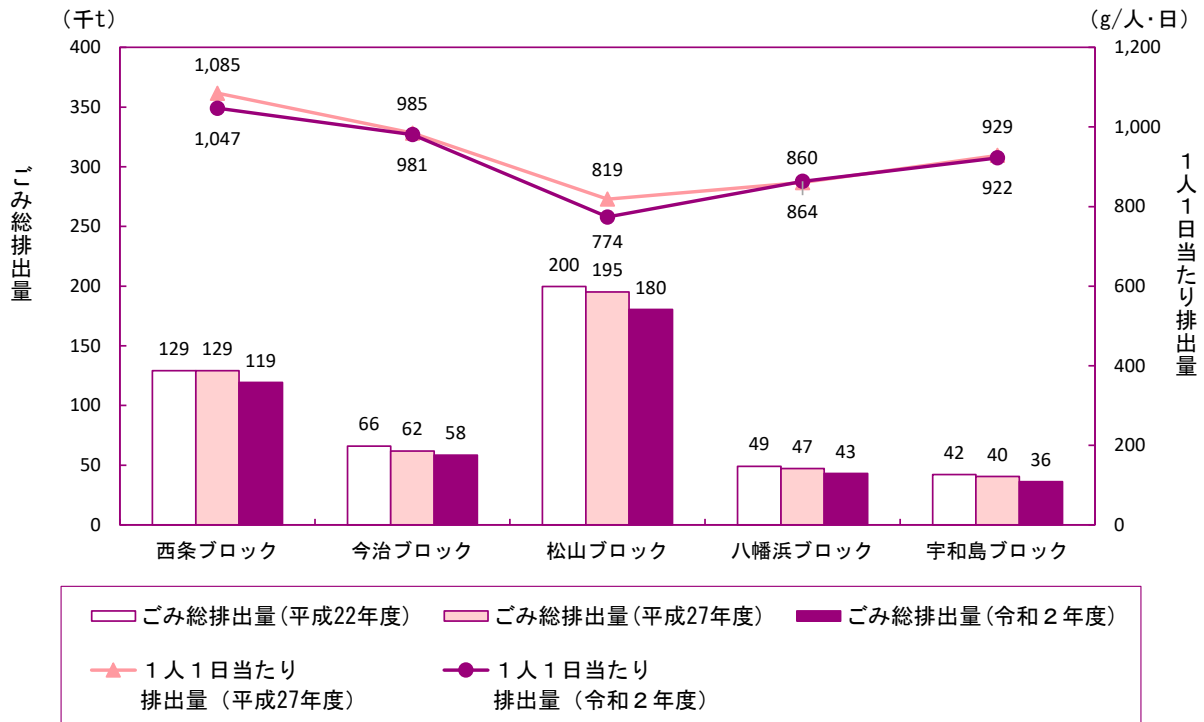


図 2-2-3 広域ブロック別ごみ総排出量

■ 広域ブロックの概要 ■

広域ブロックとは、「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」で定められたごみ広域処理ブロックのことである。各ブロックの概要を以下に示す。

ブロック	構成市町	人口(人)	面積(km ²)
西条	新居浜市、西条市、四国中央市	303,483	1,166
今治	今治市、上島町	158,181	450
松山	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	637,742	1,541
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	131,669	1,472
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	103,766	1,048
県計	20市町	1,334,841	5,677

注) 人口：令和2年国勢調査結果（令和2年10月1日現在の人口）

面積：全国都道府市区町村別面積調（令和2年10月1日現在の面積）



1-4 ごみの処理状況

令和2年度における県内のごみの処理フローは、図 2-2-4 のとおりである。

ごみ総排出量は 438 千トンで、このうち焼却や破砕・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は 56 千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は 74 千トン（リサイクル率 16.7%）となっている。

本県における焼却処理量は 363 千トン、最終処分量は合計 40 千トン（9.1%）となっている。

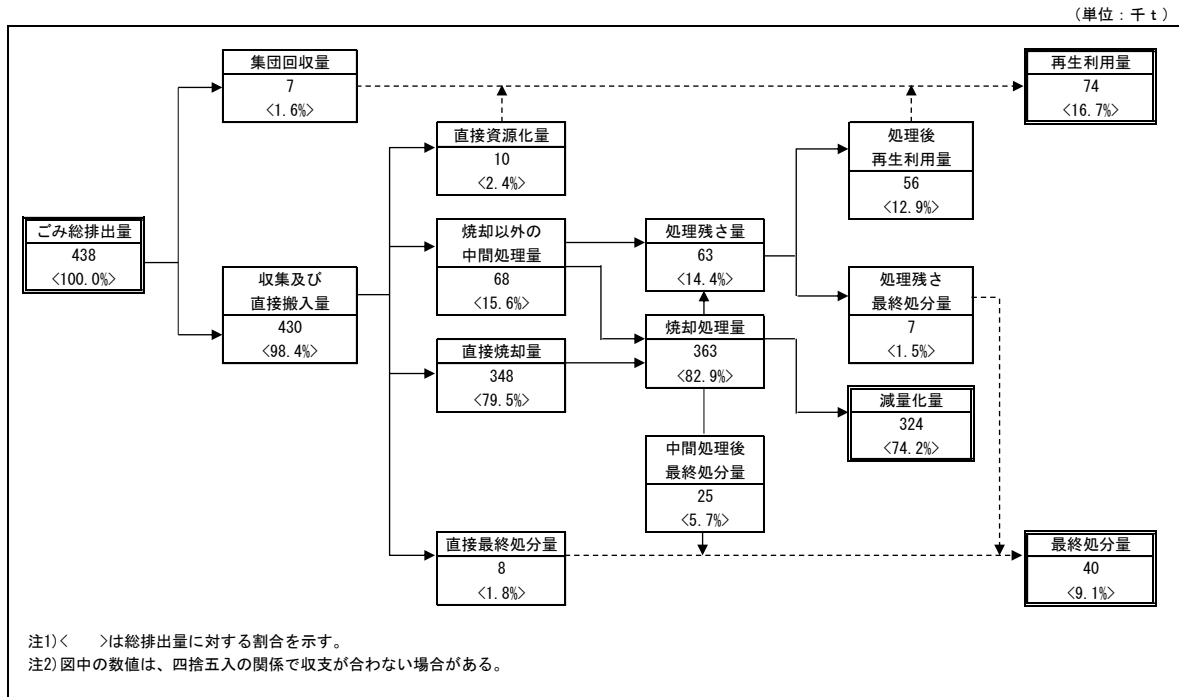


図 2-2-4 ごみの処理フロー（令和2年度）

ごみの処理状況の推移は、図 2-2-5 のとおりである。平成22年度以降は、ごみ総排出量が減少傾向にあるため、再生利用量及び最終処分量も減少傾向である。

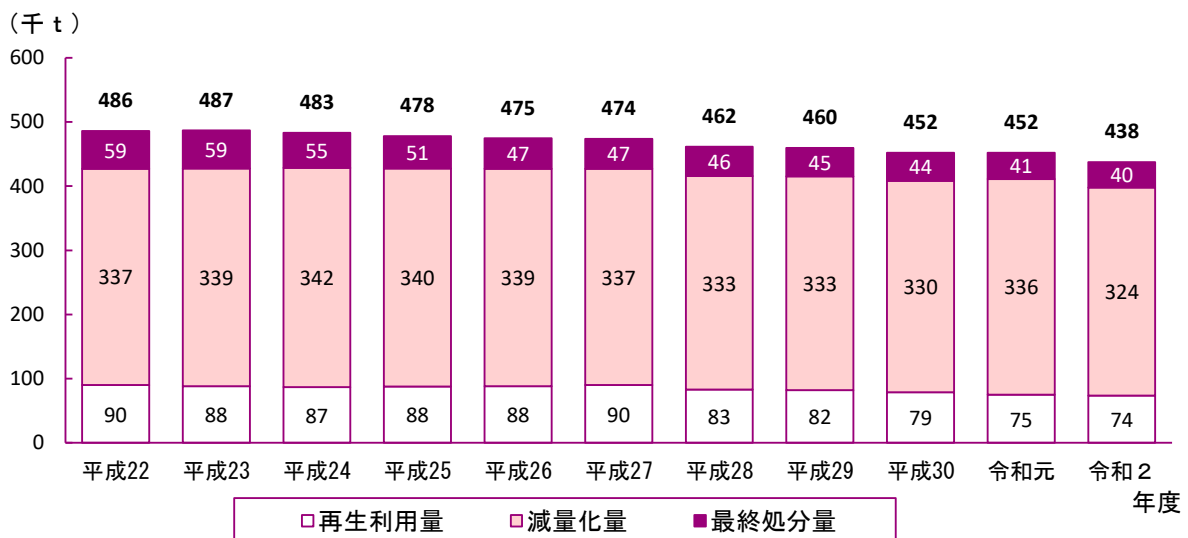


図 2-2-5 ごみの処理状況の推移

1-5 焼却処理の状況

(1) 焼却処理量と焼却率

焼却処理量と焼却率の推移は、図 2-2-6 のとおりである。令和 2 年度における焼却処理量は 363 千トン、焼却率（焼却処理量／計画処理量×100）は 83.6% である。

焼却率は、令和元年度の全国平均（84.1%）よりもやや低い水準である。

焼却処理量は、平成 22 年度以降ほぼ横ばいで推移しているが、焼却率は、やや上昇傾向で推移している。

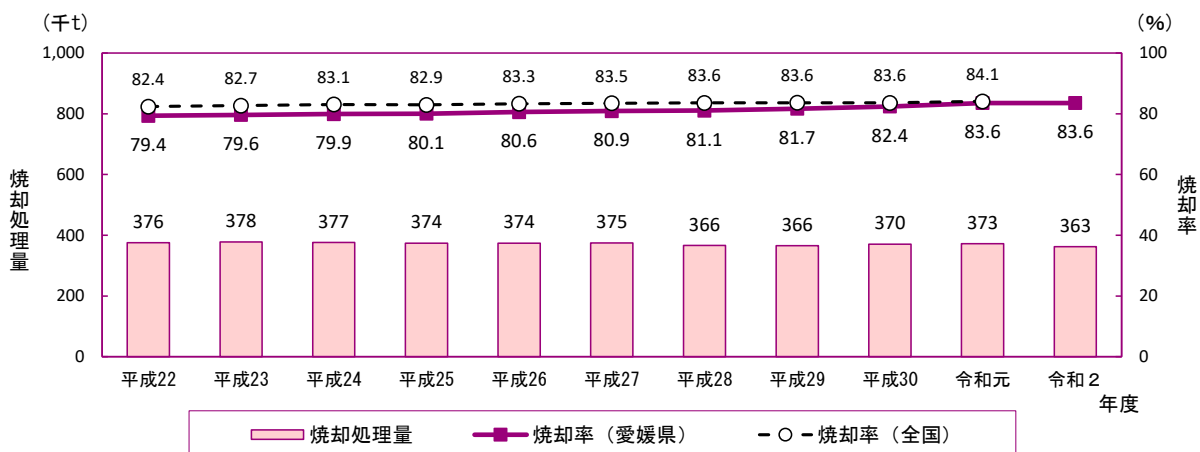


図 2-2-6 焼却処理量と焼却率の推移

(2) 広域ブロック別焼却率

令和 2 年度における焼却率を広域ブロック別にみると、今治ブロックが 89.7% で最も高く、次いで西条ブロックが 86.8%、宇和島ブロックが 83.7%、八幡浜ブロックが 81.8%、松山ブロックが 79.9% となっている。

また、すべての広域ブロックで平成 27 年度より上昇しており、今治ブロックにおいては、10% 以上上昇している。

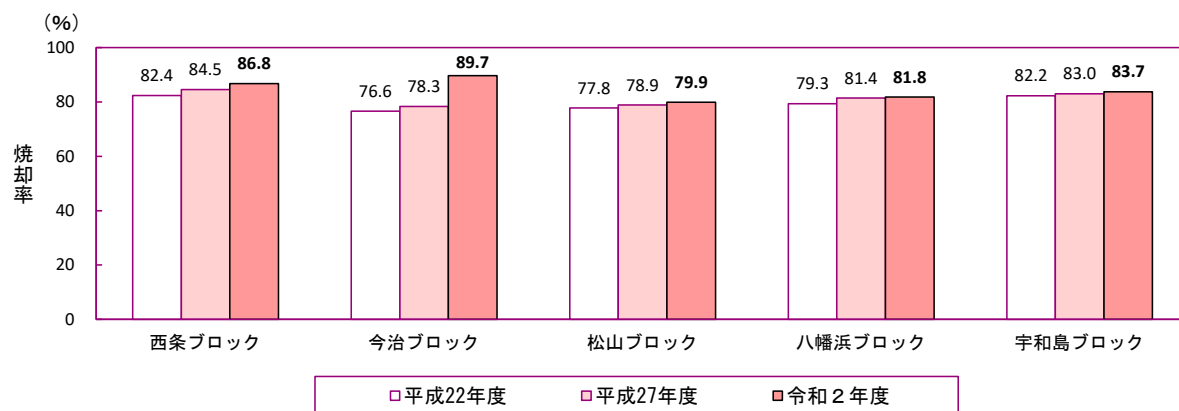


図 2-2-7 広域ブロック別焼却率

1-6 再生利用の状況

(1) 再生利用量と再生利用率

再生利用量と再生利用率（再生利用量／(ごみ処理量＋集団回収量)×100）の推移は、図 2-2-8 のとおりである。

令和 2 年度における再生利用量は 74 千トン、このうち集団回収量が 7 千トン、資源化量が 67 千トンとなっている。平成 22 年度以降ごみ総排出量が減少傾向にあるため、同じく減少傾向で推移している。

また、再生利用率は、平成 27 年以降減少傾向で推移しており、全国平均よりもやや低い水準である。

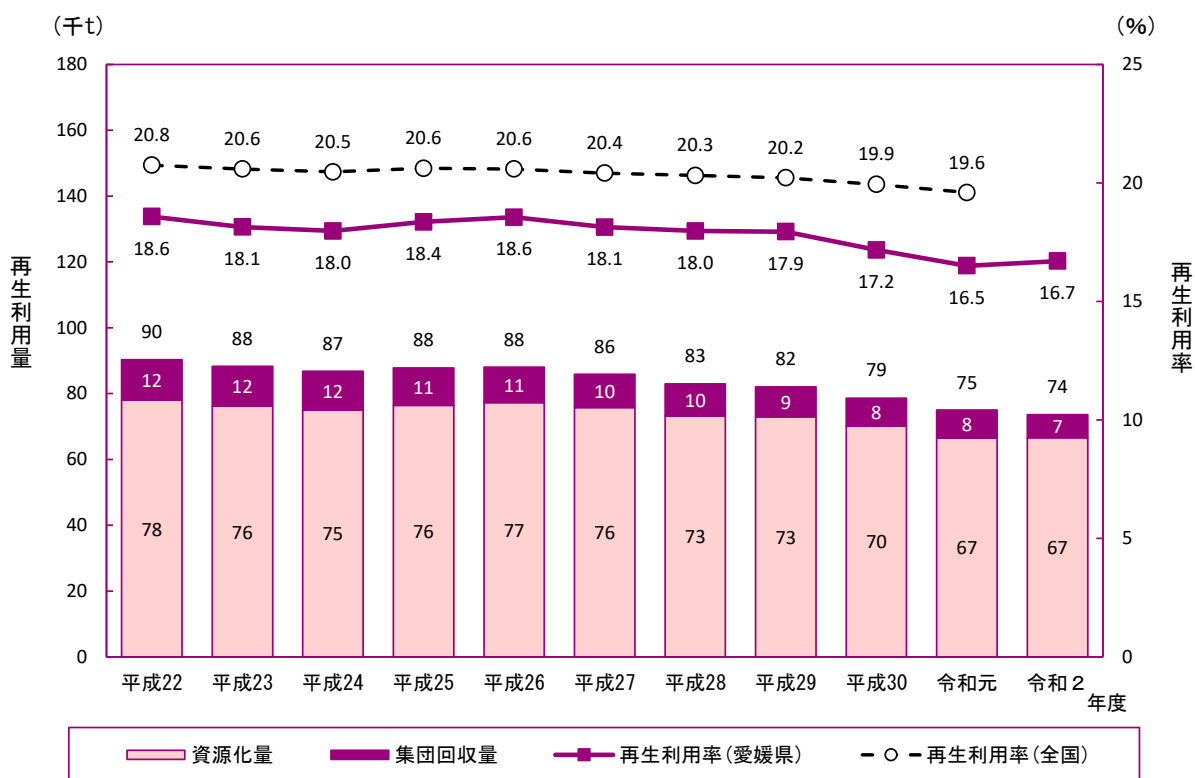


図 2-2-8 再生利用量と再生利用率の推移

(2) 広域ブロック別の再生利用量及び再生利用率

広域ブロック別の再生利用量及び再生利用率は、図 2-2-9 のとおりである。

令和2年度における再生利用率を広域ブロック別にみると、再生利用率が最も高いのは宇和島ブロックの23.2%、次いで松山ブロックの20.1%となっている。最も低いのは西条ブロックの10.5%であり、宇和島ブロックとは約13ポイントの差が生じている。

また、再生利用率を平成27年度と比較すると、宇和島ブロックは約5ポイント上昇しているが、それ以外のブロックでは減少している。

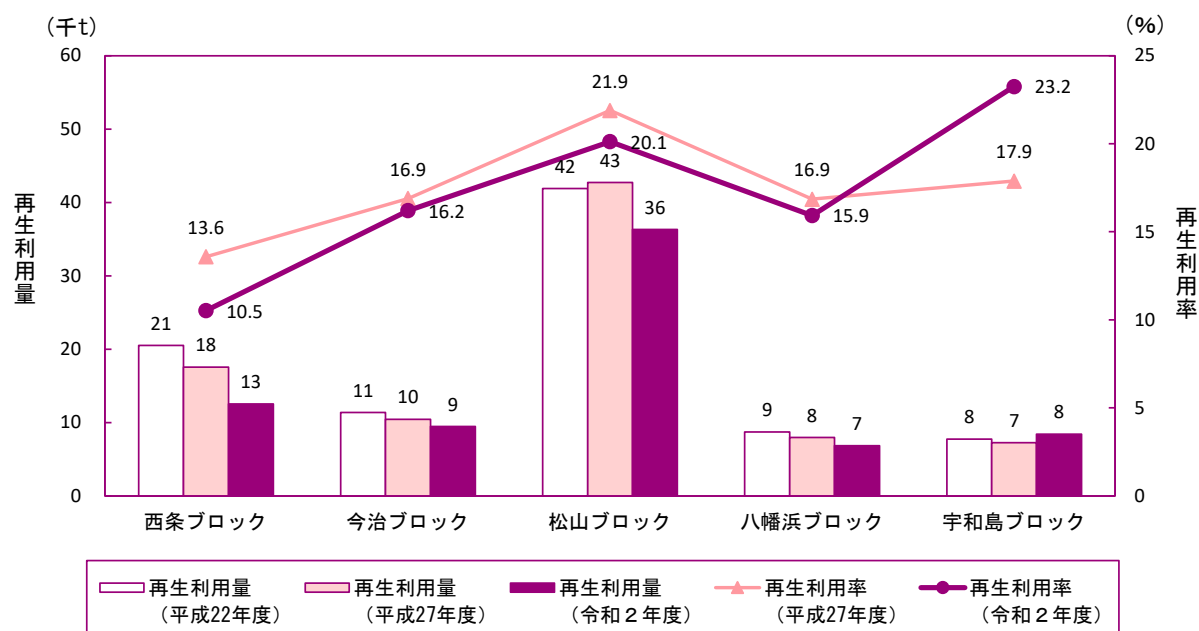


図 2-2-9 広域ブロック別の再生利用量及び再生利用率

1-7 最終処分状況

(1) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率（最終処分量／計画処理量×100）の推移は、図 2-2-10 のとおりである。

令和 2 年度における最終処分量は 40 千トン、最終処分率は 9.1%で、令和元年度の全国平均（9.3%）とほぼ同じ水準である。

平成 23 年度以降は、排出抑制や減量化、再生利用の推進に伴って、最終処分量及び最終処分率は減少傾向で推移している。

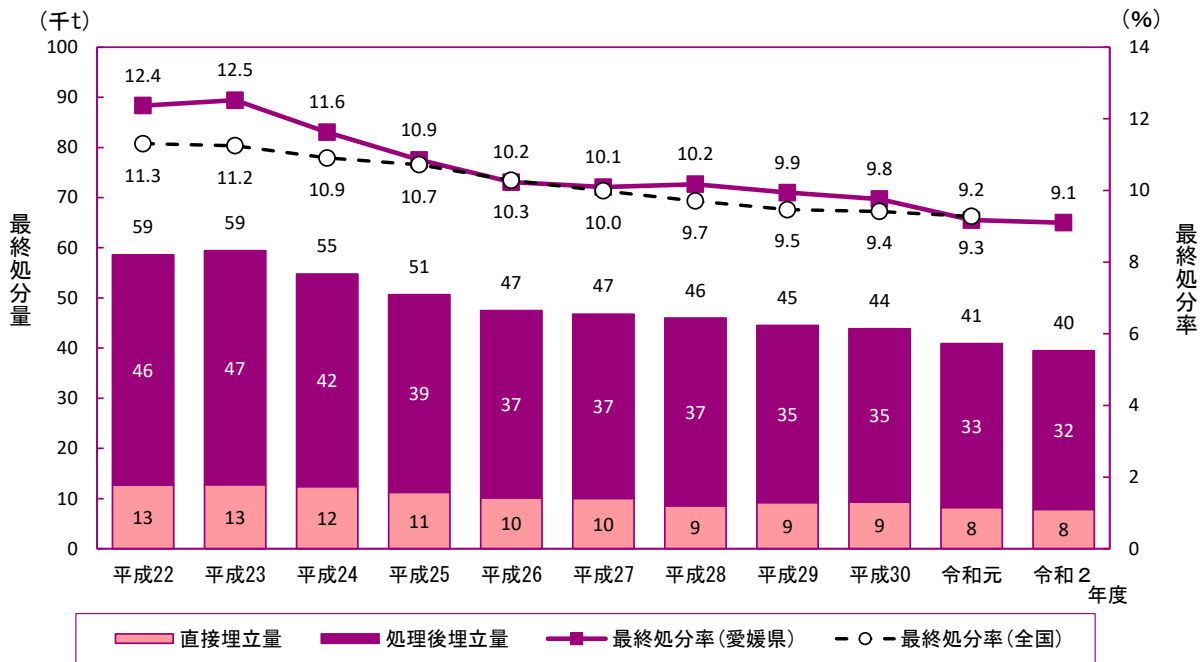


図 2-2-10 最終処分量及び最終処分率の推移

(2) 広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率

広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率は、図 2-2-11 のとおりである。

令和2年度における最終処分量を広域ブロック別にみると、西条ブロックと松山ブロックが14千トンと最も多く、次いで今治ブロックと八幡浜ブロックが5千トン、宇和島ブロックが2千トンとなっている。

今治ブロックは焼却率が上昇したため、減量化され、平成27年度より5千トン減少している。また、宇和島ブロックは再生利用率が上昇したため、平成27年度より3千トン減少している。

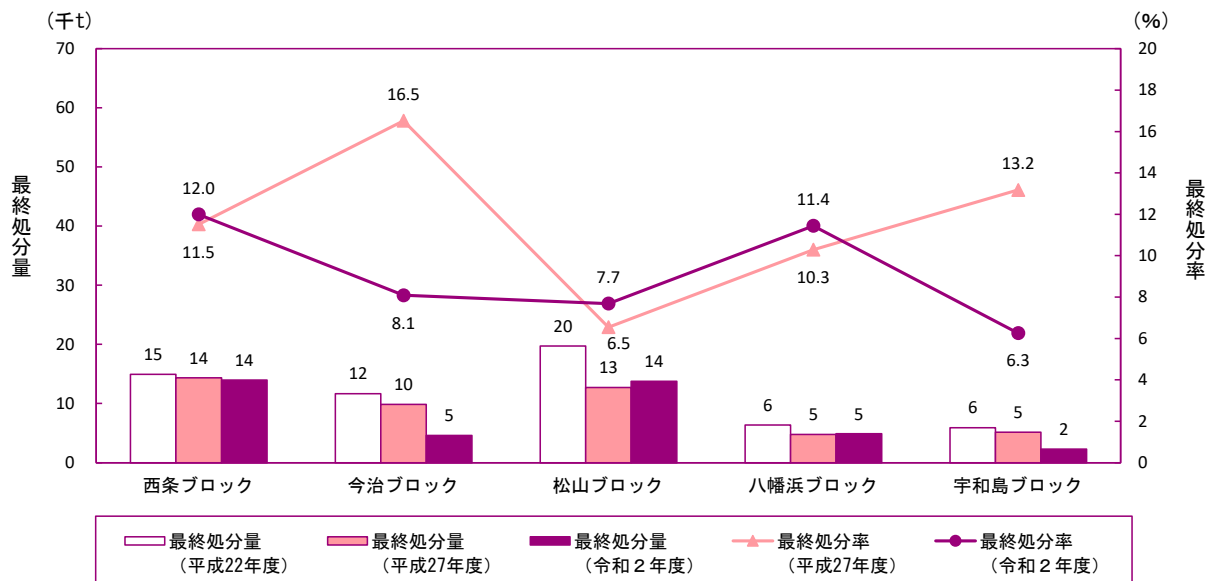


図 2-2-11 広域ブロック別の最終処分量及び最終処分率

1-8 ごみ処理事業経費の状況

(1) ごみ処理事業経費

令和元年度に本県で費やしたごみ処理事業経費（建設改良費、処理及び維持管理費、その他）は194億円である。

建設改良費は、平成28年度と平成29年度に今治市と宇和島地区広域事務組合の施設整備に伴い、高くなっているが、平成30年度以降は29億円程度で推移している。

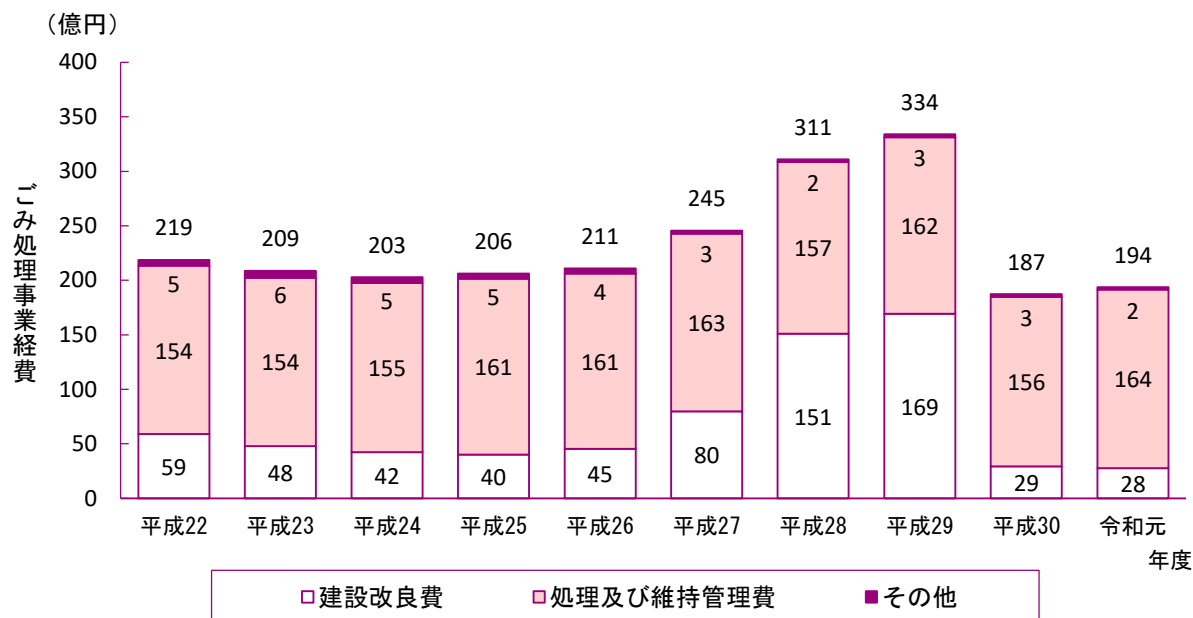


図 2-2-12 ごみ処理事業経費の推移

(2) 広域ブロック別ごみ処理事業経費

令和元年度におけるごみ1トン当たりのごみ処理事業経費を広域ブロック別にみると、八幡浜ブロックが53,916円/tで最も高く、次いで松山ブロックが45,901円/t、今治ブロックが45,574円/tとなっている。

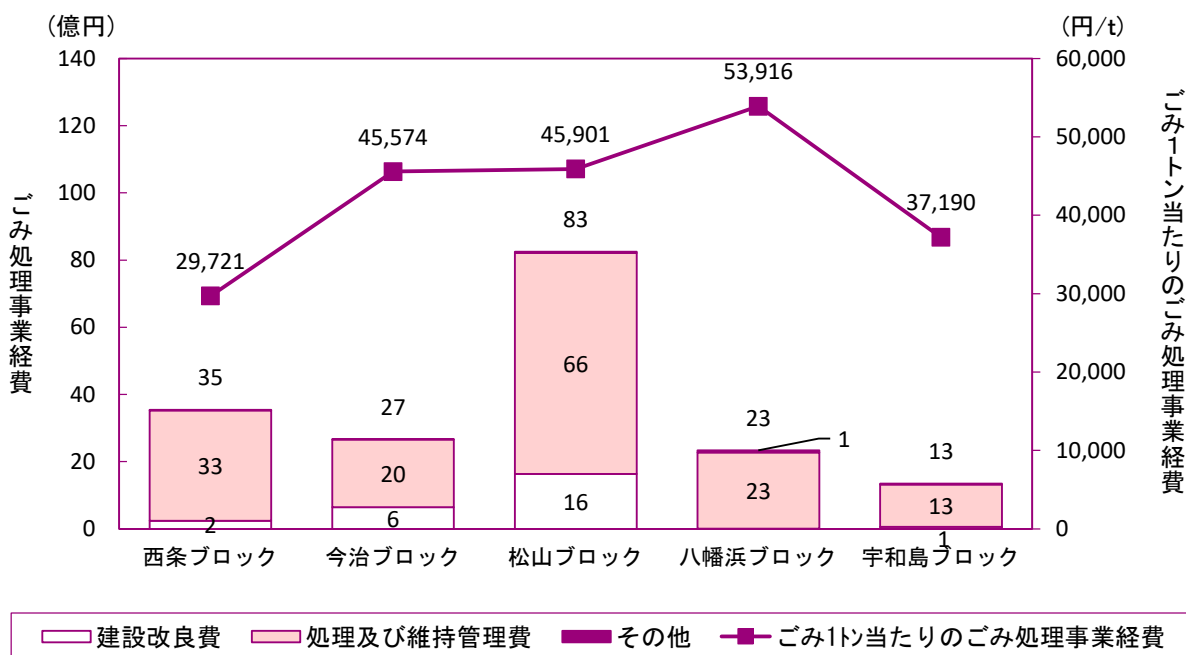


図 2-2-13 広域ブロック別ごみ処理事業経費

1-9 ごみ処理施設の設置状況

(1) 焼却施設

令和2年度末現在、県内で焼却施設は14施設稼動している。

表 2-2-1 焼却施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模 (t/日)	炉数	処理方式	竣工年月	関係市町
1	四国中央市	クリーンセンター	150	3	全連	H12.4	
2	新居浜市	清掃センター	201	3	全連	H15.3	
3	西条市	道前クリーンセンター	200	2	全連	H3.11	
4	今治市	今治市クリーンセンター	174	2	全連	H30.3	
5	上島町	上島クリーンセンター	9	1	機バ	H20.3	
6	松山市	西クリーンセンター	420	3	全連	H25.12	
7	松山市	南クリーンセンター	300	3	全連	H6.3	久万高原町
8	東温市	クリーンセンター	22	2	機バ	H9.4	
9	伊予地区ごみ処理施設管理組合	清掃センター	80	2	准連	S52.4	伊予市、松前町
10	砥部町	美化センター	23	1	RDF	H13.4	
11	八幡浜市	南環境センター	84	2	全連	H9.4	西予市、伊方町
12	大洲市	大洲市環境センター	90	2	全連	H3.4	
13	内子町	内子町クリーンセンター	21	2	准連	H10.12	
14	宇和島地区広域事務組合	環境センター	120	2	全連	H29.9	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
合 計			1,894	30			

※処理方式 全連：全連続式の略で原則24時間運転
機バ：機械パッチ式の略で連続8時間運転
RDF：ごみ燃料化施設
准連：准連続式の略で原則16時間運転

(2) 再生処理施設

令和2年度末現在、県内で再生処理施設は9施設稼動している。

表 2-2-2 再生処理施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模 (t/日)	処理内容	竣工年月
1	四国中央市	リサイクルプラザ	32	選別資源化	H9.3
2	新居浜市	リサイクルプラザ	2	圧縮・梱包	H6.3
3	新居浜市	リサイクル推進施設	19.5	選別資源化	H21.10
4	今治市	今治市クリーンセンター	41	選別資源化	H30.3
5	松山市	中島リサイクルセンター	3	選別資源化	H16.11
6	内子町	内子町リサイクルセンター	1.7	圧縮資源化	H20.3
7	八幡浜市	リサイクルプラザ	11	選別資源化	H9.3
8	伊方町	伊方町リサイクルセンター	1.2	選別資源化	H22.3
9	宇和島地区広域事務組合	リサイクルセンター	20	選別資源化	H29.9
合 計			131.4		

(3) 最終処分場

令和2年度末現在、県内で最終処分場は27施設ある。このうち受入を休止し、又は終了している施設が10施設である。

表 2-2-3 最終処分場の設置状況

	事業主体	施設名称	種類	埋立開始 年月日	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	備考
1	新居浜市	一般廃棄物最終処分場	管理型	H5.4	29,000	345,900	終了
2	新居浜市	新居浜市最終処分場	管理型	H20.4	24,000	363,116	
3	西条市	東部一般廃棄物最終処分場	管理型	H24.5	4,255	58,700	
4	西条市	船屋一般廃棄物最終処分場	安定型	S46.6	5,600	20,545	
5	西条市	東予一般廃棄物最終処分場	管理型	H6.4	13,600	70,000	
6	西条市	小松一般廃棄物最終処分場	安定型	S58.8	7,421	22,731	終了
7	西条市	丹原一般廃棄物最終処分場	管理型	H12.3	4,600	16,000	
8	今治市	今治一般廃棄物最終処分場	管理型	S57.4	72,827	395,170	埋立不可
9	今治市	波方一般廃棄物最終処分場	管理型	H10.4	10,118	54,000	
10	今治市	大島一般廃棄物最終処分場	管理型	H13.4	6,800	50,300	
11	上島町	佐島不燃物処理地	安定型	S59.4	1,100	5,000	
12	上島町	生名不燃物処理地	安定型	H5.8	2,000	5,000	終了
13	上島町	先田名後最終処分場	安定型	H2.4	3,500	8,000	
14	松山市	横谷廃棄物センター	管理型	S47.10	95,337	824,000	休止
		横谷埋立センター	管理型	H15.4	40,000	550,000	
15	松山市	大西谷埋立センター	管理型	H5.4	20,200	150,000	
16	砥部町	千里埋立処分場	管理型	H5.6	11,000	60,000	
17	大洲市	大洲市不燃物処理地	安定型	S47.4	22,250	211,300	
18	八幡浜市	一般廃棄物最終処分場	管理型	H10.4	2,300	11,000	
19	伊方町	一般廃棄物最終処分場	管理型	H25.4	4,300	19,700	
20	西予市	野村不燃物処理場	安定型	S46.5	6,200	38,000	休止
21	西予市	惣川不燃物処理場	安定型	S47.7	864	5,600	休止
22	宇和島市	宇和島市一般廃棄物最終処分場	管理型	H6.10	21,000	132,000	
23	宇和島市	蛇堀不燃物最終処分場	安定型	S62.4	5,060	81,600	休止
24	宇和島市	是能不燃物処理場	安定型	S55.4	5,300	18,550	
25	鬼北町	清水最終処理場	安定型	S48.7	9,180	56,000	休止
26	松野町	松野町一般廃棄物最終処分場	安定型	H7.6	977	7,000	休止
27	愛南町	環境衛生センター最終処分場	管理型	H11.9	9,700	55,000	
		合 計			438,489	3,634,212	

1-10 し尿の排出状況

(1) 生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向、コミュニティプラント人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向で推移している。

表 2-2-4 生活排水処理人口の推移

区分		年度									
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
総人口		1,456	1,448	1,448	1,438	1,428	1,417	1,407	1,396	1,384	1,371
水洗化人口	公共下水道	646	641	655	665	701	708	710	720	700	703
	コミュニティプラント	7	7	6	6	6	3	3	34	33	1
	浄化槽	596	614	612	602	568	559	550	505	522	545
	合併処理浄化槽	274	306	294	304	304	300	298	289	311	327
	単独処理浄化槽	322	308	317	298	264	259	252	216	212	218
計		1,249	1,261	1,273	1,273	1,275	1,270	1,263	1,259	1,256	1,249
非水洗化人口	計画収集	204	184	173	163	152	146	143	136	127	121
	自家処理	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	計	207	186	175	165	154	147	143	137	128	122
水洗化率(%)		85.8%	87.1%	87.9%	88.5%	89.2%	89.6%	89.8%	90.2%	90.8%	91.1%

出典:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)をもとに作成

令和元年度における水洗化率(水洗化人口/総人口×100)は91.1%であり、全国平均(95.4%)を下回っている。また、汚水処理人口普及率((公共下水道人口+コミュニティプラント人口+合併処理浄化槽人口)/総人口×100)は80.0%であり、全国平均(91.7%)を下回っている。

なお、水洗化率及び汚水処理人口普及率は、いずれも増加傾向で推移している。

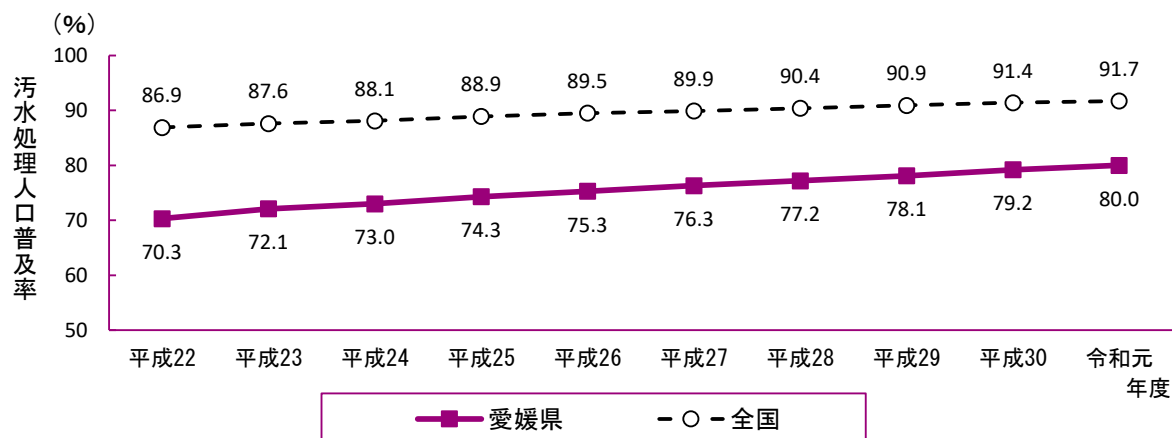
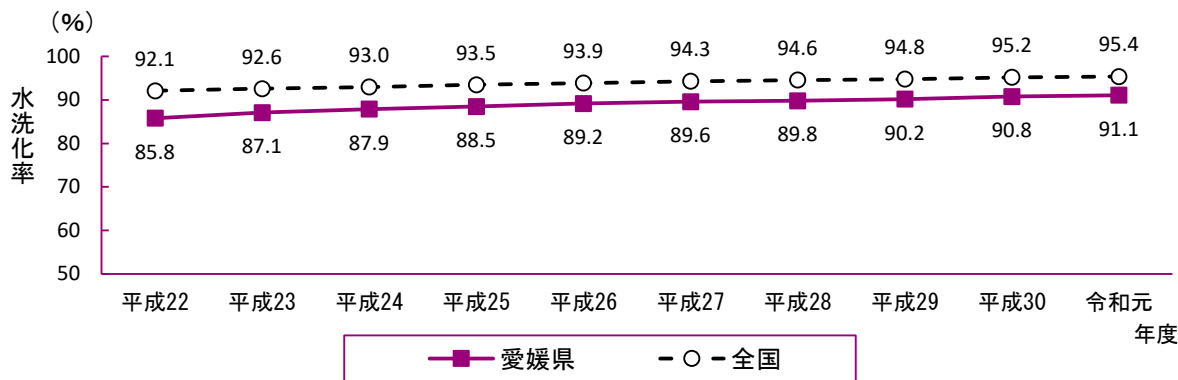


図 2-2-14 水洗化率、汚水処理人口普及率の推移

(2) 生活排水の処理状況

令和元年度の生活排水処理量をみると、し尿処理施設での処理量が360千kℓ、自家処理量が0.3千kℓであり、いずれも減少傾向で推移している。し尿処理施設での処理量のうち、汲み取りし尿は107千kℓ（し尿処理施設での処理量の29.6%）、浄化槽汚泥は254千kℓ（同70.4%）である。

表 2-2-5 生活排水処理量の推移

(単位:千kℓ)

項目	年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
計画処理量	し尿処理施設	421	421	414	409	404	396	391	387	369	360
	汲み取りし尿	161	155	147	140	136	130	124	117	107	107
	浄化槽汚泥	261	267	266	268	268	266	267	269	262	254
	ごみ堆肥化施設(汚泥)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元(し尿)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道投入	0	0	0	1	2	2	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	計	421	422	414	409	407	399	393	389	371	362
自家処理量	2	2	1	1	1	1	1	1	0.4	0.3	

出典:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)をもとに作成

(3) し尿処理施設

令和2年度末現在、県内でし尿処理施設は、12施設稼働している。

表 2-2-6 し尿処理施設の設置状況

	事業主体	施設名称	規模(kℓ/日)	設置年月	関係市町
1	四国中央市	アイ・クリーン	35	H5.11	
2	四国中央市	エコトピアひうち	33	H12.4	
3	新居浜市	衛生センター	140	H2.4	
4	西条市	ひうちクリーンセンター	72	R2.3	
5	今治市	今治衛生センター	80	H27.3	
6	松山衛生事業組合	松山衛生ecoセンター	373	R2.4	松山市、東温市、砥部町(旧広田村を除く)
7	伊予市松前町共立衛生組合	塩美園	68	H12.4	伊予市(旧双海街、中山町を除く)、松前町
8	久万高原町	し尿処理施設	25	H9.4	
9	大洲・喜多衛生事務組合	清流園	100	H12.4	大洲市、伊予市(旧双海町、中山町)、砥部町(旧広田村)、内子町
10	八幡浜地区施設事務組合	一楽園	52	S61.2	八幡浜市、伊方町
11	西予市	西予市衛生センター	45	H29.4	
12	宇和島地区広域事務組合	汚泥再生処理センター	220	H27.8	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
合 計			1,243		

2 産業廃棄物の排出及び処理状況

2-1 産業廃棄物の処理状況

令和元年度における産業廃棄物の発生量は 7,981 千トン、発生量から有償物量（売却した量）を除いた排出量は 7,799 千トンである。このうち脱水や焼却、破碎などの中間処理量は 7,516 千トン（94.2%）、中間処理されることなく処分された量は、直接再生利用量が 138 千トン（1.7%）、直接最終処分量が 145 千トン（1.9%）となっている。

また、中間処理による減量化量は 5,219 千トン（66.9%）で、再生利用量（直接再生利用量、処理後再生利用量の合計）は 2,318 千トン（29.7%）、最終処分量（直接最終処分量、処理後最終処分量の合計）は 238 千トン（3.1%）となっている。

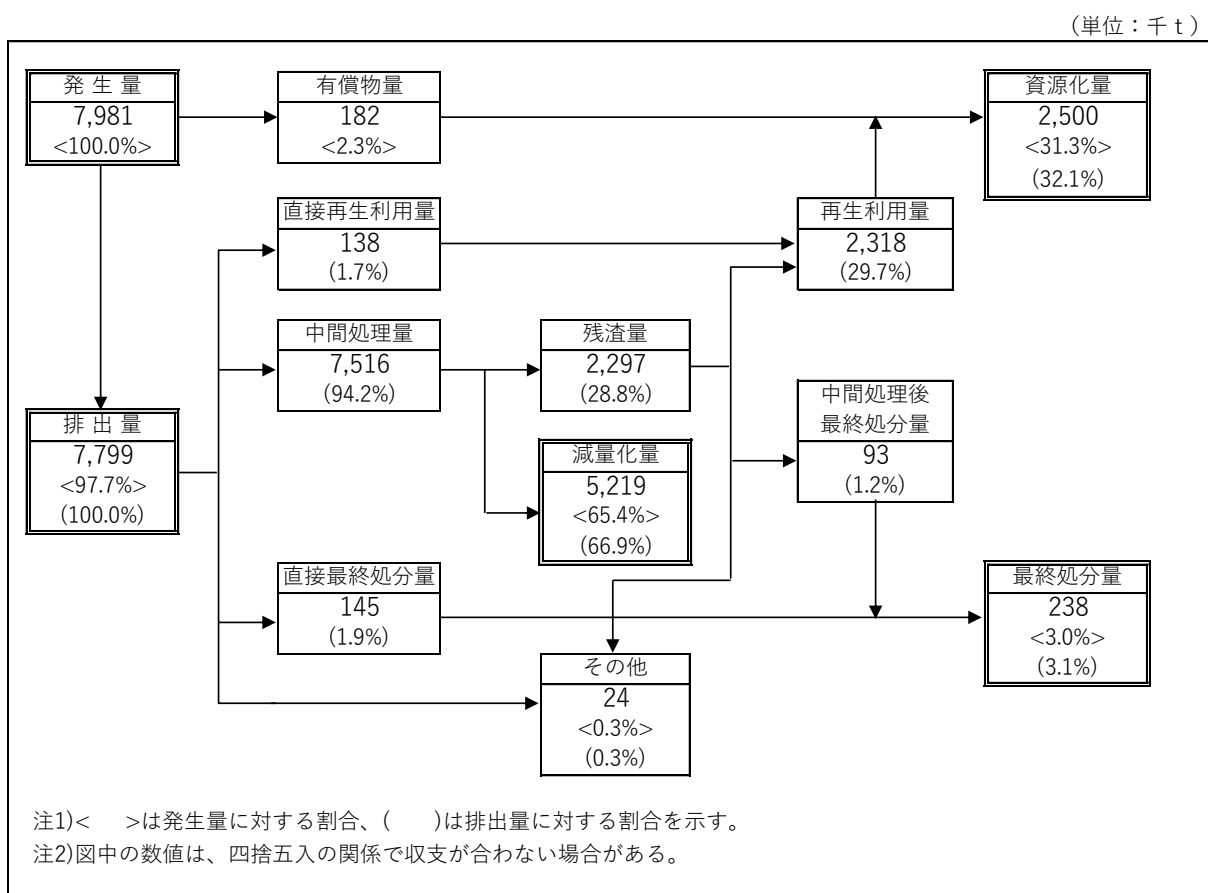


図 2-2-15 産業廃棄物の処理フロー（令和元年度）

2-2 業種別の排出状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量 7,799 千トン を業種別にみると、製造業が 5,218 千トン（排出量の 66.9%）で最も多く、次いで電気・水道業が 1,093 千トン（同 14.0%）、建設業が 737 千トン（同 9.4%）、農業が 671 千トン（同 8.6%）となっており、これらの4業種が排出量全体の約 99.0%を占めている。業種別の構成比を平成 26 年度と比較すると、農業が減少、製造業と電気・水道業が大きく増加している。

業種別の排出割合を全国と比較すると、本県は、全国と比べて製造業の比率が非常に高くなっている。

表 2-2-7 業種別排出量の推移

業種	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度	
	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)
製造業	6,597	69.3	5,515	68.9	4,942	65.7	5,218	66.9
電気・水道業	731	7.7	835	10.4	924	12.3	1,093	14.0
農業	1,055	11.1	903	11.3	828	11.0	671	8.6
建設業	1,048	11.0	655	8.2	713	9.5	737	9.4
その他	83	0.9	96	1.2	120	1.6	80	1.0
合計	9,514	100.0	8,005	100.0	7,526	100.0	7,799	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

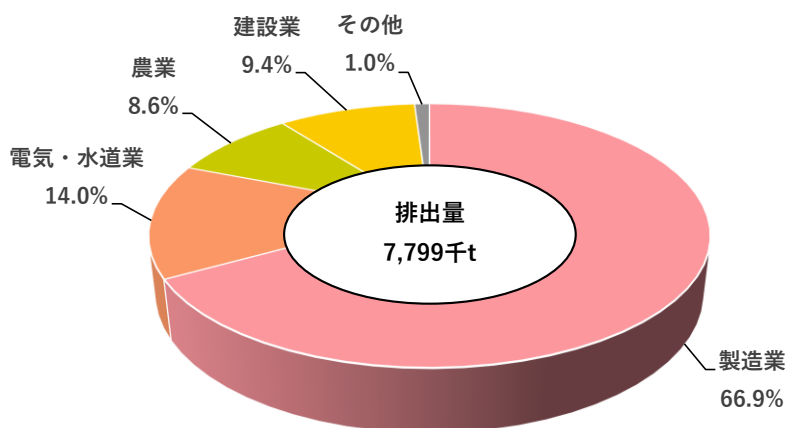


図 2-2-16 業種別の排出割合 (令和元年度)

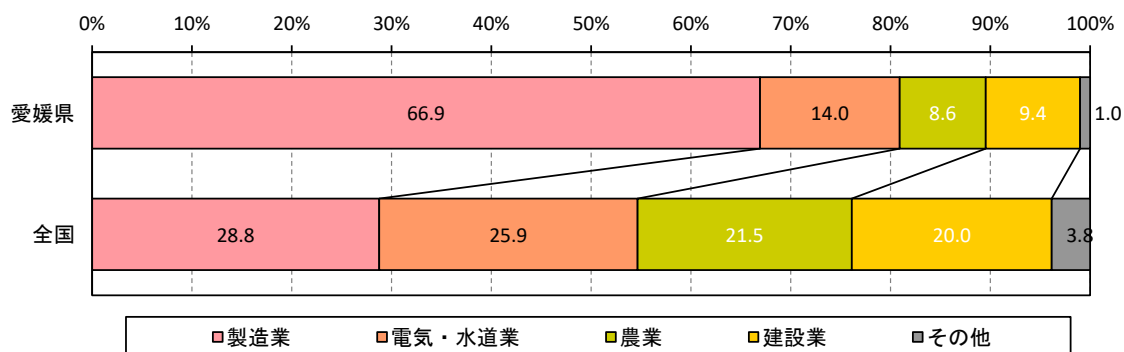


図 2-2-17 業種別の排出割合 - 全国との比較 (令和元年度)

2-3 種類別の排出状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量 7,799 千トンを種類別にみると、汚泥が 5,525 千トン（排出量の 70.8%）で最も多く、次いで動物のふん尿が 671 千トン（同 8.6%）、がれき類が 581 千トン（同 7.4%）、ばいじんが 497 千トン（同 6.4%）等となっており、これらの 4 種類が排出量全体の約 93.2%を占めている。種類別の構成比を平成 26 年度と比較すると、動物のふん尿と木くず及び燃え殻が減少し、汚泥が増加している。

種類別の排出割合を全国と比較すると、本県は、全国と比べて汚泥の比率が非常に高くなっている。

表 2-2-8 種類別排出量の推移

種類	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度	
	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)
汚泥	6,515	68.5	5,632	70.4	4,895	65.0	5,525	70.8
動物のふん尿	1,054	11.1	902	11.3	827	11.0	671	8.6
がれき類	893	9.4	544	6.8	589	7.8	581	7.4
ばいじん	403	4.2	406	5.1	487	6.5	497	6.4
木くず	223	2.3	161	2.0	135	1.8	81	1.0
廃プラスチック類	69	0.7	88	1.1	124	1.6	137	1.8
燃え殻	78	0.8	59	0.7	122	1.6	78	1.0
その他	278	2.9	213	2.7	347	4.6	230	2.9
合計	9,514	100.0	8,005	100.0	7,526	100.0	7,799	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

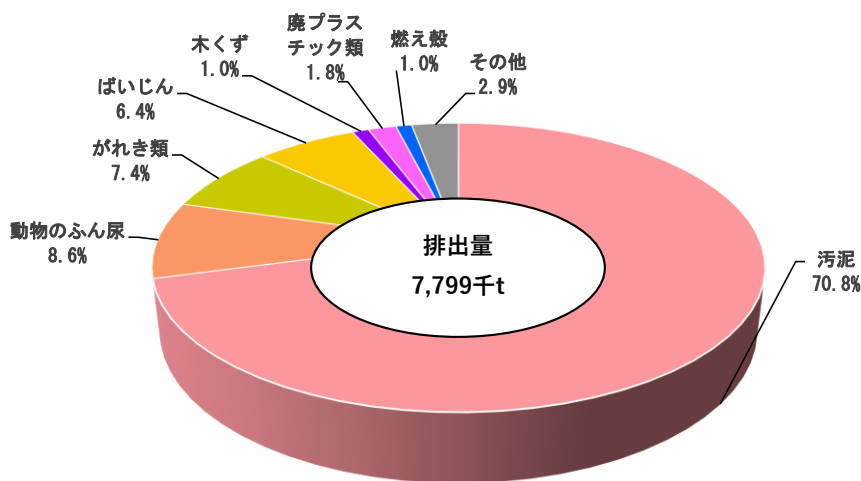


図 2-2-18 種類別の排出割合 (令和元年度)

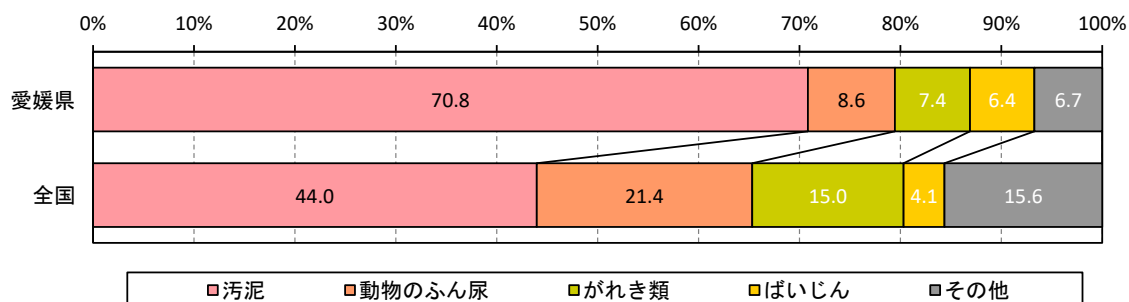


図 2-2-19 種類別の排出割合 - 全国との比較 (令和元年度)

2-4 圏域別の排出状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量 7,799 千トン圏域別にみると、四国中央圏が 4,956 千トン（排出量の 63.5%）で最も多く、次いで新居浜・西条圏が 974 千トン（同 12.5%）、松山圏が 906 千トン（同 11.6%）、八幡浜・大洲圏が 533 千トン（同 6.8%）、今治圏が 302 千トン（同 3.9%）、宇和島圏が 128 千トン（同 1.6%）となっている。

圏域別の構成比を平成 26 年度と比較すると、四国中央圏、新居浜・西条圏及び今治圏が増加、松山圏と八幡浜・大洲圏及び宇和島圏が減少している。

表 2-2-9 圏域別排出量の推移

圏域	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度	
	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)	排出量 (千t)	構成比 (%)
四国中央圏	5,009	52.6	4,363	54.5	4,417	58.7	4,956	63.5
新居浜・西条圏	1,787	18.8	1,500	18.7	898	11.9	974	12.5
今治圏	603	6.3	360	4.5	264	3.5	302	3.9
松山圏	1,100	11.6	1,040	13.0	983	13.1	906	11.6
八幡浜・大洲圏	774	8.1	629	7.9	739	9.8	533	6.8
宇和島圏	242	2.5	112	1.4	226	3.0	128	1.6
合計	9,514	100.0	8,005	100.0	7,526	100.0	7,799	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

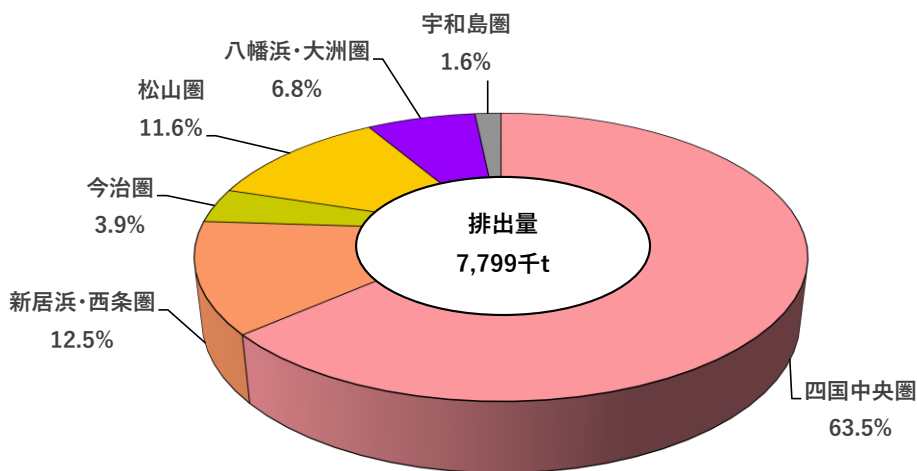


図 2-2-20 圏域別の排出割合 (令和元年度)

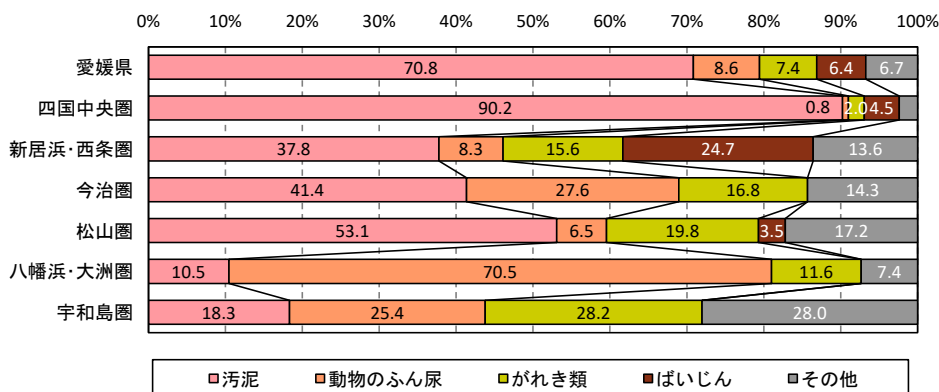


図 2-2-21 種類別の排出割合 - 圏域別の比較 (令和元年度)

2-5 処理状況

令和元年度に県内から排出された産業廃棄物 7,799 千トンは、脱水や焼却等の中間処理により 5,219 千トン（排出量の 66.9%）が減量化され、2,318 千トン（同 29.7%）が再生利用、238 千トン（同 3.1%）が最終処分されている。平成 26 年度と比べて、最終処分量の比率が減少した。

本県は、排出量に占める汚泥の比率が高いため、処理状況を全国と比較すると、減量化量の比率が高くなっており、再生利用量の比率が低くなっている。

表 2-2-10 処理状況の比較

項目	愛媛県										全国	
	平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元年度		増減量(H26比)		令和元年度	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	増減量	増減率	排出量	構成比
排出量	9,514	100%	8,005	100%	7,526	100%	7,799	100%	273	3.6%	379,753	100%
再生利用量	2,468	25.9%	2,253	28.1%	2,253	29.9%	2,318	29.7%	65	2.9%	200,378	52.8%
減量化量	6,012	63.2%	5,266	65.8%	4,949	65.8%	5,219	66.9%	270	5.5%	170,223	44.8%
最終処分量	1,034	10.9%	482	6.0%	274	3.6%	238	3.1%	-36	-13.1%	9,152	2.4%
その他量	0	0.0%	3	0.0%	50	0.7%	24	0.3%	-26	-52.0%	-	-

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

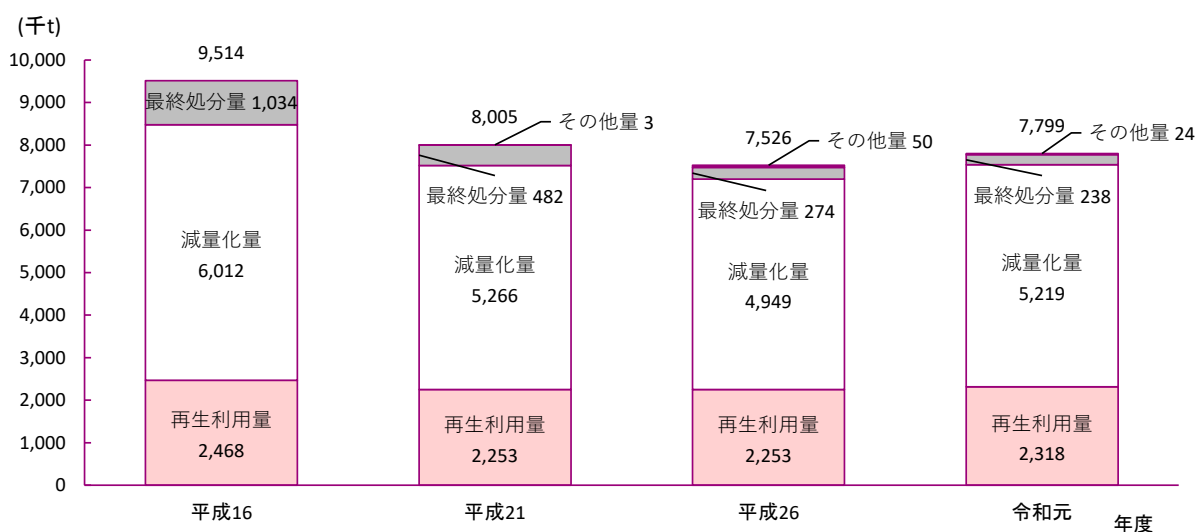


図 2-2-22 処理状況の推移

(1) 業種別の処理状況

再生利用量2,318千トンを業種別にみると、建設業が653千トン(再生利用量の28.2%)で最も多く、次いで農業が648千トン(同28.0%)、製造業が614千トン(同26.5%)となっている。

減量化量5,219千トンを業種別にみると、製造業が4,508千トン(減量化量の86.4%)次いで電気・水道業が653千トン(同12.5%)となっている。

最終処分量238千トンを業種別にみると、製造業が96千トン(最終処分量の40.3%)、次いで電気・水道業が72千トン(同30.1%)、建設業が53千トン(同22.3%)となっている。

産業廃棄物の排出量の多い業種についてみると、農業と建設業は排出量のほとんどが再生利用されているのに対し、製造業と電気・水道業は排出量のほとんどが減量化されている。

表 2-2-11 処理状況 [業種別] (令和元年度)

(単位:千t)

業種	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	構成比	再生利用量	構成比	減量化量	構成比	最終処分量	構成比
農業	671	8.6%	648	28.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	737	9.4%	653	28.2%	31	0.6%	53	22.3%
製造業	5,218	66.9%	614	26.5%	4,508	86.4%	96	40.3%
電気・水道業	1,093	14.0%	369	15.9%	653	12.5%	72	30.1%
その他	80	1.0%	34	1.5%	28	0.5%	18	7.6%
合計	7,799	100.0%	2,318	100.0%	5,219	100.0%	238	100.0%

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

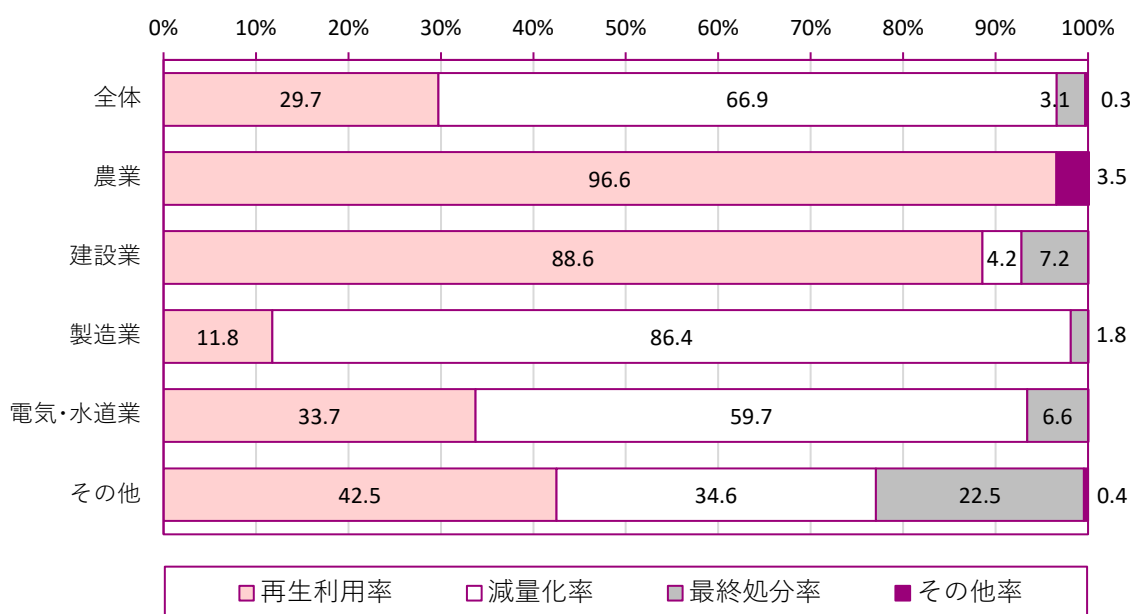


図 2-2-23 処理状況 [業種別] (令和元年度)

(2) 種類別の処理状況

再生利用量 2,318 千トンの種類別にみると、動物のふん尿が 648 千トン（再生利用量の 27.9%）で最も多く、次いでがれき類が 539 千トン（同 23.3%）、ばいじんが 491 千トン（同 21.2%）、汚泥が 315 千トン（同 13.6%）となっている。

減量化量 5,219 千トンの種類別にみると、汚泥が 5,105 千トン（減量化量の 97.8%）、次いで廃プラスチック類が 48 千トン（同 0.9%）となっている。

最終処分量 238 千トン種類別にみると、汚泥が 105 千トン（最終処分量の 44.0%）、次いでがれき類が 41 千トン（同 17.4%）、廃プラスチック類が 27 千トン（同 11.2%）となっている。

産業廃棄物の排出量の多い種類についてみると、汚泥は排出量のほとんどが減量化されているのに対し、動物のふん尿及びがれき類、ばいじんは排出量のほとんどが再生利用されている。

表 2-2-12 処理状況 [種類別] (令和元年度)

(単位：千 t)

種類	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	量	構成比	量	構成比	量	構成比	量	構成比
汚泥	5,525	70.8%	315	13.6%	5,105	97.8%	105	44.0%
動物のふん尿	671	8.6%	648	27.9%	0	0.0%	0	0.0%
がれき類	581	7.4%	539	23.3%	0	0.0%	41	17.4%
ばいじん	497	6.4%	491	21.2%	0	0.0%	6	2.7%
廃プラスチック類	137	1.8%	63	2.7%	48	0.9%	27	11.2%
木くず	81	1.0%	68	3.0%	10	0.2%	2	0.9%
燃え殻	78	1.0%	66	2.9%	0	0.0%	11	4.8%
その他	230	3.0%	129	5.5%	56	1.1%	45	19.1%
合計	7,799	100.0%	2,318	100.0%	5,219	100.0%	238	100.0%

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

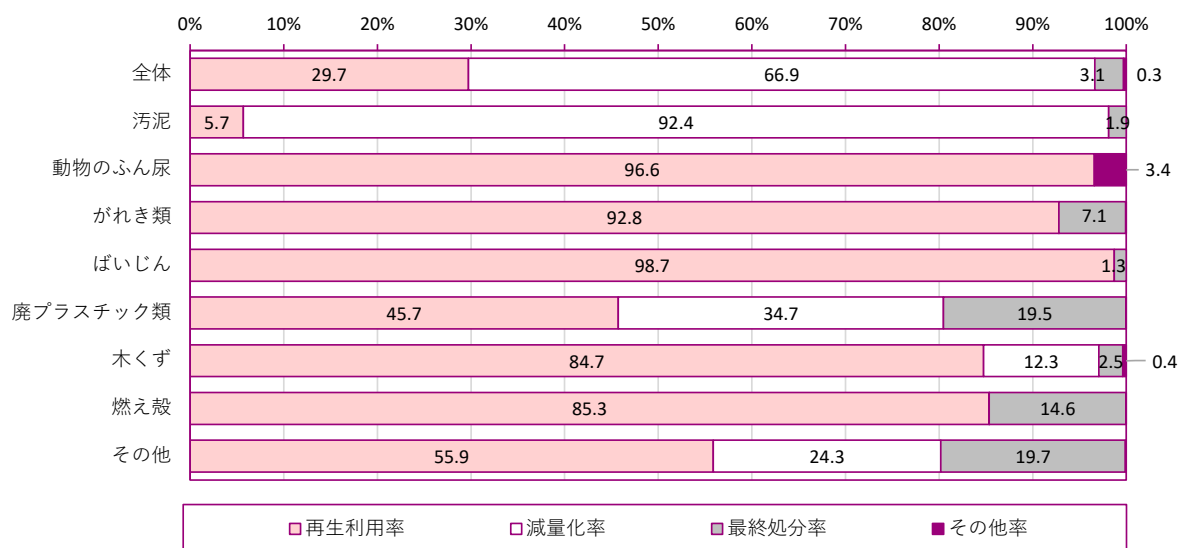


図 2-2-24 処理状況 [種類別] (令和元年度)

(3) 再生利用状況

再生利用量 2,318 千トンを用途別にみると、がれき類等から再生される土木・建設資材が 878 千トン（同 37.9%）で最も多く、次いで、動物のふん尿等から再生される飼料・肥料・土壌改良材が 816 千トン（再生利用量の 35.2%）、燃え殻等から再生されるセメント原材料が 352 千トン（同 15.2%）であり、これらの 3 用途が再生利用量全体の 85%以上を占めている。

表 2-2-13 用途別の再生利用状況（令和元年度）

(単位:千t)

種類	用途	金属資源	燃料	土飼料・肥料 土壌改良材	土木・建設資材	合再生 板木	紙パルプ 原材料	ガラス 原材料	プラ スチック 原材料	再生 タイヤ	セ メン ト 原 材 料	再 生 溶 剤	中 和 剤	高 炉 還 元	そ の 他 の 用 途	合 計
燃え殻					7						197					204
汚泥	4	1	146	57							21			1	6	234
廃油			5	0	0		0				1	2		0	2	10
廃酸	0	0		0							0				1	1
廃アルカリ	0	0									0				0	1
廃プラスチック類	0	45		0				8	1	2	0			1	3	61
紙くず		6		0			5									11
木くず		43	5	3	4	10					0				3	68
繊維くず		0		0			0								0	0
動植物性残さ		0	17								0			0		18
ゴムくず								0			0					0
金属くず	31								0		0				0	31
ガラスくず等	0		0	35			0	0			4				0	40
鋳さい	0			3							3					6
がれき類	0	0	0	440	2						94				0	536
動物のふん尿			648													648
ばいじん	31	40	0	334	4						24				10	443
その他の産業廃棄物	0	0	0	0	0			0	0		6				0	6
合計		66	140	816	878	11	15	0	8	1	352	3		2	26	2,318

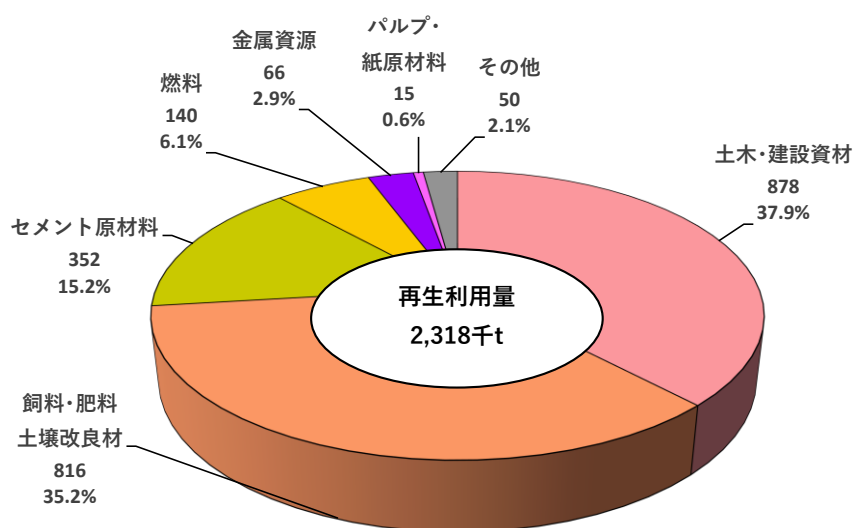


図 2-2-25 用途別の再生利用状況（令和元年度）

(4) 資源循環促進税の導入と効果（最終処分状況）

本県では、平成19年4月1日に「愛媛県資源循環促進税条例」を施行し、『資源循環促進税』を導入しており、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円（事業者自ら設置する最終処分場で埋立処分する場合は1トン当たり500円、他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合は、1トン当たり750円）が課税される。

同税は、産業廃棄物行政に充てる財源を確保し、産業廃棄物の排出抑制と減量化、資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策を展開するとともに、課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘引して、循環型社会の構築を推進することを目的としている。

ア 課税対象等

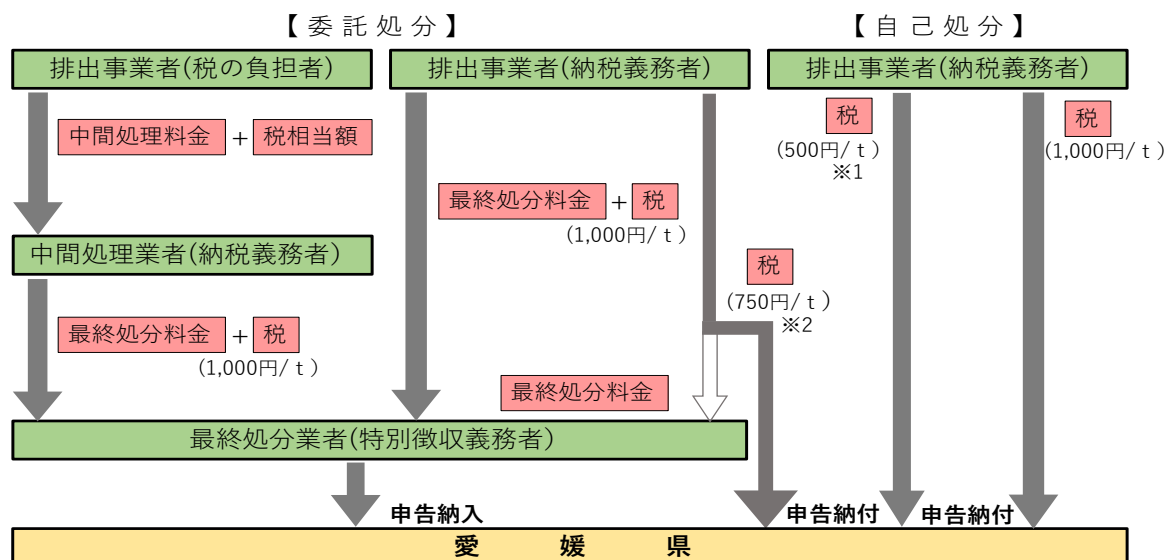
区分	概要
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
納税義務者	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者、中間処理業者
課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1t当たり1,000円
軽減措置	① 排出事業者自らが排出した産業廃棄物を、自らが設置する専用の最終処分場で埋立処分する場合は、税率1/2（1t当たり500円） ② 他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した排出事業者が、当該処分場において委託処分する場合は、税率3/4（1t当たり750円）

イ 申告納入

排出事業者が産業廃棄物の最終処分を委託し、最終処分場に搬入した場合は、最終処分業者が特別徴収義務者として排出事業者等から資源循環促進税を特別徴収し、県には3箇月分（四半期分）をまとめて申告納入する。

ウ 申告納付

排出事業者自らが設置した最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合、又は他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した排出事業者が当該最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合は、排出事業者が県に資源循環促進税を3箇月（四半期）毎にまとめて申告納付する。



※1 自らが設置する専用の最終処分場において自己処分する場合
 ※2 他社が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合(新たな軽減措置)
 (軽減措置の適用には要件があります。)

図 2-2-26 資源循環促進税のフロー図

エ 資源循環促進税の効果

県内の埋立処分量は、税導入以降減少傾向にあり、資源循環促進税は一定の役割を果たしている。なお、平成30年度以降は豪雨災害などで廃棄物が増加したことに加え、事業者の大規模開発などで、埋立処分量が増加している。

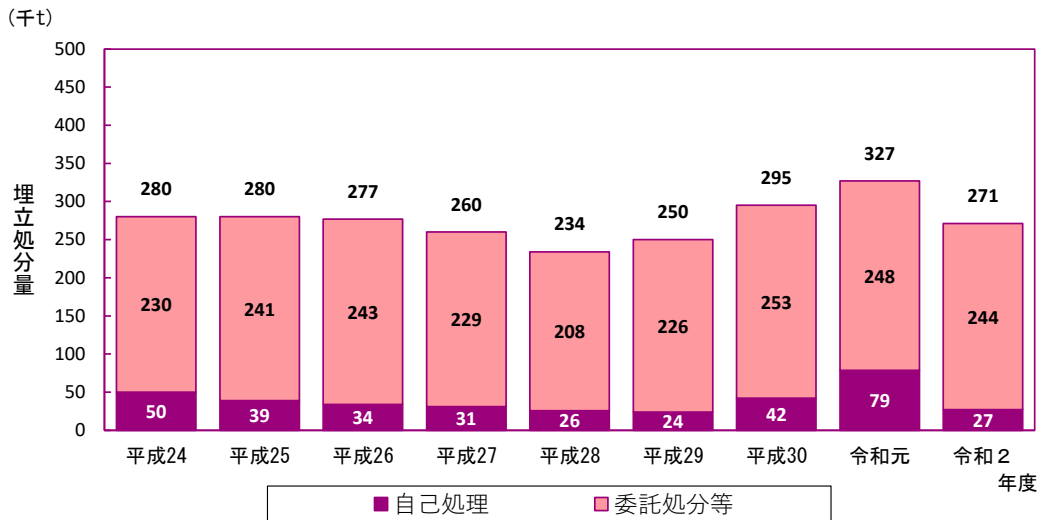


図 2-2-27 県内での埋立処分量の推移

不法投棄の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄110番の運営や産業廃棄物監視機動班による巡回監視、不法投棄監視カメラの設置や不法投棄防止対策推進協議会の開催などに取り組んでいるところであり、県内の産業廃棄物の不法投棄事案（1件当たり10トン以上）が税導入前に比べると、不法投棄量及び件数とも大幅に減少し、近年は低水準を維持して横ばいで推移している。

オ 第五次えひめ循環型社会推進計画の着実な推進

資源循環促進税による税収は、①産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備、②環境ビジネスの振興、③優良な産業廃棄物処理業者の育成、④監視指導体制の拡充・強化、⑤環境教育の充実の用途目的に係る施策に充当している。

表 2-2-14 税収額の推移

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税収額	255,214	250,144	248,160	233,052	213,054	235,227	268,612	280,435	255,182

資源循環促進税は、法定外目的税であるところ、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるための財源を確保するという目的は、達成されていない。

今後、循環型社会の実現のため、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減など、引き続き、ゼロエミッションに向けてさらなる削減に取り組んでいく必要があり、資源循環促進税は、そのためのインセンティブになっている。

表 2-2-15 資源循環促進税の充当事業（平成 24 年度～令和 2 年度）

（単位：千円）

分類	充当事業名等	税充当事業額(決算額)									
		平成 年度								令和 年度	
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	
産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備(22事業)	紙産業資源循環促進支援事業費	49,795	31,094	31,203	31,105	31,225	25,992	31,138	31,178	31,030	
	産業廃棄物処理資源循環促進支援事業費	17,762	17,885	10,730	13,757	17,025	18,119	18,143	17,867	18,039	
	廃棄物処理センター運営費補助金	65,635	59,298	53,227	34,064	32,268	31,283	27,370	15,443		
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費	18,170	18,270	8,816	8,661	8,769	8,542	9,756	12,374	11,033	
	循環型社会形成推進事業費	1,512	906	1,121	1,272	1,581	1,673	1,802	1,747	1,946	
	産業廃棄物行政支援交付金				58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	
	職員経費									2,431	
	リソ回収技術開発研究費				2,137	2,329	2,107				
	産業廃棄物実態調査費				4,998					7,741	
	えひめ循環型社会推進計画策定事業費					4,556					
	第三次えひめ循環基本計画(仮称)策定事業費								470		
	海岸漂着物地域対策推進事業費					1,998	193	272	25	13	
	下水汚泥燃料化技術調査研究事業費	1,351									
	第二次えひめ環境基本計画(仮称)策定事業費				297						
	バイオエタノール燃料用途検証事業費	9,833	7,701								
	自然公園等施設設備事業費					3,000	5,000	4,366	4,500	4,500	
	産業技術研究所試験研究費	1,000	2,211	2,211	1,472	1,500	810	730	1,009	818	
	アスパラガス改植障害対策現地実証試験費				1,300	1,250	1,153				
	農業用廃プラスチック適正処理推進事業費	416	416	416	416						
	環境に優しい農業生産活動推進事業費(環境保全型農業普及支援事業)	1,750	1,750	1,750	1,750	1,728	1,725	1,704	1,669	1,523	
	農業試験研究費(バイオエタノールを用いた新たな土壌消毒技術開発費)		1,300	1,300							
	地産地消飼料増産対策事業費(エコフィード利用促進事業)	1,799	1,799	1,799	1,799	1,799	1,799	1,729	1,799	1,799	
環境ビジネスの振興(3事業)	売れるリサイクルモデル支援事業費			4,607	4,140	6,128	5,331	4,188			
	循環型社会ビジネス振興事業費	4,750	4,591	2,837	2,633	2,882	2,632	3,092	3,658	5,365	
	バイオ燃料利用拡大事業費	1,132	736	3,575	6,046	5,883	4,559	4,715			
優良な産業廃棄物処理業者の育成(1事業)	優良産業廃棄物処理業者育成事業費	1,461	2,241	1,908	3,074	3,279	4,715	6,405	6,944	6,262	
監視指導体制の拡充・強化(7事業)	微量PCB汚染廃電気機器処理促進事業費		5,744	6,740	5,000	2,627	2,136	1,209			
	産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費	16,506	18,152	18,472	18,778	19,628	19,002	22,741	21,631	22,741	
	汚染土砂等の不適正埋立防止対策費	385	844	820	929	1,049	781	1,012	1,100	867	
	産業廃棄物処理対策費	2,297	2,404	2,790	3,868	2,764	2,469	2,752	2,831	669	
	産業廃棄物処理施設適正管理指導費	3,989	4,551	8,470	9,880	10,080	7,731	11,766	12,234	12,340	
	産業廃棄物処理施設等パトロール強化費				2,861	3,792	2,903	4,512	5,093	4,493	
	畜産経営技術指導事業費(環境調和型畜産推進支援事業)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,240	1,015	
環境教育の充実(5事業)	3R普及促進事業費	617									
	海岸漂着物対策推進普及啓発事業費	781									
	プラスチック資源循環総合対策推進事業費								244	2,320	
	体験型環境学習センター管理運営費	1,107	1,107	1,082	1,082	1,082	1,082	974			
	環境教育推進事業費	2,073	2,236	1,139	1,139	1,116	1,116	1,004	1,004	840	
合計		205,624	186,736	166,512	221,958	228,840	212,354	220,881	202,062	195,784	

2-6 移動状況

令和元年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、処理・処分を目的として事業所から搬出されたものは1,889千トンである。このうち、県内自地域で処理されたものは822千トン（搬出量の43.5%）、県内他地域で処理されたものは800千トン（同42.4%）、県外で処理されたものは267千トン（同14.1%）である。

表 2-2-16 産業廃棄物の移動状況（令和元年度）

（単位：千 t）

処理・処分地域		発生圏域	四国中央圏	新居浜・西条圏	今治圏	松山圏	八幡浜・大洲圏	宇和島圏	合計
県内処理	自地域	搬出量	153 (26.2%)	270 (42.2%)	48 (50.2%)	226 (58.1%)	78 (71.9%)	48 (63.4%)	822 (43.5%)
		自己最終処分量	0	58					58
		委託中間処理量	127	197	46	214	70	46	700
		委託直接最終処分量	25	15	2	12	8	2	63
		その他量	0			0		0	1
	県内他地域	搬出量	303 (51.9%)	284 (44.4%)	42 (44.4%)	120 (31.0%)	25 (23.0%)	26 (34.9%)	800 (42.4%)
		自己最終処分量							0
		委託中間処理量	298	278	38	117	24	14	769
		委託直接最終処分量	4	6	4	3	1	12	31
		その他量							0
県外処理	搬出量	128 (21.9%)	85 (13.3%)	5 (5.4%)	42 (10.9%)	6 (5.1%)	1 (1.7%)	267 (14.1%)	
	自己最終処分量							0	
	委託中間処理量	128	81	5	42	6	1	263	
	委託直接最終処分量	0	4	0	0	0	0	4	
	その他量		0					0	
合計	搬出量	583 (100.0%)	639 (100.0%)	95 (100.0%)	389 (100.0%)	108 (100.0%)	75 (100.0%)	1,889 (100.0%)	
	自己最終処分量	0	58	0	0	0	0	58	
	委託中間処理量	553	557	89	374	99	61	1,732	
	委託直接最終処分量	29	24	6	15	9	14	98	
	その他量	0	0	0	0	0	0	1	

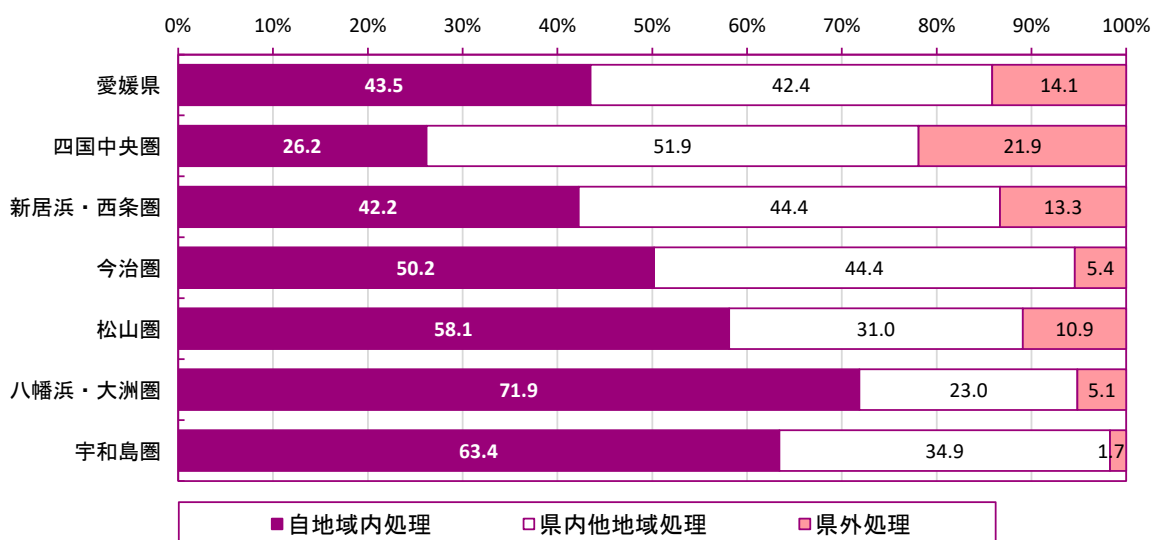


図 2-2-28 産業廃棄物の移動状況 [圏域別]（令和元年度）

2-7 広域移動状況

(1) 県内産業廃棄物の県外搬出量

県内で排出された産業廃棄物の県外搬出量（県外処理量）267千トンを種類別にみると、ばいじんが114千トン（県外搬出量の42.7%）で最も多く、次いで燃え殻が56千トン（同21.0%）、汚泥が31千トン（同11.6%）、廃油が14千トン（同5.2%）であり、これらの4種類で県外搬出量全体の約80%を占めている。

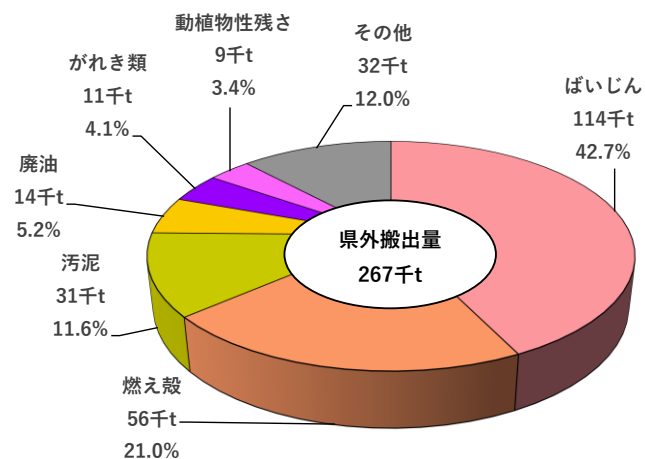


図 2-2-29 産業廃棄物の県外搬出量 [種類別] (令和元年度)

(2) 県外産業廃棄物の県内搬入量

県外で排出された産業廃棄物の県内搬入量（県内処理量）は159千トンであり、内訳をみると、最終処分を目的とするものではなく、全量が中間処理を目的としている（環境省資料「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（令和元年度実績）」より）。

県内搬入量159千トンを種類別にみると、ばいじんが83千トン（県内搬入量の52.2%）で最も多く、次いで紙くずが21千トン（同13.2%）、廃プラスチック類が6千トン（同3.8%）、汚泥が6千トン（同3.8%）であり、これらの4種類で県内搬入量全体の約73%を占めている。

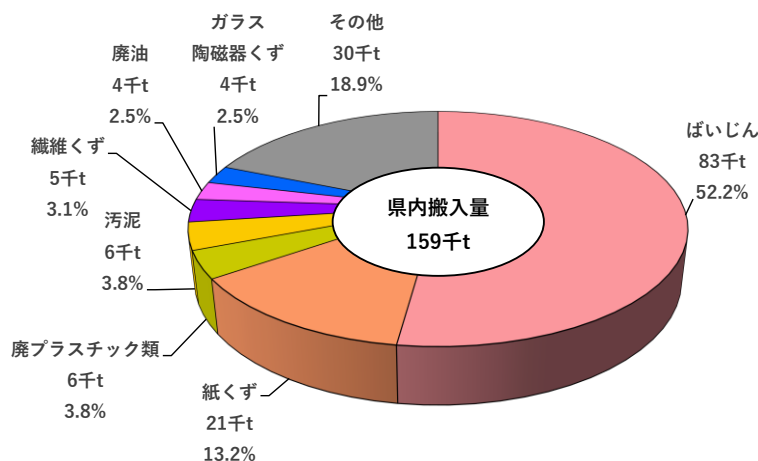


図 2-2-30 産業廃棄物の県内搬入量 [種類別] (令和元年度)

2-8 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況

(1) 業種別の排出状況

令和元年度に県内から排出された特別管理産業廃棄物は 27,055 トンである。

排出量 27,055 トンを業種別にみると、製造業が 19,872 トン（排出量の 73.5%）で最も多く、次いで医療・福祉が 6,524 トン（同 24.1%）となっている。

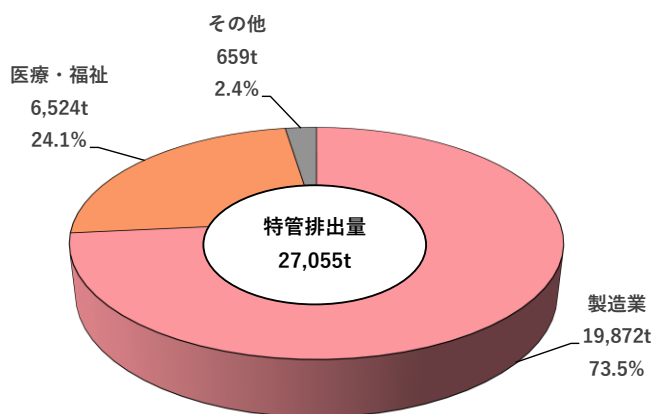


図 2-2-31 特別管理産業廃棄物の排出量 [業種別] (令和元年度)

(2) 種類別の排出状況

排出量 27,055 トンを種類別にみると、引火性廃油が 8,757 トン（排出量の 32.4%）で最も多く、次いで特定有害廃棄物が 8,148 トン（同 30.1%）、感染性廃棄物が 6,530 トン（同 24.1%）となっている。

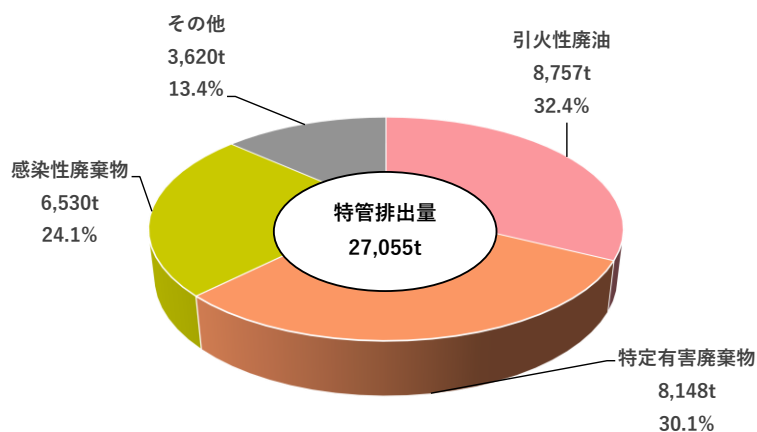


図 2-2-32 特別管理産業廃棄物の排出量 [種類別] (令和元年度)

(3) 圏域別の排出状況

排出量 27,055 トンを圏域別にみると、新居浜・西条圏が 13,552 トン(排出量の 50.1%)で最も多く、次いで、松山圏が 9,076 トン(同 33.5%)、今治圏が 2,036 トン(同 7.5%)、四国中央圏が 965 トン(同 3.6%)、宇和島圏が 798 トン(同 2.9%)、八幡浜・大洲圏が 628 トン(同 2.3%) となっている。

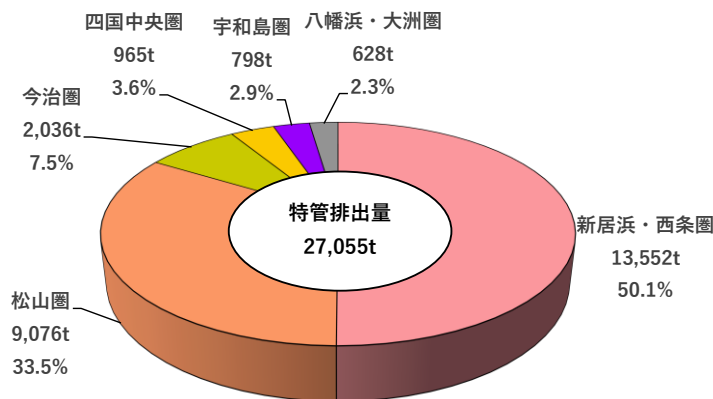


図 2-2-33 特別管理産業廃棄物の排出量 [圏域別] (令和元年度)

(4) 処理状況

令和元年度における特別管理産業廃棄物の発生量は 27,175 トン、発生量から有償物量(売却した量)を除いた排出量は 27,055 トンである。このうち脱水や焼却などの中間処理により 16,714 トン(排出量の 61.8%)が減量化され、最終的に 6,021 トン(同 22.3%)が再生利用、4,319 トン(同 16.0%)が最終処分されている。

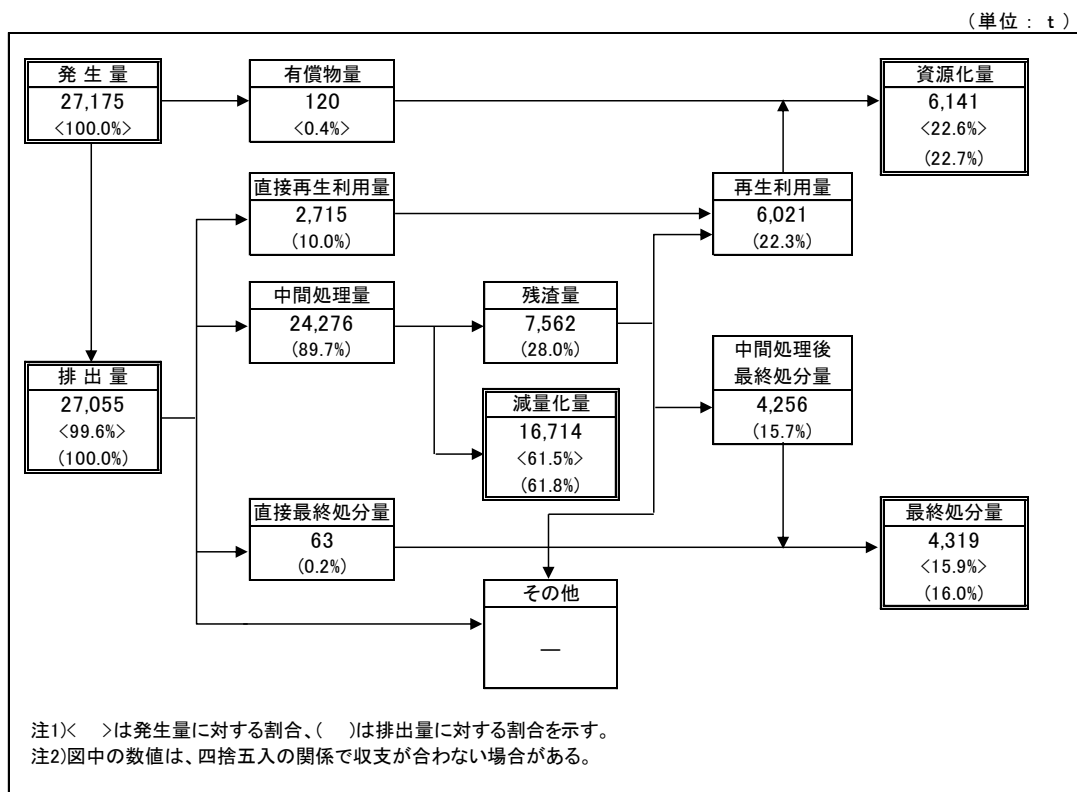


図 2-2-34 特別管理産業廃棄物の処理フロー (令和元年度)

2-9 産業廃棄物処理業等の許可状況

産業廃棄物の処理を業として行う者は、県又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

令和3年4月1日現在、県の許可状況は、産業廃棄物処理業が2,021件（収集運搬業者が1,821件、処分業者が200件）、特別管理産業廃棄物処理業が323件（収集運搬業者が309件、処分業者が14件）である。

また、松山市の許可状況は、産業廃棄物処理業が184件（収集運搬業者が127件、処分業者が57件）、特別管理産業廃棄物処理業が22件（収集運搬業者が19件、処分業者が3件）である。

表 2-2-17 産業廃棄物処理業の許可状況

項 目		平成 28 年 4 月 1 日現在		令和 3 年 4 月 1 日現在		
		業者数		業者数		
		愛媛県管轄	松山市管轄	愛媛県管轄	松山市管轄	
産業廃棄物	収集運搬業者		1,654	136	1,821	127
	処分業者	中間処理	178	53	176	54
		最終処分	6	0	4	0
		中間処理・最終処分	24	3	20	3
	計		1,862	192	2,021	184
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業者		264	20	309	19
	処分業者	中間処理	11	3	11	3
		最終処分	2	0	2	0
		中間処理・最終処分	2	0	1	0
	計		279	23	323	22
合 計		2,141	215	2,344	206	

2-10 処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等の21種類が産業廃棄物処理施設として定められており、国、県又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

令和3年4月1日現在、県の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が470施設、最終処分場が34施設、合計504施設である。

また、松山市の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が64施設、最終処分場が3施設、合計67施設である。

表 2-2-18 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の区分		平成28年4月1日現在			令和3年4月1日現在		
		施設数			施設数		
		環境省管轄	愛媛県管轄	松山市管轄	環境省管轄	愛媛県管轄	松山市管轄
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	0	221	3	0	221	2
	汚泥の乾燥施設	0	2	0	0	2	0
	汚泥の焼却施設	0	18	4	0	16	5
	廃油の油水分離施設	0	1	0	0	0	0
	廃油の焼却施設	0	12	5	0	11	6
	廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	0	0	2	0
	廃プラスチック類の破碎施設	0	14	3	0	22	8
	廃プラスチック類の焼却施設	0	14	4	0	13	5
	木くず又はがれき類の破碎施設	0	148	30	0	161	32
	汚泥のコンクリート固形化施設	0	2	1	0	1	1
	汚泥のばい焼施設	0	2	0	0	2	0
	廃水銀等の硫化施設				0	0	0
	シアン化合物の分解施設	0	1	0	0	1	0
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	0	0	0	0	0	0
	PCB廃棄物の焼却施設	2	0	0	1	0	0
	PCB廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0
	PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
	焼却施設（汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く）	0	19	4	0	18	5
最終処分場	0	34	3	0	34	3	
合計	2	489	57	1	504	67	

2-11 不法投棄の状況

県内の1件当たり10トン以上の産業廃棄物の不法投棄（特別管理産業廃棄物については、発生量を問わずすべての不法投棄）は、件数及び投棄量ともにピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少し、近年は低水準を維持し横ばいで推移している。

平成29年度は松山市において、不要となった地下構造物が残置されている事案が発覚するなど、撲滅には至っていない状況にある。

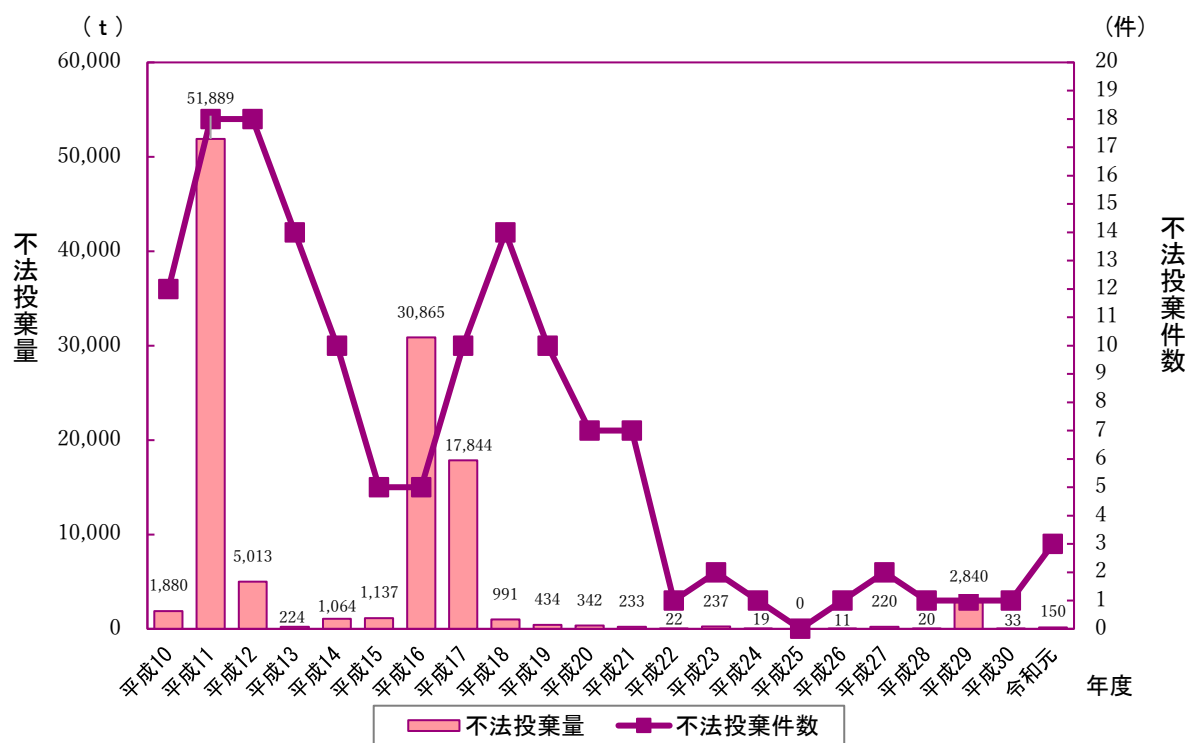


図 2-2-35 県内の不法投棄件数及び不法投棄量

第3節 前計画の進捗状況

1 前計画の進捗状況

本県の一般廃棄物・産業廃棄物の令和2年度における減量化目標は、前計画の第四次計画（平成29年3月）で設定されたものである。

一般廃棄物・産業廃棄物の実績を前計画の目標値と比較し、前計画の達成状況を確認した結果を以下に示す。

1-1 一般廃棄物

令和2年度時点において、最終処分量は令和2年度の目標値を達成しているが、ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量並びに再生利用率は未達成になっている。

表 2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標と達成状況

項目	基準年度	目標値	実績(速報)値	達成状況	
	平成27年度	令和2年度	令和2年度		
ごみ総排出量	473千t	421千t	438千t	×	未達成
1人1日当たり排出量	915g/人・日	868g/人・日	882g/人・日		
再生利用率	18.2%	27.0%	16.7%	×	未達成
最終処分量	47千t	41千t	40千t	○	達成

1-2 産業廃棄物

令和元年度時点において、最終処分量は令和2年度の目標値を達成しているが、排出量及び再生利用率は未達成になっている。

表 2-3-2 産業廃棄物の減量化目標と達成状況

項目	基準年度	目標値	実績値	達成状況	
	平成27年度	令和2年度	令和元年度		
排出量	7,526千t	7,450千t	7,799千t	×	未達成
再生利用率	29.9%	39.0%	29.7%		
再生利用量	2,253千t	2,900千t	2,318千t	×	未達成
最終処分量	274千t	240千t	238千t	○	達成

2 前計画期間の主な取組み

(1) 3Rの推進

- ・マイバッグの持参や環境に配慮した商品の販売・購入、簡易包装の促進等を内容とする「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施した。
- ・リデュース・リユースについて、愛媛FCと協働し、集客力の高いホームゲームにおいて、マイカップ普及啓発イベントを実施した。
- ・大型ショッピングセンターにおいて「愛媛の3Rフェア」を開催し、優良リサイクル製品や事業所の取組みのほか、県民が身近に取り組める3R活動等について紹介等を実施した。
- ・小学校高学年を主な対象として、県内のリサイクル製品の製造現場等を訪問し、3Rの取組みに触れる体験ツアーを実施した。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

【適正処理の推進】

- ・市町、一部事務組合の一般廃棄物処理施設への立入検査等により施設の維持管理基準の遵守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理について指導を行った。
- ・一般廃棄物処理施設で多発した火災の原因となるリチウムイオン電池の分別徹底などの情報提供を行い、適正処理の確保に努めた。
- ・新型コロナウイルス感染症対策とごみ処理事業BCPについての市町、民間事業者向けセミナーを開催するなど、安全管理等について助言した。
- ・産業廃棄物の適切な処分が確保されるよう、産業廃棄物処理業の許可の申請については、厳格な審査を継続したほか、必要な指導監督を実施した。
- ・PCB廃棄物保管事業者に対しては、立入調査を実施して、PCB廃棄物の保管状況等を確認するとともに、処分までの間の適正保管及び期限内適正処理を指導したほか、期限内処理に応じない者に対し、改善命令や代執行により、確実な処理を行った。
- ・産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、優良産業廃棄物処理業者育成研修会を一般社団法人えひめ産業資源循環協会に委託して実施した。

【適正な処理施設の確保】

- ・ごみ処理施設について適正な規模での効率的な施設整備が行われた。（平成29年度に宇和島地区広域事務組合環境センターが地域内3施設を集約化し新規整備された。平成30年度に今治市クリーンセンターが市内4施設を集約化し新規整備された。）
- ・し尿処理施設について適正な規模での効率的な施設整備が行われた。（平成29年度に西予市衛生センターが市内2施設を集約化し新規整備された。令和2年度に松山衛生事務組合松山衛生ecoセンターが施設を大幅にコンパクト化し更新整備された。）
- ・産業廃棄物処理施設に対する県民の信頼向上を図るため、定期的に立入検査を実施したほか、施設管理者等による維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めた。

【公共関与による処理施設の活用（一般廃棄物・産業廃棄物）】

- ・一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の焼却・溶融施設は、循環型社会の先導的モデルとなる公共関与の施設として、平成12年1月に操業を開始、廃棄物を高度な処理施設により焼却・溶融炉内で完全に分解処理し、処理後の残さ物も全て有効活用可能とし、埋立処分をしない「ゼロ・エミッション」を達成しながら、処理を行った。
- ・同センターは、平成22年度に全国で初めて、長年、処理困難物として保管されてきた微量PCB廃棄物の無害化処理施設として認定され、平成25年度には低濃度PCB廃棄物処理の追加認定を受けるなど、様々な処理困難物の適正処理にも取り組み、環境保全に寄与するなど、20年間にわたり、本県の廃棄物行政において重要な役割を担ってきたが、地元協定による施設の供用期限を迎えたことから、県と受益市町との協議の結果、令和2年4月をもって操業を終了した。

【不法投棄・不適正処理対策の強化】

- ・廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見・早期是正による生活環境保全上の支障の発生未然防止・支障の拡大防止を図るため、監視カメラや防災ヘリコプター、ドローンも活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視体制の強化に努めた。

【土砂等の埋立ての適正化推進】

- ・近年、社会経済情勢の変化や豪雨災害による土砂崩壊が懸念される中、不適正な土砂の埋立事案が発生したことから、規制強化等を行うため、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を一部改正し、令和2年5月1日から施行した。
- ・令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、158箇所の土砂条例特定事業場（施工中58箇所、施工後100箇所）を対象に「全国一斉盛土総点検」を実施した結果、措置が必要となる箇所はなかった。

(3) 循環型社会ビジネスの振興

- ・「製紙スラッジのゼロエミッション」についての事業化や施設整備に向けた取組みを促進するため「紙産業資源循環促進支援事業」を実施した。
- ・県内産業廃棄物処理業者の循環型社会の構築に向けた取組みを促進するため、「資源循環技術等研究開発事業」の調査結果等に基づき、地域の廃棄物等の3Rを促進するため、「産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業」を実施した。

(4) 災害廃棄物処理体制の構築

- ・災害廃棄物対策フォーラム、ワークショップの開催等により市町の災害廃棄物処理計画策定を支援した結果、令和2年1月末までに全市町で災害廃棄物処理計画の策定が完了した。
- ・各市町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理を担当する職員のスキルアップを目的とした図上訓練を実施した。

3 リサイクル関連法に係る取組み

(1) 容器包装リサイクル法

家庭ごみに占める容器包装廃棄物（ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装など）の割合は、約6割（容積比）となっており、一般廃棄物の排出量を削減するためには容器包装廃棄物の減量化・リサイクルを一層推進する必要がある。

県では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき策定した愛媛県分別収集促進計画に基づき、市町の効率的な分別収集や、市町間の協力・広域化を促進するとともに、県民や事業者に対して「買い物」を通して地球環境や廃棄物などの環境問題を考え、環境に配慮したライフスタイルの実践を促進するため、マイバッグの持参や環境に配慮した商品の販売・購入、簡易包装の促進等を内容とする「環境にやさしい買い物キャンペーン」を、毎年10月の「3R推進月間」に小売業者や商店街等と連携して実施するなど、様々なイベント等を通じて、法制度の普及啓発に取り組んでいる。

(2) 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、小売店での廃家電の引取りや製造業者による指定引取場所での廃家電の引取り、リサイクルプラントでのリサイクルが実施されている。

県では市町と連携しながら、リサイクルが円滑に進むよう、消費者（排出者）に対して、家電4品目を廃棄する際に収集運搬料金とリサイクル料金を支払う必要があることなど制度の普及啓発に取り組んでいる。

(3) 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）により、市町が回収ボックスの設置などの地域の実情に応じた回収を行い、認定事業者が広域的、効率的な収集をすることにより、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型家電のリサイクルを促進している。なお、県及び県内全市町は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、小型家電を回収した。

県では、国の関係機関等と連携しながら、市町に対して制度参加の呼び掛けや先進事例に関する情報等を提供するとともに、県民に対しては、各種環境イベントを通じて法制度の普及啓発に取り組んでいる。

(4) 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）により、建設工事の受注者等には、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）の分別解体や再資源化などが、発注者等には届出等が義務付けられている。

県では、建設部・土木事務所と保健所が建設現場のパトロールを実施しており、法遵守の徹底と不適正な業者の取締りに力を入れることにより、分別解体と資源リサイクルの徹底に取り組んでいる。

(5) 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）により、食品の製造・販売業者、レストラン等に、食品残さの発生抑制と減量化や肥料・燃料等への再生利用が義務付けられている。

特に、年間 100 トン以上の食品廃棄物を排出する者に定期報告を義務付けるとともに、取組みが不十分な者に対し、国は勧告・命令をすることができることになっている。

県では、資源循環促進税の使途に合致した事業に同税を充当するなど、食品廃棄物の発生抑制や減量化、また堆肥化や飼料化によるリサイクル推進に取り組んでいる。

(6) 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により、自動車メーカー・輸入業者は、使用済自動車の引取業務、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者を通じて、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルが義務付けられている。県では、使用済自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車リサイクル法に基づき、登録・許可制度の適切な運用や事業者への指導等に取り組んでいる。

なお、令和 3 年 3 月 31 日現在の登録・許可業者数は、平成 28 年 3 月 31 日現在に比べて減少している。

表 2-3-3 自動車リサイクル法関連事業者

区分		平成 28 年 3 月 31 日現在 事業者数		令和 3 年 3 月 31 日現在 事業者数	
		愛媛県管轄	松山市管轄	愛媛県管轄	松山市管轄
登録業者数	引取業	568	143	377	104
	フロン類回収業	138	52	95	37
許可業者数	解体業	55	17	31	16
	破碎業	24	6	16	6
合計		785	218	519	163

(7) グリーン購入法

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）においては、国や地方公共団体などが率先して再生品など環境負荷低減に資する物品等（環境物品）を購入するよう努めるものとされている。また、事業者や国民についても、できる限り環境物品を選択するよう努めるものとされている。

県の機関では、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、環境物品を優先して選択し、グリーン購入を推進している。また、県内各市町において同様の方針を策定しているのは 5 市町のみであるが、他市町においても国の方針に準じたグリーン購入に努めている。一部の民間企業においても環境物品の積極的な選択の取組みが見られる。

4 循環型社会ビジネスの育成・支援の取組み

昨今の厳しい社会経済情勢の下では、リサイクル製品等は、製品の販路確保や、原材料の安定確保などが困難であるため、一般の製品と比べ価格面や品質面で不利になることが多く、消費者に優先的に購入してもらうためには、消費者一人ひとりの環境意識の更なる高揚が求められている。

また、地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等の循環資源の性状に適したリサイクル事業等を活性化していくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要がある。

これらを踏まえ、本県では、これまで「第二次～四次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、平成19年度に導入された資源循環促進税を活用して、循環型社会ビジネスの振興を図るための施策を実施している。施策の具体的な内容を以下に示す。

(1) 資源循環優良モデル認定制度

県内企業の3Rを推進し、循環型社会ビジネスの育成を図るため、平成13年度から実施している「資源循環優良モデル認定制度」により、他の模範となるようリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルに143件認定している。

優良モデルには、県が認定した製品や事業所・店舗であることを示すシンボルマークの使用許可や、県ホームページへの掲載、パンフレット作成による取組みの紹介のほか、大型ショッピングセンターや市町等が開催するイベント等において、県民がリサイクル製品に直接触れる機会を設けることで、優良モデルの取組みを県民や県内企業等に普及啓発し、他の事業所への波及を図っている。



(2) 循環型社会ビジネスの振興について

県では、優良モデルの普及啓発に加え、国内最大級の環境イベントである「エコプロ」をはじめ、異業種分野の商談会やビジネスマッチングを主な目的とする環境展示会への愛媛県ブースの出展や、リサイクル製品の販売戦略構築に係る経費の助成など、優良モデルの販路拡大を支援し、循環型社会ビジネスの振興を図っている。

(3) 廃棄物の減量化・リサイクルのための技術研究開発等の支援

本県の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙業界や産業廃棄物の適正処理を担っている産業廃棄物処理業界の3R活動への取組みを促進するため、県では、これらの業界や試験研究機関等が行う廃棄物の発生抑制や再資源化等の事業化に向けた技術研究開発や設備整備を支援している。

第4節 廃棄物における最近の課題

1 プラスチックごみの削減

近年、プラスチックは、その軽量性・可塑性・絶縁性等の性質を生かし、家庭用品、情報処理媒体や医療機器から乗り物に至るまであらゆる製品に使用されるなど、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらすとともに、その機能の高度化を通じて衛生管理の向上やエネルギー効率の改善等に寄与してきた。

その一方で、我が国の廃棄プラスチックの有効利用の割合は、一定の水準に達しているものの、世界全体では未だ低く、また、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。

こうした地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応は、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）でも求められているところであり、世界全体の取組みとして、プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理等を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に推進する必要がある。

このため、国は、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策及び地球温暖化等の幅広い課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会決定）」を策定し、目指すべき方向性を掲げるとともに、令和3年6月には、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組み(3R+Renewable)を促進し、プラスチックの資源循環を一層促進するため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布された。

本県では、令和2年3月に「えひめプラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、「プラごみ対策先進県えひめ」のブランド化を図ることにより、地域イメージの向上並びに地場産業の活性化に繋げ、新たな成長の源泉とすることとしている。

これらの内容を踏まえて適切に対応する必要がある。

2 海洋ごみの削減

年々、海洋ごみは増加傾向にある。その原因として、海で出たごみの多くは県や市町村を越えて移動するため、どこが、どのように回収するのか役割分担が曖昧であることや各地域で海洋ごみ削減の取組みは行われているが、地域・個々人の取組みで終始してしまうこと、自治体・企業・研究者など分野を横断した広域の取組みが不足していることなどが挙げられる。

そこで、本県では、岡山県、広島県、香川県の瀬戸内3県とともに、海洋ごみ問題は看過できない問題との共通認識の下、令和2年12月に日本財団との協定を締結した。同協定に基づき設立した「瀬戸内オーシャンズX推進協議会」では、海洋ごみゼロを目指し、調査研究や

普及啓発等の県境を越えた施策を展開するなど、地域が一体となって発生抑制対策の強化に取り組むこととしている。

3 食品ロス・食品廃棄物の削減

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう。）が発生している。国内の食品ロス量は、年間約 570 万トン（令和元年度）と推計されており、そのうち、事業系食品ロス量が 309 万トン、家庭系食品ロス量が 261 万トンとなっている。SDGs の「目標 12 のターゲット 12-3」においても、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減する」という具体的な目標が設定されるなど、食品廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。

また、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が新たに制定され、本県でも同法に基づき「愛媛県食品ロス削減推進計画」を令和 3 年 3 月に策定した。消費者、事業者、関係団体、行政等が協働のもと、愛媛の誇る豊かな海の幸、山の幸などの食材を無駄にしないため、「もったいない」と「おもいやり」の心をもった県民運動として、循環型社会づくりと脱炭素社会づくりに資する先進的な食品ロス削減に取り組む必要がある。

愛媛県食品ロス削減推進計画の概要

<愛媛県における食品ロスの発生状況>

本県が令和 2 年度に実施した食品ロス実態調査によると、本県の食品廃棄物の年間発生量は、19.5 万トンと推計されている。そのうち約 26.4%に当たる約 5.1 万トンが本県の食品ロス量と推計されている。

<目指すべき将来像> オール愛媛で減らそう食品ロス ～もったいないとおもいやりの心～

<目標> 【推進目標】2025 年度までに、2020 年度比で食品ロス量の 10%削減を達成
 【長期目標】2030 年度までに、2000 年度比で食品ロス量の半減以上を達成

<計画期間> 令和 3 年度～7 年度までの 5 年計画

<基本方針>

1. オール愛媛による食品ロス削減運動の展開
2. 教育及び消費者等への普及啓発
3. 食品関連事業者における食品ロス削減
4. 未利用食品等の有効活用
5. 食品廃棄物の飼料化・堆肥化・バイオガス化等による適正な再生利用
6. 実態調査並びに情報の収集及び提供

<重点施策>

①家庭での取組み促進	「消費期限」と「賞味期限」の違いを啓発、リメイク料理の普及啓発、フードドライブを推進
②食品小売業の取組みに対する支援	食品小売業における消費者への呼び掛けやフードバンク活動への取組み支援を実施
③外食産業の取組みに対する支援	小盛りサイズメニュー導入の促進や飲食店における 3010 運動の実践普及
④フードバンク活動の活性化	県下全域で、食品小売店と子ども食堂や福祉施設が連携した地域循環型フードバンク活動を支援

第5節 廃棄物の発生抑制に関する課題

1 一般廃棄物の課題

令和2年度の県民1人1日当たり排出量（882グラム）は、全国平均よりも低い水準で推移しているものの、ほぼ横ばい状態であるため、現在の取組みを継続しつつ、さらなる排出抑制に取り組む必要がある。

1人1日当たり排出量は、市町ごとに違いが大きいため、特に量の多い市町において排出抑制に取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、消費行動の変化により生活系ごみの排出状況に変化が起きていると言われており、生活系ごみの種類別変化に合わせた対策の必要がある。

排出抑制には、全国一律のレジ袋有料化を踏まえたマイバッグ持参のさらなる定着化や、ワンウェイプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減や資源ごみの分別排出の徹底を図る必要がある。

2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、令和元年度は景気回復により製造業の活動量が活発化したため、平成26年度より若干増加している。

産業廃棄物の排出量は、景気の動向など経済的な影響も少なくないことから、今後も排出抑制について、事業者への適切な指導や啓発等の効果的な施策を展開していく必要がある。

第6節 廃棄物の再生利用に関する課題

1 一般廃棄物の課題

一般廃棄物の再生利用率は、令和2年度は16.7%であり、第四次計画に掲げた目標値(27%)を達成していない。再生利用率向上のため、ごみの分別ルールの厳守と最終処分場に埋め立てられている焼却灰や飛灰の資源化を促進する必要がある。

ブロック別のリサイクル率は、地域差が大きいことから、リサイクル率の低い地域での取組みを促進する必要がある。

2 産業廃棄物の課題

本県は、脱水などの減量化処理される汚泥の排出量の割合が高いため、再生利用率が全国平均と比べて低い状況にある。特に、種類別の再生利用率が全国よりも低い汚泥や廃プラスチック類などについて再生利用の推進のために効果的な施策を展開していく必要がある。

プラスチックについては、令和2年3月に策定した「えひめプラスチック資源循環戦略」を推進し、必要な技術やイノベーションの促進を図る必要がある。

第7節 廃棄物の適正処理に関する課題

1 一般廃棄物の課題

今後も適正なごみ処理を維持することにより、環境への負荷の低減に努める。

国では、市町村のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組みの促進を図り、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るとしている。

本県でも、ごみの減量による施設への負荷軽減と処理に要する費用の軽減及び処理施設の適正な維持・管理による施設の延命化を図る必要がある。

汚水処理人口普及率は、全国下位の水準であり、下水道への接続や、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にあるが、最終処分率は全国平均を上回っている。

将来にわたって産業廃棄物を安定的に処理・処分できる体制の構築に向けて、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を進めていく必要があるが、産業廃棄物処理施設の新設に対する住民の不安もあるため、厳正な設置許可審査や維持管理状況の監視のほか、地域住民の理解を得ることに努め、再資源化処理施設をはじめとする産業廃棄物処理施設を確保していく必要がある。

また、施設の整備と併せて、安全性の高い施設や高度な処理技術を有し、排出事業者や地域住民の信頼に応えうる優良な処理業者が育成される環境を整えていく必要がある。

不法投棄については、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しており、近年では、不法投棄の件数、投棄量とも横ばいで推移しているが、撲滅には至っていない。産業廃棄物の不法投棄は、地域の自然環境・生活環境を損なうだけでなく、産業廃棄物処理に対する県民の不信感や不安を増大させ、アンフェアなコスト負担の発生により、適正な処理を行っている事業者や処理業者の経営を圧迫し、その結果、優良な処理業者が立ち行かなくなること等が懸念される。

そのため、今後も排出事業者に対するマニフェストの使用の徹底や監視指導体制を強化するとともに、処理業者に対し処理基準等の厳守について指導すること等により、引き続き、不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正に努める必要がある。

第8節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減

本県では、令和2年2月に「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定し、増加傾向にある温室効果ガスの排出量の削減に県内の各界各層が一体となって取り組んでいる。

廃棄物分野においても、処理工程における省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を推進していく必要がある。

また、気候変動の影響への適応の取組みを推進していく必要がある。

第9節 災害廃棄物への対応

近い将来発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時には、災害廃棄物が大量に発生し、その適正かつ円滑・迅速な処理は、早期復旧・復興への第一歩である。

そのため「オール愛媛」による災害廃棄物処理体制の確立を図り、災害に備えるために、平成28年4月に「愛媛県災害廃棄物処理計画」を策定した。

平成30年7月豪雨では、県内14市町で約25.3万トンもの大量の災害廃棄物が発生し、被災市町の懸命な努力により、令和2年5月27日に全ての処理が完了した。近年、全国各地で豪雨災害等が頻発しており、より実効性のある災害廃棄物処理体制の構築が求められている。

【愛媛県災害廃棄物処理計画】

愛媛県災害廃棄物処理計画は、①平常時（災害予防）、②応急対応時、③復旧・復興時の3段階の時系列別に、それぞれ県等の対応内容や組織体制・指揮命令系統、管理体制を示すとともに、災害廃棄物の処理手順や技術的事項等について整理している。

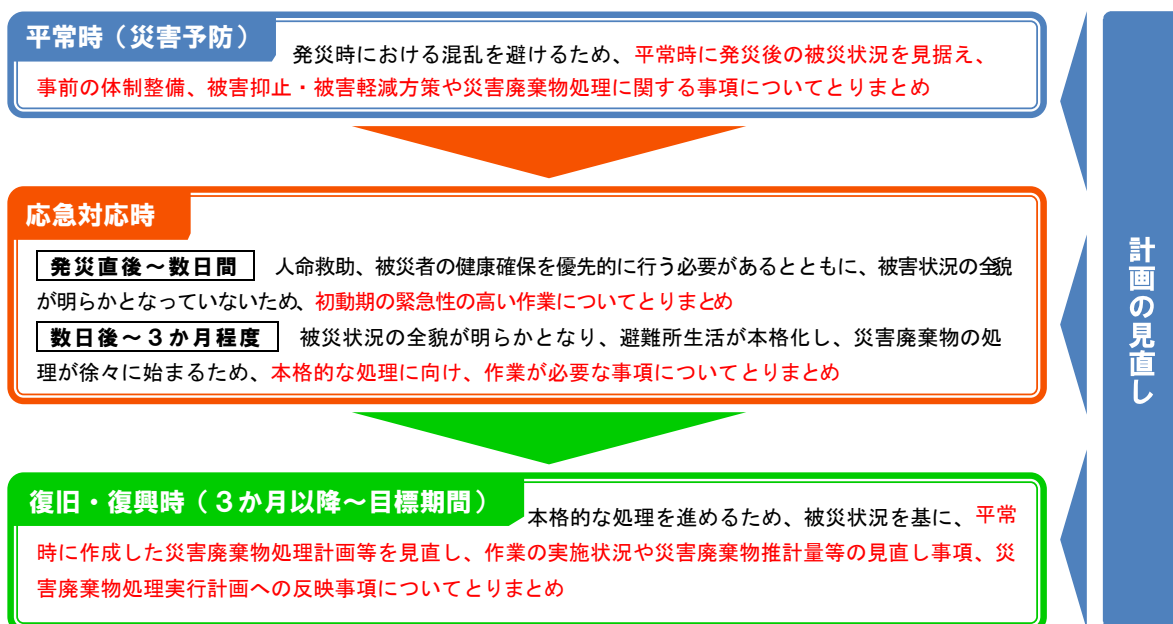


図 2-9-1 災害廃棄物処理計画の内容

第3章 将来見込と目標

第1節 予想される将来

1 一般廃棄物の将来予測

1-1 ごみ

ごみ総排出量及び処理・処分量について将来予測を行った。

ごみ総排出量は、『原単位法』を使用し、県民1人1日当たり排出量に将来の活動量（排出者の総数：人口）を乗ずることで将来の排出量を求めた。このとき、ごみ総排出量は、市町別に予測し、これらを合算することで県全体の予測値とした。

将来の1人1日当たり排出量は、実績（平成28年度～令和2年度）を利用したトレンド法により算出した。

将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を使用した。

排出されたごみの処理・処分量は、ごみ総排出量に対する焼却処理量、再生利用量、最終処分量等の比率が、令和2年度と同じとして推計した。

ごみ総排出量及び処理・処分量の将来予測は、以下のフローに示す手順に従って行った。

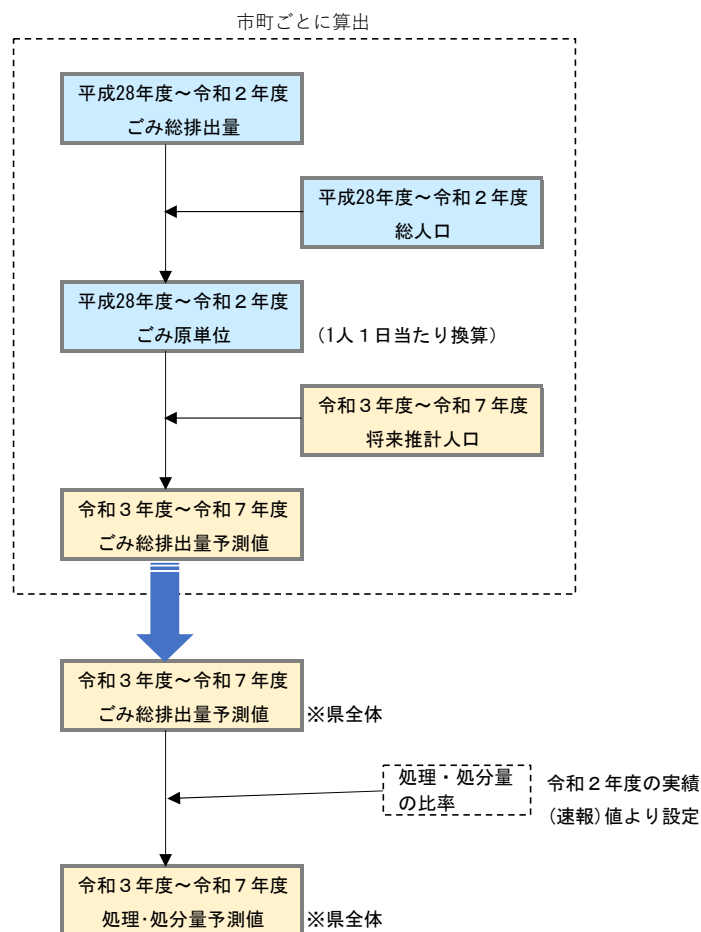


図 3-1-1 ごみ総排出量及び処理・処分量の将来予測フロー

(1) ごみ総排出量の予測結果

令和7年度におけるごみ総排出量は415千トン（令和2年度から5.0%減少）と予測された。

原単位は増減を繰り返し微減傾向で推移すると予測され、人口減少に伴い、ごみ総排出量は減少すると考えられる。

広域ブロック別でも、全広域ブロックでごみ総排出量は減少すると予測される。

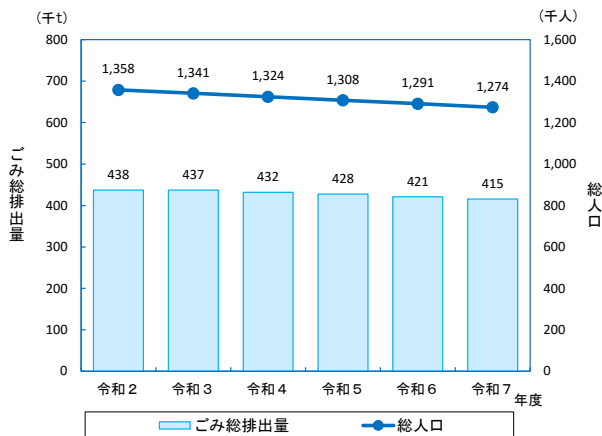


図 3-1-2 ごみ総排出量及び総人口の推移

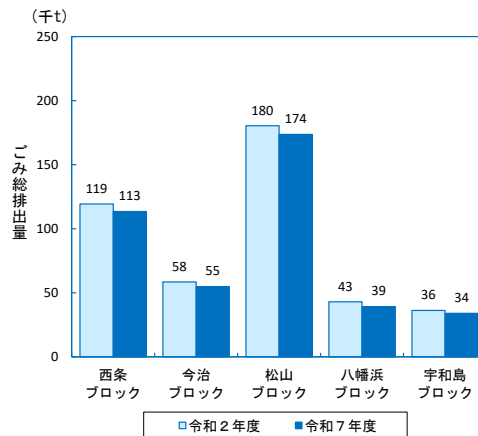


図 3-1-3 広域ブロック別ごみ総排出量の推移

(2) 処理・処分量の予測結果

令和7年度におけるごみの処理・処分量についてみると、ごみ総排出量415千トンのうち、集団回収量を除く計画処理量は411千トンであり、このうち焼却処理量は348千トンと推計される。

また、砥部町のごみ燃料化施設が稼働停止し、焼却処理される影響もあり、再生利用量は合計68千トン、最終処分量は合計37千トンと推計される。

表 3-1-1 処理・処分量の将来予測結果

(単位:千t)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ごみ総排出量	438	437	432	428	421	415
計画処理量	434	433	427	423	416	411
集団回収量	7	7	7	7	6	6
焼却処理量	363	366	361	358	352	348
再生利用量	74	72	71	70	69	68
最終処分量	40	39	39	38	38	37

1-2 し尿

生活排水処理量は、汲み取りし尿と浄化槽汚泥に分けて、それぞれ将来予測を行った。汲み取りし尿と浄化槽汚泥については、『原単位法』を使用して、1人1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の処理量に活動量（排出者の総数：処理人口）を乗ずることで将来の処理量を求めた。

将来の1人1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の処理量は、令和元年度と同じとした。将来の活動量（処理人口）は、過年度の推移状況から設定した。

生活排水処理量の将来予測は、以下のフローに示す手順に従って行った。

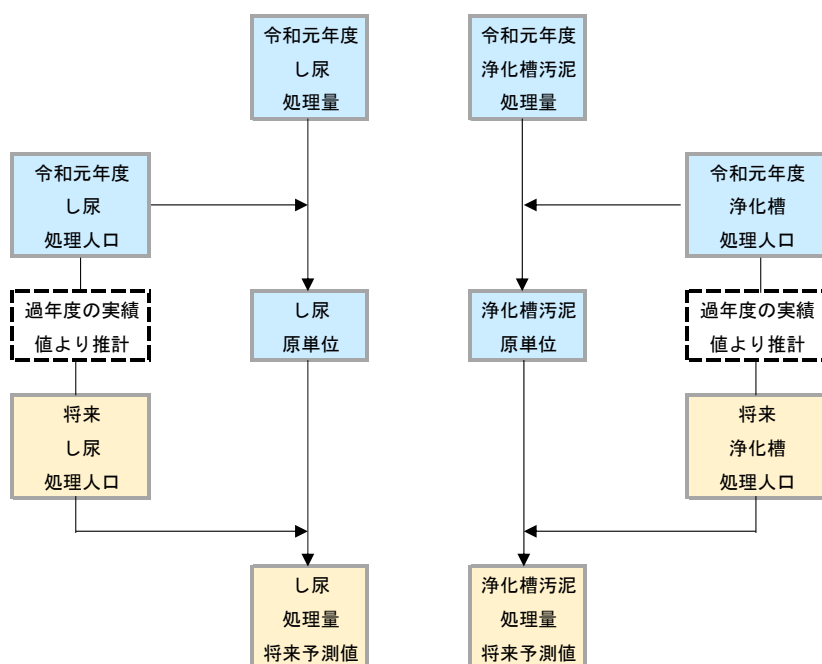


図 3-1-4 生活排水処理量の将来予測フロー

(1) 生活排水処理人口・生活排水処理量の予測結果

令和7年度における生活排水処理量は、人口の減少に伴い処理人口が減少することから、減少傾向で推移していくと考えられ、し尿と浄化槽汚泥合わせて334千kℓ（令和元年度から7.3%減少）と予測される。

表 3-1-2 生活排水処理人口・生活排水処理量の将来予測結果

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理人口 (千人)	汲み取りし尿	122	118	114	110	106	103	99
	浄化槽処理	546	543	540	538	536	535	533
処理量 (千ℓ)	合計	360	355	350	346	341	338	334
	汲み取りし尿	107	103	100	96	93	90	87
	浄化槽汚泥	254	252	251	250	249	248	247

注) 浄化槽処理人口は、コミュニティプラント人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口より構成される。

2 産業廃棄物の将来予測

令和7年度の産業廃棄物の発生量及び処理・処分量について、令和2年度に実施された産業廃棄物実態調査による将来予測結果を用いた。

産業廃棄物実態調査による将来予測方法は、以下に示すとおりである。

将来における産業廃棄物量の予測に際しては、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、調査時点の産業廃棄物の排出量と各活動量指標の関係は不変」と仮定して、『原単位法』を使用した。このとき、業種別に単位活動量当たりの排出量に将来の活動量を乗ずることで将来の排出量を求めた。

将来の単位活動量当たりの排出量は、令和元年度と同じとした。

将来の活動量の予測は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度は実質GDP成長率試算に活動量を乗じて推計し、令和3年度以降は令和2年度を含めた過年度の推移状況より設定した。

原単位の算出、排出量の将来予測は、以下の式より行った。

ただし、排出量の将来予測に際して、災害関連や事業者の大規模開発など通常とは異なり特異的に発生する廃棄物は考慮していない。

原単位の算出

$$a = W/O$$

- ・ a : 産業廃棄物の原単位
- ・ W : 業種別・種類別の産業廃棄物排出量(令和元年度実績値)
- ・ O : 業種別の活動量(令和元年度実績値)

排出量の将来予測

$$W'' = a \times O''$$

- ・ W'' : 当該年度(将来)の予測産業廃棄物排出量
- ・ a : 産業廃棄物の原単位(現状と同値と設定)
- ・ O'' : 当該年度(将来)の業種別母集団の活動量(推計値)

排出された廃棄物の処理・処分量は、産業廃棄物の排出量に対する再生利用、減量化、最終処分等の処理比率が、産業廃棄物の種類毎に令和元年度と同じことを基本として推計した。

産業廃棄物の将来予測は、以下のフローに示す手順に従って行った。

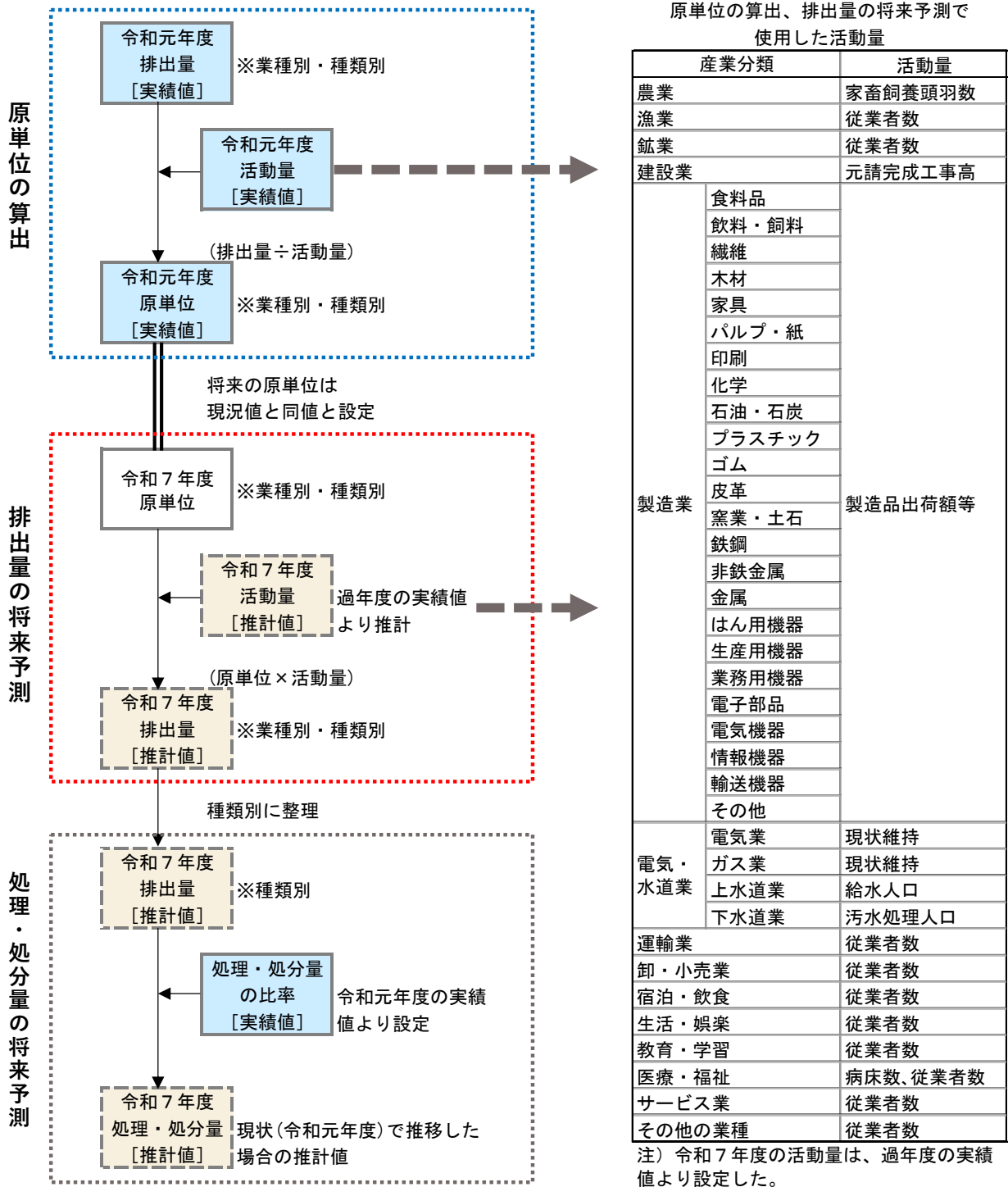


図 3-1-5 産業廃棄物の将来予測フロー

2-1 排出量の予測結果

令和7年度における排出量は7,929千トン（令和元年度から1.7%増加）と予測される。

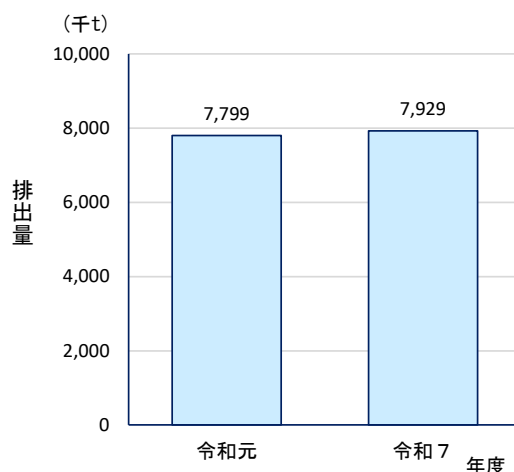


図 3-1-6 排出量の将来予測

(1) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、電気・水道業、建設業は増加傾向、製造業、農業はほぼ横ばいで推移すると予測される。

表 3-1-3 排出量の将来予測 [業種別]

(単位：千 t)

業種	令和元年度		令和7年度		増減
	排出量	構成比	排出量	構成比	
製造業	5,218	66.9%	5,266	66.4%	0.9%
電気・水道業	1,093	14.0%	1,127	14.2%	3.1%
建設業	737	9.4%	794	10.0%	7.7%
農業	671	8.6%	666	8.4%	-0.8%
その他	80	1.0%	77	1.0%	-4.1%
合計	7,799	100%	7,929	100%	1.7%

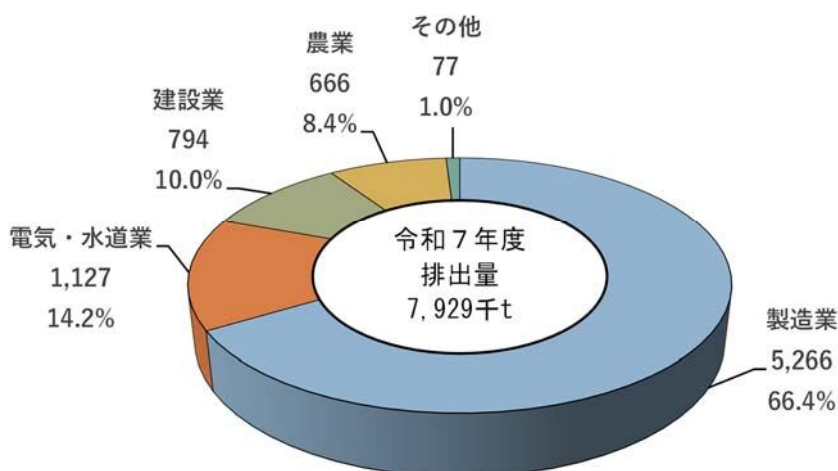


図 3-1-7 排出量 [業種別] (令和7年度)

(2) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、主要な産業廃棄物のうち、動物のふん尿以外は増加傾向で推移すると予測される。

表 3-1-4 排出量の将来予測 [種類別]

(単位：千 t)

種類	令和元年度		令和7年度		増減
	排出量	構成比	排出量	構成比	
汚泥	5,525	70.8%	5,606	70.7%	1.5%
動物のふん尿	671	8.6%	665	8.4%	-0.8%
がれき類	581	7.4%	625	7.9%	7.5%
ばいじん	497	6.4%	500	6.3%	0.5%
廃プラスチック類	137	1.8%	137	1.7%	0.1%
木くず	81	1.0%	85	1.1%	5.1%
燃え殻	78	1.0%	78	1.0%	0.7%
その他	230	2.9%	233	2.9%	1.4%
合計	7,799	100%	7,929	100%	1.7%

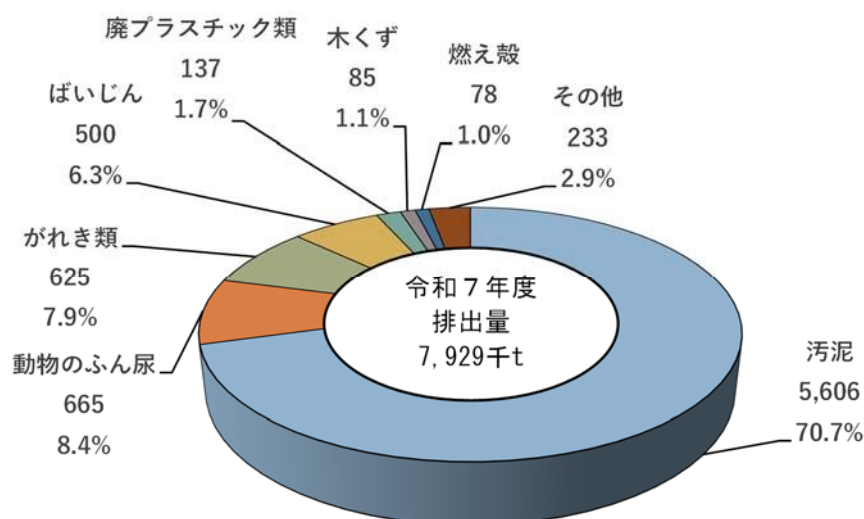


図 3-1-8 排出量 [種類別] (令和7年度)

2-2 処理・処分量の予測結果

将来的に排出量の増加に伴い、再生利用量、減量化量及び最終処分量は、いずれも増加傾向で推移すると予測される。

表 3-1-5 処理・処分量の将来予測

(単位：千 t)

項目	令和元年度	構成比	令和7年度	構成比	増減
	排出量	7,799	100.0%	7,929	
再生利用量	2,318	29.7%	2,367	29.9%	2.1%
減量化量	5,219	66.9%	5,297	66.8%	1.5%
最終処分量	238	3.1%	242	3.1%	1.7%
その他量	24	0.3%	24	0.3%	-0.8%

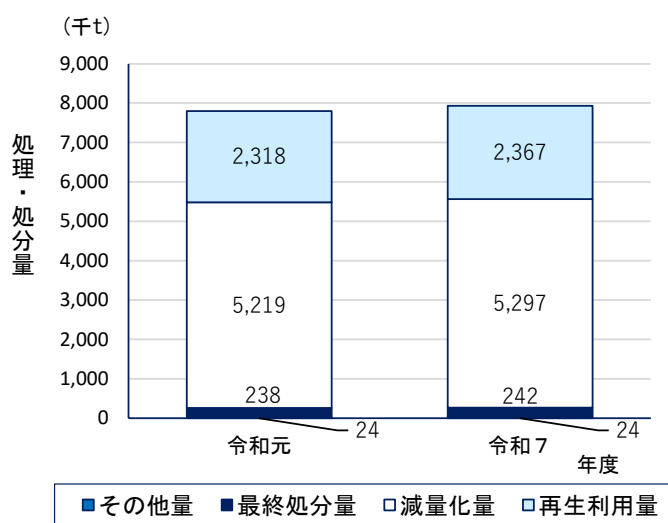


図 3-1-9 処理・処分量の将来予測

令和7年度における主要な種類別の処理・処分量の予測結果をみると、再生利用量で最も多いものは動物のふん尿（再生利用量の27.1%）、減量化量で最も多いものは汚泥（減量化量の97.8%）、最終処分量で最も多いものも汚泥（最終処分量の43.7%）となっている。

表 3-1-6 主要な種類別の処理・処分量（令和7年度）

(単位：千 t)

種類	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量		その他量	
	排出量	構成比	再生利用量	構成比	減量化量	構成比	最終処分量	構成比	その他量	構成比
汚泥	5,606	70.7%	318	13.4%	5,182	97.8%	106	43.7%	0	0.0%
動物のふん尿	665	8.4%	642	27.1%	0	0.0%	0	0.0%	23	96.9%
がれき類	625	7.9%	580	24.5%	0	0.0%	44	18.4%	0	1.5%
ばいじん	500	6.3%	493	20.8%	0	0.0%	6	2.6%	0	0.0%
廃プラスチック類	137	1.7%	62	2.6%	48	0.9%	27	11.1%	0	0.2%
木くず	85	1.1%	72	3.0%	10	0.2%	2	0.9%	0	1.4%
燃え殻	78	1.0%	67	2.8%	0	0.0%	11	4.7%	0	0.1%
その他	233	2.9%	133	5.6%	56	1.1%	45	18.6%	0	0.0%
合計	7,929	100%	2,367	100%	5,297	100%	242	100%	24	100%

第2節 目標（目指すべき指標）

1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

本県の令和2年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は438千トンであり、僅かずつではあるが、減少傾向で推移している。また、再生利用率は焼却率の上昇により減少傾向にあり、最終処分量も減少傾向で推移している。

本県において循環型社会を実現するためには、今以上にごみ総排出量を削減するとともに、再生利用率を向上させることが重要である。

このため、排出抑制に資する生活スタイルへの意識啓発やリサイクル推進の更なる取組みなどにより、本県の令和7年度における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標を以下のように定める。

一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

1. ごみ総排出量を令和2年度から約8%削減する（402千トンに削減）。
（1人1日当たり排出量を令和2年度から約2%削減。）
2. 再生利用率を約28%に増加する。
3. 最終処分量を令和2年度から約12%削減する（35千トンに削減）。

表 3-2-1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

項目	実績(速報)値	予測値	目標値
	令和2年度	令和7年度	令和7年度
ごみ総排出量(千t)	438	415	402
1人1日当たり排出量(g/人・日)	882	893	865
再生利用率(%)	16.7	16.2	28.0
最終処分量(千t)	40	37	35

（参考）国の基本計画に定める一般廃棄物の減量化の目標

- 排出量：令和7年度は、約3,800万tに削減（平成29年度に対し12%削減）
（令和7年度は、令和2年度に対し、約8%削減）
- 再生利用率：令和7年度は、約28%に増加
- 最終処分量：令和7年度は、約320万tに削減（平成29年度に対し、18%削減）
（令和7年度は、令和2年度に対し、約12%削減）

(1) ごみ総排出量の目標

令和7年度におけるごみ総排出量の目標は、現状（令和2年度速報値）から約8%削減した402千トンと設定する。

目標を達成するためには、令和7年度の予測値から13千トンの削減が必要である。

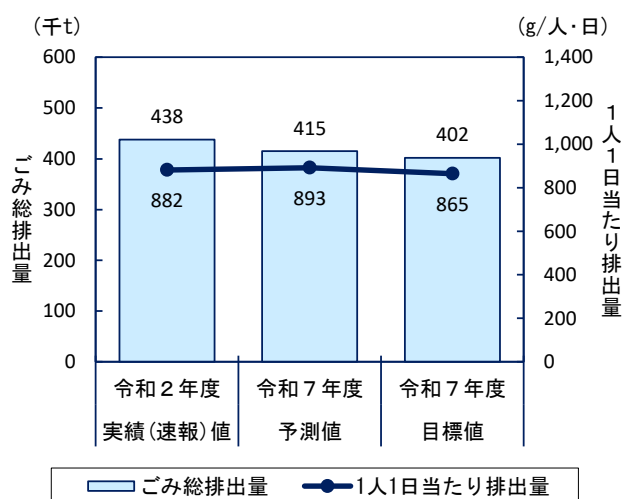


図 3-2-1 ごみ総排出量の目標

(2) 再生利用率の目標

令和7年度における再生利用率の目標は、現状（令和2年度速報値）から約11ポイント上乗せした約28%と設定する。

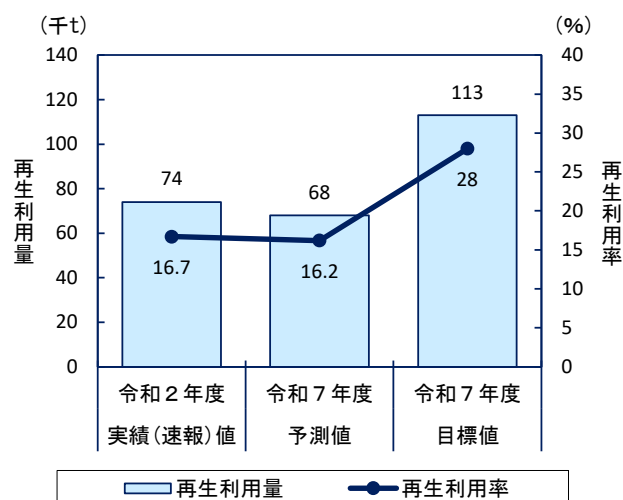


図 3-2-2 再生利用率の目標

(3) 最終処分量の目標

令和7年度における最終処分量の目標は、現状（令和2年度速報値）から約12%削減し、35千トンと設定する。

目標を達成するためには、令和7年度の予測値から2千トンの削減が必要である。

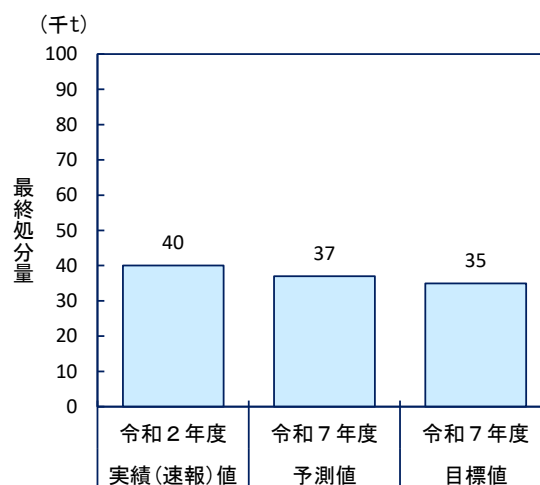


図 3-2-3 最終処分量の目標

2 産業廃棄物の減量化目標

本県の令和元年度における産業廃棄物の排出量は7,799千トンであり、平成26年度から273千トン（3.6%）増加した。また、汚泥の増加に伴い減量化量が増加したため再生利用率は減少し、また最終処分量も大幅に減少した。

本県において循環型社会を実現するためには、再生利用率の向上が必須であり、今以上に進展させることが重要である。

このため、資源循環促進税をはじめとする各種施策やリサイクル推進の更なる取組みなどにより、本県の令和7年度における産業廃棄物の減量化目標を以下のように定める。

産業廃棄物の減量化目標

1. 排出量を令和元年度から約1%削減する（7,720千トンに削減）。
2. 再生利用率を約38%に増加する（再生利用量を2,930千トンに増加）。
3. 最終処分量を令和元年度から約5%削減する（226千トンに削減）。

表 3-2-2 産業廃棄物の減量化目標

項目	実績値	予測値	目標値
	令和元年度	令和7年度	令和7年度
排出量(千t)	7,799	7,929	7,720
再生利用率(%)	29.7	29.9	38.0
再生利用量(千t)	2,318	2,367	2,930
最終処分量(千t)	238	242	226

（参考）国の基本計画に定める産業廃棄物の減量化の目標

- 排出量：令和7年度は、令和元年度に対し、約3%の増加に抑制
- 循環利用率：令和7年度は、約38%に増加
- 最終処分量：令和7年度は、令和元年度に対し、約9%増加に抑制

(1) 排出量の目標

令和7年度における排出量の目標は、現状（令和元年度）から約1%削減した7,720千トンと設定する。

目標を達成するためには、令和7年度の予測値から209千トンの削減が必要である。

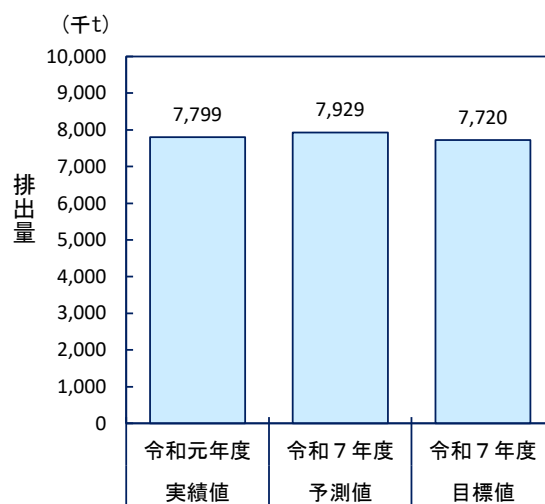


図 3-2-4 排出量の目標

(2) 再生利用率の目標

令和7年度における再生利用率の目標は、現状（令和元年度）から約8ポイント上乗せした約38%と設定する。

目標を達成するためには、令和7年度の予測値から563千トンの増加が必要である。

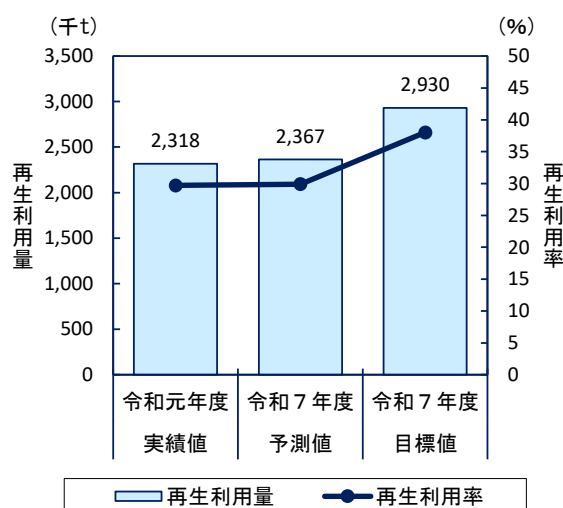


図 3-2-5 再生利用率の目標

(3) 最終処分量の目標

令和7年度における最終処分量の目標は、現状（令和元年度）から約5%削減した226千トンと設定する。

目標を達成するためには、令和7年度の予測値から16千トンの削減が必要である。

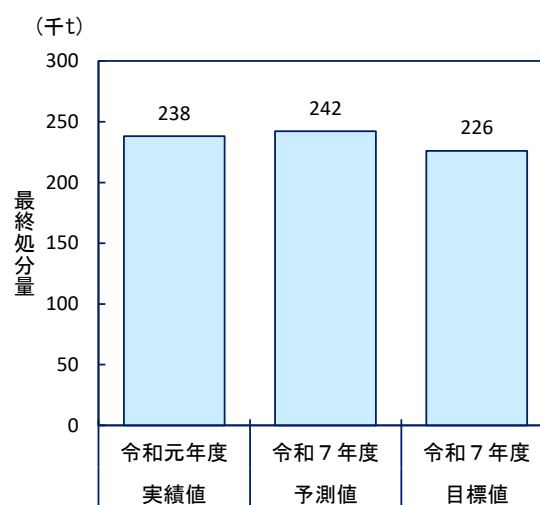


図 3-2-6 最終処分量の目標

第4章 これからの循環型社会づくりへの取り組み

1-1 基本方針

本県では、これまで進めてきた循環型社会の形成に向けた取り組み等により、廃棄物の排出量や最終処分量は着実に減少しているが、さらなる循環型社会の形成のためには、できる限り発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）によって、排出量を減少させるとともに、環境への負荷の低減に配慮しつつ、再生利用（リサイクル）や熱回収をすることにより、最終処分量を減少させた上で適正に処理することが必要である。

また、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現を目指し、廃棄物処理分野からの排出削減を着実に実行する観点からも、廃棄物の再資源化や生ごみ等からのメタン回収等のバイオマスの利活用、廃棄物発電等を一層促進する必要がある。

そのためには、県民一人ひとりが、従来の大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図るとともに、プラスチック資源循環の推進、廃棄物の適正処理の推進、焼却施設や最終処分場等の監視指導や不法投棄・不適正処理対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発、廃棄物処理施設の防災センターや自立・分散型の地域のエネルギーとしても機能するよう、取り組みを進める必要がある。

さらに、廃棄物を資源として循環させていくためには、発生する廃棄物をできる限り資源として活用する循環型社会ビジネスの振興に取り組む必要があり、また、SDGsやSociety5.0の理念や考え方を取り入れて、多面的に資源の循環利用を促進するとともに、多様なステークホルダーとの協働により取り組みを充実・強化する必要がある。

他方で、県内各地に甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨で発生した大量の災害廃棄物の処理を通じて平時の備えが大切であることが再認識されたことから、今後発生が懸念される南海トラフ地震等における災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる万全な災害廃棄物処理体制を構築しておくことが重要である。

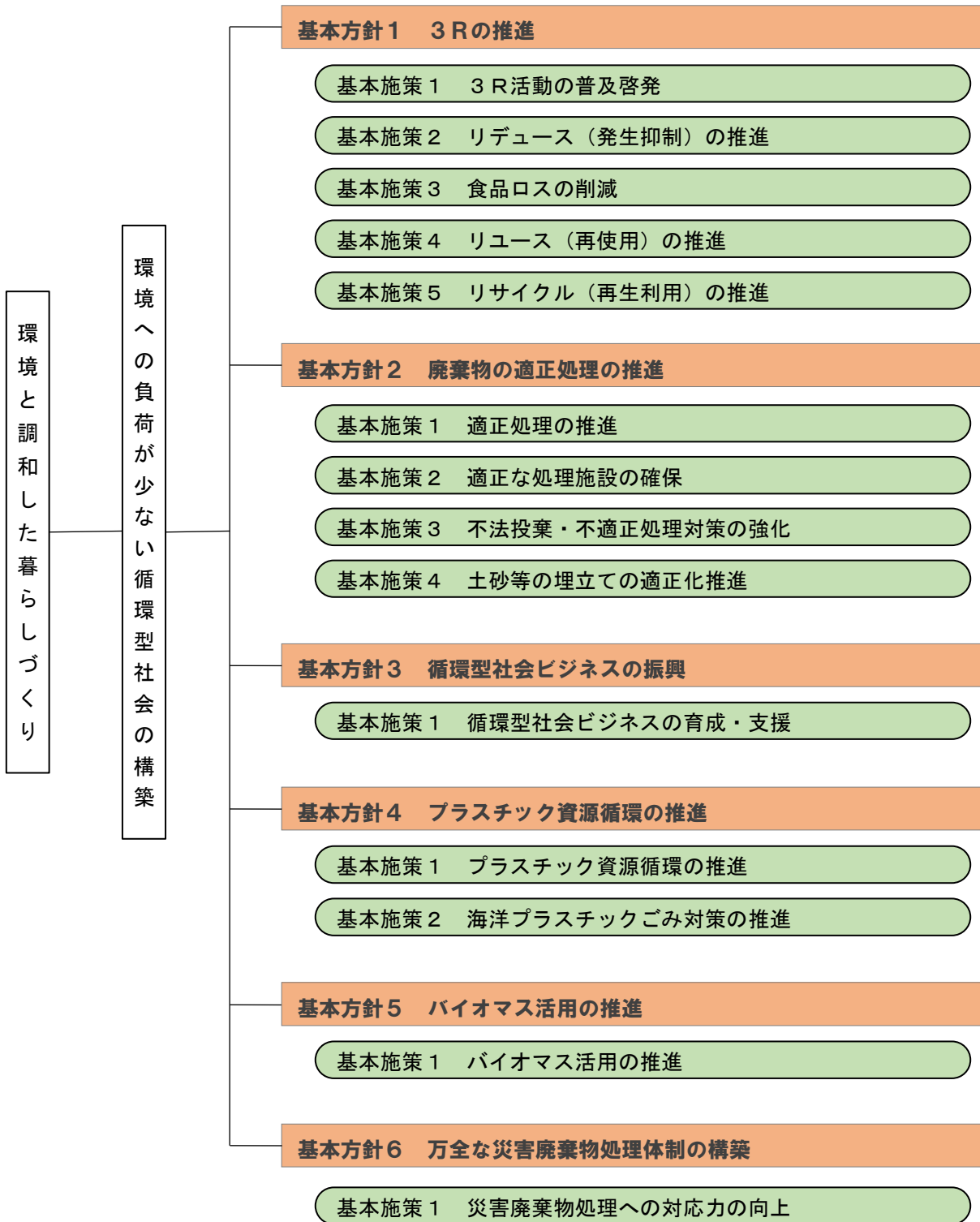
そのため、県民、事業者、行政等様々な主体が一体となって、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環共生圏の形成に取り組むことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指す。

【6つの基本方針】

- 1 3Rの推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進
- 3 循環型社会ビジネスの振興
- 4 プラスチック資源循環の推進
- 5 バイオマス活用の推進
- 6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

基本理念

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり
～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～



第3節 取り組むべき施策(重点プログラム)

循環型社会づくりを推進する各主体は、基本方針及び基本施策に沿って、適切な役割分担により、幅広い事業展開に努めるものとする。

Ⅰ 3Rの推進

Ⅰ-Ⅰ 3R活動の普及啓発

循環型社会の構築のためには、県民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の発生を抑制する(リデュース)とともに、発生した廃棄物についてはできる限り資源として再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を行っていく「3R活動」を推進し、県全体に広げていく必要がある。

このため、事業者や行政などの取り組みはもとより、県民一人ひとりの環境に配慮した生活スタイルや事業活動に対する理解と協力が必要不可欠であるため、各世代に応じた環境教育・環境学習の充実を図るとともに、各種環境イベントやホームページなどを通じて、積極的に情報提供を行うことで、3R活動の普及啓発に努める。

(1) 環境教育・環境学習の充実

ア 学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質向上や地域で活躍する環境活動リーダーの育成・確保に努めるとともに、3Rに関する学習教材や学習プログラム、実践プログラムを作成するなど、正しい知識の普及に努める。

イ 幼少期からの家庭での取り組みを通じて社会全体への普及定着を図るため、家庭における環境教育の充実や「もったいない」の意識の醸成に努め、住民の自主的な取り組みを促進する。

ウ 学校における体験的な学習や、地域における生涯学習講座、職場における従業員教育、各種イベントなど、多様な場における環境教育・環境学習を実施することにより、子供から大人まで各世代が学べる場の確保に努める。

エ SDGs や Society5.0、新しい学習指導要領等を踏まえ、地域の多様なステークホルダーとの協働により、環境問題を含めた地球規模の課題を自らのこととして捉え、その解決に向けて自分で行動を起こすことのできる持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であるESD(持続可能な開発のための教育)を推進する。

オ 学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野を含めた環境教育の推進に努める。

(2) 普及啓発の推進

ア 環境月間(6月)、3R推進月間(10月)などの機会に市町やNPO、企業、関係団体等と連携して環境イベントや施設見学等を積極的に実施することにより、3R活動の普及促進や各主体の役割などの啓発に取り組む。

イ マイバックやマイボトル等の普及によるレジ袋・使い捨て容器包装の削減や、詰め替え商品や量り売り等の環境配慮型商品の選択など環境にやさしい買い物を促進するなど、身近な3R活動への取り組み拡大を図る。

- ウ 廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3 R 推進マイスター）等の活動を支援し、3 R 全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組みを促進する。
- エ デジタル技術を活用し、体験型イベント等を開催することにより広く県民の意識を高め、具体的な行動につなげる取組みを検討する。

(3) 的確な情報提供

- ア 県ホームページ（えひめの循環型社会づくり）や広報誌、SNS や動画等、デジタル技術を活用し、廃棄物・リサイクル情報や3 R 活動の先進事例、ユニークな取組事例など、県民や事業者が求める情報を分かりやすく迅速に提供する。
- イ 県民、NPO、大学、事業者、市町等の各主体と連携し、廃棄物・リサイクル情報や循環資源など3 R に関する情報収集・交換を通じて、各主体の実践活動を促進する。

(4) 環境関連愛媛県知事表彰等

- ア 環境保全活動や循環型社会形成へ向けた活動に長年にわたり取り組み、顕著な功績のあった個人、団体又は企業等について、表彰を実施する。
- イ 不法投棄防止対策や災害廃棄物処理等に功労のあった個人、団体又は企業等について、感謝状を贈呈する。

1-2 リデュース（発生抑制）の推進

3 Rのうち、リサイクルよりも優先順位の高い2 R（リデュース・リユース）の取組みが進む社会経済システムの構築が必要であり、とりわけ最優先で取り組むべきリデュースを一層推進することにより、天然資源の利用を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく必要がある。

このため、県民一人ひとりが「持続可能な社会」という未来に対する責任を自覚し、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町やNPO等と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組みを支援する。

また、事業活動においても、事業者自らが事業系ごみの処理責任を自覚し、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組みを推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じる。

さらに、循環型社会の推進においては、デジタル技術の活用やデータの利活用により、新たな価値を創出し、県民・事業者等の行動変容につなげる。

(1) 家庭ごみの減量化（一般廃棄物）

- ア 家庭ごみの約6割（容積比）と大きなウェイトを占める容器包装ごみについては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品の購入、レジ袋やプラスチック容器、ペットボトルの削減策など、市町や事業者とともに消費者への啓発や実践的な取組みを検討、推進する。
- イ 家庭における食品の買い過ぎ・作り過ぎの防止や生ごみの水切りの徹底、食品の食べ切りや使い切り、耐久性に優れた商品の購入、故障時の修理の励行等による商品の長期

間使用など、家庭ごみの発生抑制に向けて、市町と連携して、情報提供や普及啓発に取り組む。

ウ 市町が推進するごみの分別収集の徹底・拡充や適正な排出方法の理解促進のため、県民に対する情報提供を進めるなど、市町と連携して取り組む。

エ 日頃からごみの減量化や資源循環を意識できるとともに、ごみ処理には多額の費用を要することを認識できるよう、様々な機会を捉え、生活スタイルの見直しを啓発する。

オ 家庭ごみの有料化及び手数料の適正化については、国の「一般廃棄物処理手数料有料化の手引き」を踏まえ、住民等の意見を聴取しながら、一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進方策の一つとして検討を行うよう市町に技術的助言を行う。

カ 市町に対し、1人1日当たりのごみ排出量の状況及び生活系・事業系の内訳を情報提供するとともに、特に排出量の多い市町に対し廃棄物の排出抑制に向けた取組みの検討を促す。

キ SDG s や Society5.0 を踏まえ、市町と連携し、ごみに関する情報を県民に直接発信できるアプリ等のプラットフォームを活用して、県民がごみ処理や行政に関する情報をタイムリーに入手でき、様々な人がごみの減量化に取り組める仕組みづくりを検討する。

(2) 排出事業者への指導等（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物の再使用、再生利用、熱回収等の順にできる限り循環的な利用を行うよう、事業者に対し、廃棄物等の排出抑制、減量化等の啓発を推進する。

イ 原材料の選択や製造工程、輸送工程の工夫、取引慣行の改善、不用品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるよう助言する。

ウ 資源採取時において、生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的な使用、長期的利用や循環利用を進めることにより、新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時における生物多様性や自然環境の保全への配慮を促進する。

エ 様々な素材が含まれる産業廃棄物について分別排出を徹底するとともに、搬入や搬出に際して環境に配慮した事業活動を進めるための指導・助言を行うほか、事業者の排出抑制に関する自主的かつ積極的な取組みを促進する。

オ 生産活動等から生じる産業廃棄物や事業系ごみの削減を進めるため、先進的な取組みの紹介を行うなど廃棄物の排出抑制、減量化等の普及・啓発を推進するとともに、事業者の技術開発や施設・設備の導入を支援する。

カ 廃棄物処理法により「産業廃棄物処理計画」及び「実施状況報告」の作成が義務付けられている多量排出事業者に対し、実効性のある計画の作成や計画の着実な実施を指導するほか、これらを公表することにより、多量排出事業者の意識醸成を図るとともに、計画の進行管理を徹底する。

- キ 中小零細事業者は、産業廃棄物の排出抑制や循環的利用に関する認識や取組姿勢について事業者間の格差が大きく、意識の向上を促すため、関係団体等の協力の下、意識啓発に努め、個別具体的な取組みについて助言、提案等を行う。
- ク 平成19年度に導入した資源循環促進税制度は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化、廃棄物の適正処理等を促進するものであるため、引き続き同税を活用した施策展開を図る。
- ケ ISO14001 やエコアクション21 など、環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成・公表及び環境情報の開示基盤の整備等を推進することにより、各事業者における環境配慮に係る取組みを促進する。

1-3 食品ロスの削減

県が令和2年度に実施した食品ロス実態調査によれば、本県の食品ロス量は約5.1万トンで、その6割を直接廃棄や食べ残し等を要因とする家庭系が占め、事業系は食品製造業が最も量が多く、次いで小売業、外食産業となっており、未利用食品の有効活用や食べ残し防止、食品製造工程の改善等の必要性が浮き彫りとなった。

このため、循環型社会や脱炭素社会の実現のため、愛媛が誇る豊かな海の幸、山の幸などの食材を無駄にせず、「もったいない」と「おもいやり」の心をもった県民総参加による食品ロス削減運動を積極的に展開する。

また、食品ロスは、製造・流通・小売・消費の各段階で発生していることから、フードチェーン全体で各主体の取組みを促進する。

(1) 家庭での取組み促進（一般廃棄物）

- ア 食品ロスの削減のため、講習会やセミナーの開催、広報媒体等の活用により、必要な量だけの購入、賞味期限等への正しい理解、調理の工夫等による食材の食べきり・使い切りなど家庭での対策等の普及啓発を図る。
- イ 県民への「消費期限」と「賞味期限」の正しい理解の促進をはじめ、「冷蔵庫クリーンアップフライデー」や「愛顔の食べきりアイデアレシピ」、余剰食品を活用したりメイク料理の普及啓発のほか、家庭で余っている食品を子ども食堂や福祉施設等に提供するフードドライブ活動を推進する。
- ウ 外食における適量な注文や「3010運動」等の宴会での食べきり運動を促進する。
- エ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の「おいしい食べきり全国キャンペーン」に参加することにより、食べきり運動の認知度向上と実践を図る。

(2) 事業者の取組みに対する支援（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア 食品関連事業者の製造・流通・小売段階で発生する未利用食品を、必要とする人や施設が活用できるフードバンク活動への取組みを支援する。
- イ フードチェーン全体での非効率を改善するための商慣習の見直しを促進する。
- ウ 外食産業の食品廃棄物に占める食品ロス率は、58.2%と食品関連4業種の中で最も高く、さらに、外食産業の食品廃棄物の内訳は「食べ残し」が最も多くなっている。この

ため、ハーフサイズや小盛サイズメニュー導入の促進、飲食店における 3010 運動の普及を推進する。

エ 学校給食・社員食堂での食品ロス削減に向けた取組の工夫を行う。

(3) フードバンク活動の活性化（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 食品小売店と子ども食堂や福祉施設等が連携した地域循環型フードバンク活動を支援し、家庭や食品小売店等の地域の未利用食品等を地域内で有効活用する取組みを推進する。

イ 食品小売店や金融機関その他集客施設やイベント等におけるフードドライブコーナーの設置を促進する。

ウ 非常用備蓄食品の廃棄処分を回避するため、フードバンクへ提供する。

1-4 リユース（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組みが必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な製品の利用促進を図る。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図る。

(1) 再使用製品の利用促進（一般廃棄物）

ア 繰り返し使用できる商品の購入、フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器の利用、古着における EC サイトやアパレルメーカーの店頭回収等への出品や自治体等への寄付を推進するなど、消費者の意識・行動の転換・誘導を図る。

イ 部品交換、修繕可能な製品設計やリターナブル容器の導入など、事業者の再使用に向けた取組みを促進する。

ウ 各種イベントやお祭り等において、使い捨て容器の削減、リユース食器の使用やマイカップの利用促進による環境に配慮したエコイベントの推進に努める。

エ 繰り返し使用できる商品の製造、販売等を推進する。

(2) 事業活動における再使用の促進（産業廃棄物）

ア 事業者の技術開発や施設・設備の改良等による資源のリユースを促進するとともに、リユースに適した製品開発や流通が促進されるようなモデルづくりを支援する。

イ 再使用が可能な廃棄物について活発な情報交換が行われることにより、新たなリサイクル製品の開発や処理コストの削減につながるよう、県のホームページ等を利用した情報交換システムを充実し、環境に配慮した事業活動を推進する。

ウ 廃棄物の再使用を推進するため、県民の環境意識の向上につながる取組みを市町と連携して、情報提供や普及啓発に取り組む。

エ リユース活動に関する取組事例の情報提供に努め、地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の普及拡大を推進する。

1-5 リサイクル(再生利用)の推進

発生抑制、再使用してもなお排出される廃棄物は、資源ごみとして分別し、再資源化を徹底する必要がある。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進する。また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品作りなど、事業者によるリサイクル技術等の研究開発を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図る。

(1) 資源ごみの分別収集の充実(一般廃棄物)

- ア 市町における資源ごみの分別収集や地域住民による分別排出・集団回収を推進するとともに、食品廃棄物の飼料化や生ごみの堆肥化、廃食用油の回収・バイオディーゼル燃料化など、地域の実情に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進するため、市町に対して適切な助言、情報提供を行う。また、市町やNPO等と協力して、県民への資源の循環利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。
- イ 家庭で使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラ等の小型電気電子機器や小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器を効率的に回収するため、市町に対して適切な助言や、情報提供を行う。
- ウ ホームページや各種媒体を利用して家庭や事業所におけるごみの分別ルールの厳守や可燃ごみへの資源ごみの混入防止の啓発を行う。

(2) リサイクル製品の利用促進(一般廃棄物・産業廃棄物)

- ア 県内の企業等が関わって製造加工しているリサイクル製品のうち、廃棄物等の減量化や資源の有効活用など、他の模範となる製品を優良リサイクル製品として認定し、各種環境イベントや情報誌などで積極的に情報提供することで認知度向上と需要拡大を図る。
- イ 公共工事等での優良リサイクル製品の利用促進を図るとともに、モデル事業を実施して優良リサイクル製品の効果をPRする。
- ウ 商品の購入に当たっては、再生利用が容易な商品や再生品の選択を普及啓発する。
- エ 四国4県及び四国経済産業局が連携し、各県で認定したリサイクル製品の相互推奨に取り組むことで、一層の販路拡大や利用促進に努める。
- オ 各種イベントにおけるリユース容器、リサイクル容器の使用やリサイクル可能な資材の購入等、環境に配慮したエコイベントの実施に努める。
- カ 再生利用が容易な商品や廃棄物を原料とした商品等の製造及び販売を推進する。
- キ 将来、発生量が増加する建設廃棄物が適切に再資源化等されるよう再生材の利用促進を図る。また、状態が良好な既存建築物については、地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行うほか、医療・介護施設として利用するなど、その有効活用を図る。
- ク 廃棄物処理法により義務付けられている排出事業者及び処理事業者からの報告データ等から、県内の産業廃棄物の再資源化を高めるため、未利用データ活用や詳細調査等によって再資源化可能性量(推計含む)を算出するとともに、産業廃棄物処理業者が再資源化の参考となるデータを提供する。

(3) リサイクル施設・設備の整備と技術開発（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア 廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルやアップサイクル（素材を活かしデザインなどの力を借りて、製品の価値を再利用前よりも高める）の取組みを促進するため、事業者が実施するリサイクル技術に係る研究開発や施設整備、産業廃棄物処理団体や大学による産学連携の活動支援及びリサイクル産業の活性化を推進する。
- イ 食品廃棄物の飼料化及び堆肥化を促進させるほか、食品残さ等から利活用可能なバイオマスエネルギーの技術開発や実用化に取り組むとともに、既に実用化された木質ペレットや廃食油などバイオマス燃料の普及促進のためのシステム構築や社会基盤の整備等を進める。なお、食品循環資源の再生利用に当たっては、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底を同時に推進する。
- ウ 廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現に寄与する高効率の発電設備（サーマル・リサイクル）が整備されるよう、市町に対し、助言及び技術的支援を行う。
- エ 循環資源の排出・受入に関する情報交換の活性化等、循環資源のマッチングを支援することにより、地域の再生・処理システムの見直しを促進するとともに、先進的なリサイクル技術の導入を促進する。
- オ 市町や企業と連携して下水汚泥の有効利用技術を調査研究した成果の普及啓発を図る。
- カ 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画」に基づき、地域の実情に即した総合的な畜産環境整備、需要者のニーズに即した堆肥の生産、畜産部門と耕種部門の連携強化による堆肥のリサイクルを積極的に推進し、環境と調和した畜産経営の確立を図るための取組みを推進する。
- キ 家畜排せつ物の有効利用のため、良質な堆肥生産指導や堆肥の流通状況を把握し、資源循環型農業を推進する。
- ク 焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）のセメント原料化等への有効利用を推進する。
- ケ 高度なリサイクル技術を有する民間の廃棄物処理業者への処理委託が促進されるように、これまで焼却又は直接埋め立てられていた廃棄物の再生利用等を推進する。
- コ 剪定枝の堆肥化や木くずの固形燃料化など木質系廃棄物の回収体制の構築及びリサイクルを推進する。
- サ 脱炭素社会の取組みへの貢献を図る観点からも3Rの取組みを進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の導入や廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及等による、廃棄物エネルギーの効率的な回収を推進する。
- シ リサイクル商品や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。
- ス 今後、廃棄量が急増する太陽光発電設備について、関連事業者による自主的な回収・適正処理・リサイクルスキームの運用状況や動向等を踏まえ、リサイクルを促進・円滑化する制度的支援を検討する。

(4) リサイクル関連法の着実な推進（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア 個別リサイクル法（容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電）について、県民への制度の理解促進を図り、適正な引渡し等の手続や費用負担がなされることによる廃棄物の適正処理や資源の循環的利用を一層推進する。
- イ 個別リサイクル関連事業者に対して講習会や研修会等を実施することにより、手続や制度の理解、処理の適正化を促進するほか、公共事業における建設廃棄物の再資源化や、民間における食品廃棄物の再資源化を促進するなど、資源の再生利用率の向上を図る。
- ウ 県においては、リサイクル製品等の需要拡大を図るため、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、環境に配慮した商品・サービスを優先的に選択するグリーン購入に率先して取り組むとともに、市町、民間企業や団体等においてもグリーン購入が一層普及するよう啓発に努める。
- エ 事業者が自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合は、再生利用等による減量を行うことができる優良な廃棄物処理業者を選択するとともに、適正な対価を負担するよう啓発に努める。

2 廃棄物の適正処理の推進

2-1 適正処理の推進

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保する。

また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築する。

(1) 一般廃棄物の適正処理の確保

- ア 一般廃棄物については、市町が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、処分しなければならない。
- イ 市町が一般廃棄物の多様化に伴う最適な処理方法の変化に対応するため、常に新しい情報収集ができるよう、積極的に研修や情報提供を行う。
- ウ 市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、施設の維持管理基準等の順守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図る。
- エ 処理施設の機能が十分発揮され適正な管理運営が図られるよう指導するとともに、同施設の見学会の開催を促進したり、運営や維持管理の状況に関する情報を積極的に公開することにより、県民への信頼性を確保する。
- オ 市町間での調整により、排出量に見合った施設規模の確保など地域の実情に応じた効率的な処理体制を構築し、適正処理の確保に努める。
- カ 一般廃棄物の収集運搬体制に係る全国の先進事例などの情報を収集し、高齢化や単身世帯の増加に対応した適正処理対策について、市町に対し、技術的支援を行う。
- キ 一般廃棄物の減量化や適正な処理を確保するための取組みが円滑に実施できるよう、市町に対し、国の「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析及び効率化を図るための技術的支援を行う。
- ク 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を住民や事業者に対して明確に説明するよう助言する。
- ケ 施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の運転管理及び保守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓練など、施設の安全な操業に努めるよう助言する。
- コ 一般廃棄物の収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集体制を確保するとともに、運搬車両については、効率的な運搬が行えるようにするほか、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を推進するよう助言する。
- サ 一般廃棄物の処理に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適な方法を選択するよう助言する。

- シ 廃棄物の収集運搬・処分事業を継続的かつ安定的に実施するため、災害発生時や感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画の作成を助言する。
- ス 県・市町循環型社会推進連絡会議等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の調整や情報の提供を行う。
- セ 市町と連携して、不用品回収業者への立入検査を実施し、「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日付け環境省通知）」により、不用品が廃棄物と判断される場合は、適切な指導を行う。
- ソ 市町に対し、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン（平成27年3月環境省）」により、回収体制を構築するよう助言し、技術的支援を行う。
- タ 高齢化社会の進展に伴う家庭からの日々のゴミ出し問題に対応できるよう、廃棄物の収集運搬体制の在り方について検討する。
- チ 高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、市町や事業者に対し、その適切な取り扱い方法や再生利用等導入に関する情報を提供する等、必要な支援を行う。
- ツ リチウムイオン電池混入による発火や廃棄物処理施設等の火災を防ぐため、市町による住民への危険性の周知や、ごみ出しの際の分別徹底に向けた取組みを支援する。
- テ 少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化に対応した、新規技術の活用による循環産業の生産性向上を図るため、IoTとデータ分析技術の組合せによる廃棄物収集の効率化やセンシング技術・ロボット技術・AIを駆使した高度選別技術等の普及促進を検討する。

(2) 産業廃棄物の適正処理の確保

- ア 産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。
- イ 事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。
- ウ 事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- エ 産業廃棄物処理の基本である「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進する。
- オ 産業廃棄物の適切な処分が確保されるよう、産業廃棄物処理業の許可の申請については、厳格な審査を継続するとともに、必要な指導監督を実施する。
- カ 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する立入検査・報告徴収により適正処理を指導し、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく措置命令、許可の取消し、事業停止等の行政処分などにより、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導する。

特に、悪質な違反行為にあつては、厳正に対処する。

- キ 廃棄物処理に係る情報管理の合理化等を図るため、排出事業者及び処理業者に対し、マニフェストの適正な運用を指導するとともに、偽造がしにくく、県等の監視業務の合理化、不法投棄・不適正処理の原因究明等の迅速化等を図ることができる電子マニフェストの利用を促進する。
- ク 廃棄物の収集運搬・処分事業を継続的かつ安定的に実施するため、災害発生時や新型コロナウイルス等感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画の作成を促進する。
- ケ 産業廃棄物管理責任者等に関する研修会・講習会の開催などを通じて、排出事業者及び処理業者への関係法令等の周知徹底や監視・指導体制の強化を図り、PCB、アスベストなどをはじめとする廃棄物の適正処理及び適正委託の徹底に努める。
- コ 最終処分場の埋立状況や事業計画等を的確に把握し、適切な積立金額を算定・通知することで埋立終了後に必要となる維持管理費用の確保を指導するなど維持管理積立金制度の円滑な運用に努める。
- サ 県外からの廃棄物については、事前協議制度により適正処理の確保を図る。
- シ 資源循環促進税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進のための事業を実施する。
- ス 電子マニフェストが排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が加入して初めて機能することから、電子マニフェストの更なる普及拡大に向け、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした加入促進のための取組みについて検討を進める。
- セ 使用済FRP船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。

(3) PCB廃棄物の期限内適正処理の確保（産業廃棄物）

- ア 県民の健康保護、生活環境の保全を図るため、愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。
- イ PCB廃棄物保管事業者に対しては、立入調査を実施して、PCB廃棄物の保管状況等を確認するとともに、処分までの間の適正保管及び期限内適正処理を指導するほか、それでもなお期限内適正処理の指導に応じない場合には、改善命令や代執行を行い、期限内の確実な処理を図る。
- ウ 高濃度PCB廃棄物に関しては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州事業所での広域処理であるため、関係県市等で構成する北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会等を通じて関係県市と十分な協議及び調整を行う。
- エ PCB廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、県ホームページ等を活用してPCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図る。
- オ 低濃度PCB廃棄物に関しては、期限内適正処理を推進する。
- カ 国が定めた「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」を活用した未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査を実施するなど期限内の処理完了に努める。

(4) その他有害廃棄物等の適正処理の確保

- ア 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理のため、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月環境省）」に基づき、解体工事への立入検査等を通じて発注者や元請事業者、産業廃棄物処理業者等への指導を行う。
- イ 家庭や事業所から排出される水銀廃棄物を確実に収集・処理するために、平成25年10月に採択された水俣条約を受け作成された「水銀廃棄物ガイドライン（平成29年6月環境省）」の普及啓発を図るとともに、国、市町及び事業者団体の連携による回収体制の整備に協力する。
- ウ 医療機関における感染性廃棄物の適正処理については、「感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月環境省）」の周知徹底を図るとともに、医療法に基づく立入検査において、適正処理を指導する。
- エ 再生可能エネルギー設備の急速な導入に伴い、将来的に多量に廃棄される使用済太陽光発電設備については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）（平成30年3月環境省）」の周知を図るとともに、リサイクル等を推進していく。

(5) 優良な処理業者の育成（産業廃棄物）

- ア 産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、関係者と連携して優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及を図る。
- イ 排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を優先的に選定できる環境づくりを構築するため、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定基準に適合する処理業者の育成・増加を図るとともに、その情報を県ホームページ等で提供する。
- ウ 電子マニフェストやエコアクション21を普及促進することにより、産業廃棄物処理業者の事務の合理化や、効率化を支援する。
- エ 地域から信頼される優良な処理業者を育成するため、一般社団法人えひめ産業資源循環協会と連携して講習会・研修会等への参加機会を増やすとともに、再資源化に資するデータ利活用を検討する。
- オ 産業廃棄物の排出事業者責任の原則を踏まえ、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう、ホームページを整備し、廃棄物処理法に基づき認定された優良産廃処理業者を広く公表するとともに、優先的な活用を排出事業者に呼びかけるなど、優良認定を取得する動機づけを行い、優良産廃処理業者の育成を図る。
- カ 優良産廃処理業者認定の取得支援やPR等による認定制度の活用促進、認定事業者への優遇措置（人材確保・育成等に関する支援等）を拡充する取組みを推進する。
- キ 再資源化を推進する優良な処理業者の人材確保を図るため、産業廃棄物処理業のイメージアップとなる取組みを推進する。

(6) 生活排水対策

- ア 「愛媛県生活排水対策推進要領」（平成3年4月）に基づき、県、市町、県民及び事業者が一体となって生活排水処理施設等の整備を進めるとともに、常に暮らしの工夫をし、汚濁物質の低減を図る。
- イ 公共用水域に係る環境基準の未達成地域やそのおそれのある地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定し、生活排水処理施設等の整備、普及啓発等計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。
- ウ 「愛媛県全県域生活排水処理構想」に基づき、市町が地域の実情に応じて、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努める。
- エ 下水道未整備・整備困難地域における生活排水対策のため、汲取り槽や単独処理浄化槽（みなし浄化槽）から合併処理浄化槽への転換を図るなど、市町の浄化槽整備事業を支援するとともに、市町や公益社団法人愛媛県浄化槽協会と連携して浄化槽の適正な維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が行われるよう、普及啓発に取り組む。

(7) 海岸漂着物等の適正処理

- ア ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、国、県、市町、海岸管理者等、地域住民、漁業関係者、民間団体、事業者、大学などの多様な主体が相互に情報を共有しながら、海岸漂着物等の実態把握や調査研究、発生抑制対策や未然防止対策、回収・処理など、総合的かつ計画的な海岸漂着物処理対策を推進する。
- イ 海岸漂着物等が集積している海岸においては、海岸管理者等、民間団体、市町等が連携して、愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・推進団体制度や愛ビーチ・サポーター制度を活用するなどして円滑な回収・処理を図る。
- ウ 海面に浮遊する漂流ごみや海底ごみについては、必要に応じて、国、海岸管理者等による回収・処理を行うとともに、漁業者等が回収し、沿岸市町等が協力して、適正に処理する取組みを推進する。
- エ 海洋プラスチックごみによる海洋汚染の実態を把握するため、継続的に実態把握調査を行うとともに、地理的な特徴から人が容易に立ち入ることができず、漂着ごみが大量に堆積している立入困難地域の現状把握調査を行う。
- オ マイクロプラスチックによる海洋環境への影響が懸念されていることを考慮し、国や研究機関等の調査研究等の情報収集に努めるとともに、マイクロプラスチックになる前の段階のプラスチックごみの回収処理や発生抑制対策を推進する。
- カ 使用済FRP船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。

2-2 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保する。

市町等は、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点を踏まえ、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組む。

(1) 一般廃棄物処理施設の確保（一般廃棄物）

- ア 一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃棄物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行った上で、地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき、効果的に循環型社会形成推進交付金制度等が活用されるよう、市町に対し、指導・助言を行う。
- イ 国・地方を通じた厳しい財政状態に対応するため、既存施設の適正な維持管理・整備を徹底し、長寿命化・延命化を図る。
- ウ 一般廃棄物処理コストを適正に分析することにより、最適な施設規模を想定するとともに、災害時における廃棄物処理への対応も踏まえた施設整備を促進する。
- エ 市町のごみ焼却施設について、地域の地理的・社会的な特性や将来の人口減少等社会情勢の変化によるごみの減量化を考慮した上で、広域化・集約化による適正な規模での効率的な処理施設の配置の検討を促進するほか、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を図るとともに、将来にわたる一般廃棄物の効率的かつ適正な処理体制の構築に向け、関係市町の調整及び技術的支援を行う。
- オ 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町と連携しながら愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画の円滑な推進を図るとともに、ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。
- カ 再資源化施設については、既存の施設を有効活用することとし、ごみ焼却施設の集約化を具体化する時に、民間委託等も含めて、ごみ焼却施設と合わせて効率的な処理体制を検討する。
- キ 廃棄物を地域資源として有効利用するため、情報収集や調査研究を進めるとともに、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等の整備・活用を検討し、循環型社会や地域循環共生圏の構築に向けた取組みを推進する。
- ク 廃棄物の排出抑制や資源化を推進し、埋設処分量の削減による最終処分場の残容量の確保と延命化を図り、それでもなお必要となる最終処分場については、広域整備等の可能性を検討するなどして、継続的に確保するよう整備を促進する。
- ケ 一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、国が定めた「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたりサイクルセンター等の再資源化施設の整備を促進する。

- コ し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけでなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を促進する。
- サ ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- シ 「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（令和元年12月環境省）」を活用し、気候変動適応策を検討する

(2) 民間事業者による処理施設の適正確保（産業廃棄物）

- ア 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うほか、引き続き「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく事前協議により手続きに慎重を期すとともに、稼働中の処理施設は、維持管理基準の順守を指導する。
- イ 「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、設置者と地域住民との間の合意形成が円滑に行われるよう、地元説明会の開催などを指導するとともに、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、市町と連携して、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努める。
- ウ 産業廃棄物処理施設に対する県民の信頼向上を図るため、定期的に立入検査を実施するほか、施設管理者等による維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めるとともに、安全性・信頼性の高い施設・設備の確保を図る。
- エ 産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出抑制、中間処理及び再生利用の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることから、産業廃棄物を処理するための十分な最終処分場が確保できることを目標とする。
- オ 廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないように、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づき、適切な跡地管理を推進する。
- カ 産業廃棄物の3R及び未利用エネルギー利活用のための施設整備を支援することにより、資源循環型産業の育成強化を図る。また、AI、IoT等の新技術を活用した高効率な施設の導入を積極的に促す。

2-3 不法投棄・不適正処理対策の強化

廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見・早期是正による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実・強化に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進する。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底させる。

(1) 不法投棄情報の収集

ア 県庁に設置するフリーダイヤル

「不法投棄 110 番 (0120-149-530; イヨノクニ ゴミゼロ)」により、広く県民から不法投棄情報等を直接受け付ける。

イ 県内 5 保健所に設置した管内市町や所轄警察署・海上保安部、建設業協会、商工会・商工会議所等で組織する「不法投棄防止対策推進協議会」により、地域に根差した監視・啓発活動を推進するとともに、各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図る。

ウ 産業廃棄物不法投棄の情報を幅広く入手するため、民間団体等との協定書の締結に努める。

(2) 普及啓発の推進

ア 広報誌や新聞、ラジオ等の各種広報媒体や啓発活動により、事業者や県民の意識啓発を図り、不適正処理の未然防止に努める。

イ 不法投棄防止のため、県ホームページ等による啓発のほか、毎年 5 月 30 日 (ごみゼロの日) から 6 月 5 日 (環境の日) までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等に合わせ各種広報媒体を活用した啓発活動を実施する。

ウ 環境教育や環境学習において、不法投棄防止について啓発する。

(3) 不法投棄監視体制の強化

ア 車両、船舶及び県消防防災ヘリコプターやドローンを活用した陸域、海域及び上空からのパトロールや監視を実施することにより、不適正処理の未然防止の強化や早期発見の効率化を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底する。

イ 暴力団関係者に厳正な対応を行うなどのため、県庁に愛媛県警からの出向者を配置するとともに、警察官退職者を「産業廃棄物等適正処理指導員」として保健所に配置し、産業廃棄物処理に関する監視、指導、情報の収集、警察関係機関との連絡調整等を行う。

ウ 夜間監視可能なカメラや不法投棄防止看板を増設する。

エ 愛媛県警と連携して産業廃棄物の運搬車両の検問を行い、車両に積載している産業廃棄物の種類・量の確認や、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) との照合を実施し、記載内容等に不備が認められた場合は適切な指導を行う。

オ 警察本部・海上保安本部との合同監視パトロールや全国ごみ不法投棄監視ウィークと連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図る。

カ パトロールや不法投棄 110 番等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図る。特に、不法投棄が多発する山間部には、IT 技術等を活用して正確な投棄場所の把握に努める。また、地上からの把握が困難な事案についても、ドローンによる上空からの撮影により状況把握に努め、確認された不適正処理に対しては厳正に対処する。

キ 海洋汚染防止の観点からも、船舶から発生する船内廃棄物の適正処理について、普及啓発を図る。

(4) 関係機関との連携

- ア 警察との協力や関係機関で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」等による情報交換、巡回指導や意識啓発運動を推進するとともに、同協議会構成機関、地域住民等の協力を得て、不法投棄廃棄物撤去活動を推進する。
- イ 適正処理の未然防止に係る自治体相互の情報交換や広域的な連携を強化するとともに、悪質化、巧妙化している不法投棄等については、関係機関と連携して厳正に対処する。
- ウ 県外産業廃棄物の不適正処理などの早期把握、迅速かつ的確な対応を図るため、関係府県との連携に努める。

(5) 不適正処理の防止等

- ア 廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、愛媛県警との連携を強化し、厳正に対処する。
- イ 特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する行政命令を厳格に行う。
- ウ 事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合には、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に順守しなければならない。
- エ 安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る。
- オ 不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域の状況等については、定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないように対処する。

2-4 土砂等の埋立ての適正化推進

土砂条例（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）は、県外からの建設汚泥の不法投棄を契機に全国でも先駆的な条例として、廃棄物まがいの土砂等による埋立てを未然防止し、埋立て行為による土壌の汚染と災害の発生を防止するため、平成12年に制定されたものであり、土砂による埋立て行為に対して、許可制度の導入、埋立て土砂等の量・履歴等の事前届出、土壌や浸透水の基準の設定、土砂崩落防止措置の義務付けなどの規制を行う。

また、条例施行後20年が経過し、近年の社会経済情勢の変化や豪雨災害による土砂崩落が懸念される中、許可事業で搬出元の特定が困難な県外からの土砂の埋立てが確認されたことなどから、令和2年に土砂条例を一部改正し、新たに土砂等の搬入時の展開検査の義務付けや、土砂管理台帳の作成・保管、許可事業者に対する改善命令や罰則の引上げなど、厳しい措置を講じている。

(1) 土砂条例の適正な執行

- ア 面積が3,000 m²以上の土砂等による埋立て（特定事業）の許可申請については、厳正に許可審査を行う。
- イ 特定事業場に対しては、定期的なパトロール及びドローンによる上空からの監視・指導を厳正に行うとともに、土砂管理台帳の点検・確認や、必要に応じて土砂等の搬入時や展開検査に立ち会うなど、県民の安全安心の確保のため土砂等の埋立て等の適正化を推進する。
- ウ 土砂等への廃棄物の混入を防止するため、事業者の目視による展開検査が適正に行われるよう指導する。
- エ 事業者による土壌検査や水質検査が適切に行われるよう指導する。
- オ 特定事業者及び特定事業場の立入検査・報告徴収により適正な施工を指導し、違反者に対する是正指導の強化や土砂条例に基づく改善命令、措置命令、許可の取消し、事業停止等の行政処分などにより、不適正処理事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導する。
特に、悪質な違反行為にあつては、厳正に対処する。

3 循環型社会ビジネスの振興

3-1 循環型社会ビジネスの育成・支援

県内のリサイクル事業等の活性化を図るため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び事業化等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組みを促進する。

(1) 資源循環優良モデル認定制度の充実

- ア 県民、事業者、行政等が環境にやさしい製品を率先して利用し、県内におけるリサイクル製品等の需要が拡大することにより、県内企業の環境ビジネスへの参入や新たな製品の開発を促進する。
- イ 他の模範となるようなリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルとして認定する、県の「資源循環優良モデル認定制度」（通称：スゴeco）を実施し、リサイクル製品の製造現場の見学や3R体験などの環境関連イベント、パンフレットの作成・配布、シンボルマークの使用、県ホームページへの掲載等を通じて、県民や県内企業等に広く普及啓発する。



(2) 循環型社会ビジネスの振興

- ア リサイクル製品等の認知度向上及び販路拡大を促進するため、優良モデルの製品カタログの作成、県外大型展示会・商談会への出展や製品等の商品開発の支援、ブランド化

等に取り組むとともに、特に認定数の多い土木資材については公共事業への活用を推進するなど、循環型社会ビジネスの振興を図る

(3) 製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進

ア 本県の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙スラッジの発生抑制や減量化、有効利用を促進する技術開発を推進するため、企業や県の研究機関、大学が連携し、製紙業界における産業廃棄物の「ゼロ・エミッション」の具体化を図る再資源化技術等の研究開発事業を支援する。

イ 開発された技術を生かすため、リサイクル製品等の新たな活用策について調査研究するとともに、有効利用策の事業化を支援する。

ウ 3Rの取組みをより効率的に進めるため、先進的技術の導入を支援する。

(4) 廃棄物の3R技術・再資源化システム等の事業化の推進

ア 地域の特色を生かして、循環資源の3R技術・再資源化システム等の研究開発やビジネスモデルの事業化を推進し、「地域循環共生圏」の構築を図っていくため、産業廃棄物処理業界や国・県の試験研究機関・大学等が取り組む廃棄物の3R技術等に関する研究開発や人材育成を促進するとともに、事業化に向けた取組みを支援する。

イ エコフィールドの利用促進やレアメタル回収など環境負荷を低減するための再資源化技術の開発を支援する。

(5) グリーン購入の推進

ア 県は、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、全庁的に環境にやさしい物品を調達するとともに、サービスの循環的な利用に努める。

イ 市町や事業者、関係機関にグリーン購入の積極的な取組みを促すため、県の推進方針を県ホームページに掲載するとともに、各市町に推進方針の策定を検討するよう要請する。

4 プラスチック資源循環の推進

4-1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、第5章の「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を推進する。

4-2 海洋プラスチックごみ対策の推進

海洋プラスチックごみ問題に対しては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることに鑑み、3Rの取組みや適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、第5章の「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を推進する。

5 バイオマス活用の推進

5-1 バイオマス活用の推進

バイオマスは、温室効果ガスを増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有する持続的に再生可能な資源であり、本県の豊富なバイオマス資源が多様な主体によって活用されることが必要である。

そのため、本県では、平成16年6月に策定した「えひめバイオマス利活用マスタープラン」を踏まえ、「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定し、バイオマスの更なる利活用の推進を総合的かつ計画的に図っている。

本計画では、第6章の「バイオマス活用の推進に向けた取組み」に基づき、今後のバイオマス活用の方向性を示し、関係部局と連携して、肥飼料等としての利用の一層の促進や高付加価値製品の生産、再生可能エネルギー等に変換（家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオガス化や未利用間伐材等の木質チップ燃料化等）した上での自立・分散型エネルギー源としての利用等のバイオマスの更なる活用を推進する。

6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

6-1 災害廃棄物処理への対応力の向上

南海トラフ地震等の大規模災害発生時、県民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進するため、「愛媛県災害廃棄物処理計画（平成28年4月策定）」に基づき、県・市町・民間事業者等の連携強化に努め、実効性のある災害廃棄物処理体制を整備する。

(1) 広域的な災害廃棄物処理体制の推進

ア 県内を5つの地域ブロックに分けて、災害廃棄物の処理に関する協議会を設置し、セミナーやワークショップの開催等を通じて、情報共有や意見交換を行い、ブロック内市町及びブロック間における協力・連携について協議・検討を進める。

イ 災害廃棄物の収集・運搬や処理、収集運搬車両等の広域派遣や広域処理体制の構築を図る。

ウ 環境省が主催する災害廃棄物対策四国ブロック協議会に参画し、当協議会を通じて県外での災害廃棄物処理を想定した広域連携体制の強化を図る。

エ 県・市町・一般社団法人えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づき、平時から民間事業者等の協力体制及び人員・車両・資機材等の情報を共有し、支援体制の構築を図る。

オ 災害時における災害廃棄物やし尿の広域処理を推進するため、県内市町等間で協定締結を行い、円滑かつ迅速な支援体制を構築する。

カ 災害廃棄物処理の経験とスキルを有する県・市町の職員を人材リストに登録し、災害時に、被災市町に派遣できる体制を構築するなど、災害廃棄物分野の人材を育成する。

キ 大規模災害発生時に海上輸送を含めた県境を越えた広域処理が実施できるよう、国や他県等と連携して、平時から必要な対策を検討する。

(2) PDCAサイクルによる災害廃棄物処理体制の見直し

- ア 愛媛県・市町災害廃棄物処理計画に基づく訓練や研修、演習を定期的を実施し、課題を抽出・整理するとともに、他の地域における災害廃棄物処理の事例等の情報収集に努め、訓練結果や収集した情報を評価し、より実効性があるものに改善できるよう、計画の点検・見直しに反映させる。
- イ 災害廃棄物処理の拠点となる市町の廃棄物処理施設における事業継続計画（BCP）の策定取組を促すとともに、支援を行う。

(3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理

- ア 市町が災害廃棄物の発生量の推計に合わせて、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を推進するよう国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行う。
- イ 災害発生時においては、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、廃棄物処理の広域的な連携や災害廃棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進する。
- ウ 災害時においても、化学物質や石綿等の有害物・危険物による公衆衛生の悪化や二次被害が発生しないよう、連携して取り組む。
- エ 災害時において、住民から廃棄物の適正な搬出などの協力を得られるよう、積極的な情報発信やコミュニケーションの場を確保する。
- オ 市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行う。
- カ 非常災害時に産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理を行うことを想定し、同施設の処理余力の把握や施設情報について市町との共有を進める。
- キ IT や人工衛星等の最新技術やデジタル技術を活用した災害廃棄物処理における情報管理・共有手法の高度化に向けた課題の整理や検討を進める。

第4節 各主体に期待される役割

1 県民<循環型社会をかたちづくる主役>

県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動し、これまでの大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に配慮し、3Rを意識した循環型のライフスタイルへの定着を図ることが期待される。

1-1 3R活動・環境に配慮した消費行動(環境にやさしい買い物)の実践

ア 環境教育・環境学習への参加等

地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育・環境学習や環境保全活動等への積極的な参加や、NPO等の民間団体の活動に協力

イ 発生抑制(リデュース)

無駄なものを買わないこと、マイバック・マイボトル・マイ箸の持参(レジ袋の辞退)、簡易包装された商品の購入、過剰包装の辞退、ごみの減量化につながる商品の購入(詰替商品、ばら売り、量り売り等)、商品の計画的な購入、耐久性に優れた商品の購入、木材等の再生可能な資源を活用した製品や再生品の優先的な購入

ウ 再使用(リユース)

リターナブル容器使用商品の購入、中古品の購入、リース・レンタル商品の活用、古着におけるリサイクルショップ、ECサイト、アパレルメーカーの店頭回収等への出品や自治体等への寄付

エ 再生利用(リサイクル)

再生可能な資源を活用した製品や再生品の優先的な購入や活用、生ごみの飼料化・堆肥化、ごみの分別の徹底

1-2 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進によるごみを出さないライフスタイルへの転換

ア 発生抑制(リデュース)

○ごみの減量化、物の丁寧な取扱い、メンテナンスや修理等のサービスの活用等により物を大切に長く使う、家電製品等を修理して使う、レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買等の積極的な利用

○適量の購入・注文、食品の賞味期限等の食品表示に関する正しい理解の推進、食材の使い切り・食べ切り、エコクッキングの実践、生ごみの水切り

イ 再使用(リユース)

フリーマーケットやリユースショップの活用、リターナブル容器の返却

1-3 ごみの分別・資源回収への協力

○市町の定めたルールに従ったごみの分別排出の徹底

○容器包装の店頭回収・廃食油・古紙等の資源の集団回収・小型家電の回収への協力

1-4 各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分

- 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法を理解し、それに基づき廃棄物を適正に処分
- 違法な不用品回収業者等を利用しない

1-5 不法投棄防止への協力

- ごみのポイ捨てをしない、ごみの不法投棄や野焼き、多量保管等の不適正な処理を発見した時は直ちに行政に通報
- 占有し、又は管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保持

1-6 災害廃棄物処理体制の構築への協力

- 県・市町の災害廃棄物処理計画の事前の備えに対する理解と協力
- 災害時の廃棄物の適正な排出

2 NPO・大学等<県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手>

2-1 NPO等

NPO等は、地域における環境保全活動や循環型社会形成に資する活動を自主的に行うとともに、独自の情報収集・発信能力、専門性、ネットワーク等を活かして、企画の立案や関係主体への働き掛け、各主体が行う経済社会活動を循環型社会形成の観点から評価し向上を促すことにより、県民のライフスタイルや事業者の事業活動の変革等を促進させていくことが期待される。

- ア フリーマーケットの開催などリユースやシェアリングを促進する取組み
- イ 3Rの推進や地域住民のライフスタイル見直しの支援
- ウ フードバンクやフードドライブ等の食品ロス削減の取組み
- エ 不法投棄や不適正処理の監視、市街地や河川、海岸等における清掃活動や、ごみの散乱状況等に関する調査分析
- オ 地域における環境保全活動の普及啓発、環境教育・環境学習の推進
- カ 県民、事業者、行政等と連携した地域における環境保全活動への積極的な取組み

2-2 大学等

大学等は、専門的・学術的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を各主体に分かりやすく提供することにより、循環型社会の形成に向けての政策決定への寄与や各主体の具体的な行動を促す役割が期待される。

- ア 資源循環に関する物質フローやストックに関する研究、現状分析及び将来予測
- イ 廃棄物の適正処理、収集運搬、新しいリサイクル技術やシステムの研究・開発
- ウ 3R関連技術や環境に関する知識の普及・啓発
- エ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する取組みの評価と改善に向けた提言
- オ 環境に配慮したグリーン製品・サービスの評価
- カ 有害物質、海洋ごみ等の環境中の分布の現状及び将来予測、生態系への影響評価、モニタリング手法の研究・技術開発
- キ 不法投棄や不適正処理が行われた土地の生活環境保全上の支障の除去に関する研究・技術開発
- ク 災害廃棄物の発生量や処理可能量の推計、災害廃棄物の適正保管、処理が困難な災害廃棄物の適正処理、災害廃棄物の再資源化や利活用等を支える研究・技術開発
- ケ 事業者や行政との共同研究

3 事業者〈環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動〉

3-1 排出事業者

排出事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、法令順守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生防止はもとより、自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を行うほか、情報公開など透明性を高める努力を行うことが期待される。

ア 拡大生産者責任の徹底

イ 廃棄物処理法を遵守した廃棄物の適正処理や、安全・安心や長く適切なモノの使用、リサイクル、環境に配慮した消費に関する情報を生活者に分かりやすく提供

ウ 占有し、又は管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保持

エ 電子マニフェストの積極的な活用等のトレーサビリティの強化や、優良な産業廃棄物処理業者への処理委託

オ 環境にやさしい製品やサービスの提供

1) 廃棄物の発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、サービスの提供（生産量や生産時期の最適化、環境配慮設計の徹底や原材料素材の表示、使い捨て製品の製造販売の自粛や繰り返し使える製品への転換、再生材の活用、バイオプラスチックや再生プラスチックの材料への利用、資源・エネルギー利用の効率化、過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、マイバックの推奨）

2) リサイクルが容易な製品の開発・製造、リサイクルが可能な素材等の使用

3) 有害物質を含まない・使用しない製品作り

カ 製造から流通、販売に至る事業活動における3Rの実践による環境負荷の低減

★発生抑制（リデュース）

循環資源等を製品の原材料やエネルギー源として積極的に活用、製造工程の効率化・歩留まりの向上、製品の長寿命化、包装材・梱包材の削減、分別の徹底、食品ロスの削減

★再使用（リユース）

使用済み製品・部品の再使用、容器包装資材等の繰り返し使用

★再生利用（リサイクル）

循環資源の再生品原材料等としての利用、リユース製品・リサイクル製品の販売、グリーン購入の実践、食品廃棄物の再資源化

キ 生産者、小売業者、レンタル・リース業者、ベンチャー企業等がモノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリングサービス等の新たなビジネスモデルの立上げや拡大

ク 牛乳パック、ペットボトルや食品容器、小型家電等の店頭回収

ケ 資源確保段階における循環資源や再生可能資源の割合の向上や、天然資源の採掘・輸送等の際の自然改変・エネルギー消費・環境負荷の少ない調達先の選択

コ 建設業者等による建設副産物の発生抑制や再資源化された建設廃棄物の利用、住宅リフォーム事業者等による既存住宅の改修、解体業者による分別解体

サ 新しいリサイクル技術・システムの構築、IT等の技術力を活かした資源生産性を向上させるイノベーション

- シ 廃棄物処理の適正委託や優良産廃処理業者の選択、資源循環促進税の適正な負担
- ス 有害物質の適正管理
- セ 排出事業者と廃棄物処理業者との間で適正な費用等の情報の共有
- ソ 廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解と順守
- タ 行政施策への協力

3-2 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物の適正処理により、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくリサイクルの推進が期待される。

ア 適正処理の実施、処分場の適正管理

リサイクルが困難な物の適正処分、管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発

イ 廃棄物等の適正な再資源化、新しいリサイクル技術やシステムの構築

ウ 製造から流通、販売、廃棄に至る各段階で不要となったものの再利用、再資源化、エネルギー回収、中間処理、最終処分等の適正な実施

エ 有害物質の適正管理

オ リサイクル事業者による食品廃棄物等の飼料化・肥料化やバイオガス化、金属の分別回収及び電炉鋼などの再生金属の利用の拡大・高度化、建設廃棄物の再資源化

カ 法令順守の徹底、行政施策への協力

キ 優良産廃処理業者の積極的な情報発信

ク 地域住民等に対する工場見学の受入れや、分かりやすい情報提供等

ケ 廃棄物処理業者、リサイクル事業者、セメント事業者、運送事業者等の災害廃棄物の収集、運搬及び処理を行う能力を有する事業者が県・市町と協定を締結するなどの連携体制を構築

コ 遊休地等を保有する事業者が災害廃棄物の仮置場等に必要な土地の提供に関して県・市町に協力

サ 廃棄物処理やリサイクルに関する技術・知識の向上

3-3 金融機関・投資家

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPO や、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金提供することなどが期待される。

ア コンサルティング機能を活用し、排出事業者、廃棄物処理事業者、リサイクル事業者、再生製品の活用事業者等の各主体の連携を支援

イ 資源生産性の観点など、環境面も考慮した資金供給先の評価や、ライフサイクル全体での資源循環の徹底につながるビジネスに対する資金の供給

ウ リサイクルが困難な物の適正処分、管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発

4 行政〈各主体の取組み支援、コーディネータ〉

4-1 県

- ア 3 R活動や廃棄物・リサイクル関係制度のデジタル技術などを利用した情報収集、普及啓発及び情報提供
- イ 環境学習・環境教育の推進による県民の自主的な取組みの促進
- ウ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- エ 電子マニフェストの普及
- オ 違法な廃棄物処理を行う者に対する指導
- カ 熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- キ 産学官の連携による調査研究や技術開発
- ク 循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ケ 3 Rに関する取組み、モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する支援
- コ 有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施
- サ 環境への負荷の少ない事務事業の執行及びグリーン購入・グリーン契約の推進
- シ 公共事業における再生資材の優先的な利用
- ス 環境に配慮したグリーン製品・サービスや地域商品の推奨・情報提供
- セ 海洋ごみの回収処理及び河川や海域へのプラスチックごみの流出を防止するための流域単位での発生抑制対策の推進
- ソ 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- タ 地域循環圏の構築、不法投棄・不適正処理防止対策
- チ 実効性のある災害廃棄物処理計画の策定、災害廃棄物処理に関する市町、関係団体等の連携体制の構築、職員の研修・訓練

4-2 市町

市町は、地域における循環型社会を形成していく上で、中核的な役割を担っており、地域単位での住民の生活に密接した循環することを構築することが期待されている。

- ア 一般廃棄物の適切な処理及び循環的利用の促進
- イ 環境学習・環境教育の推進による住民の自主的な取組みの促進
- ウ 地球温暖化防止や省エネルギー等に配慮した廃棄物処理施設の整備、計画的な維持管理及び更新
- エ 廃棄物の分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化
- オ 電子マニフェストの普及
- カ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- キ 違法な廃棄物処理を行う者に対する指導
- ク 有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施
- ケ 一般廃棄物の有料化等による廃棄物の減量化、一般廃棄物会計基準の導入及び公表
- コ 一般廃棄物処理施設の強靱化

- サ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進、廃棄物最終処分場の適正管理
- シ 生ごみ等の再生利用や熱回収等のバイオマスの普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ス 家電リサイクル法における小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築
- セ 小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収について住民への周知及び住民の利便性の高い回収方法の提供
- ソ 公共事業における再生資材の優先的な利用
- タ 循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- チ グリーン購入・グリーン契約の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策
- ツ 海洋ごみの回収処理及び河川や海域へのプラスチックごみの流出を防止するための流域単位での発生抑制対策の推進
- テ 海岸漂着物等の処理に関する海岸管理者等への協力及び発生抑制対策の推進
- ト 空き家等対策特別措置法に基づく空き家対策の推進
- ナ 実効性のある市町災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の仮置場の整備
- ニ コンポスト、生ごみ処理機等の購入支援

第5節 地域循環共生圏を踏まえた循環型社会づくり

国の循環型社会形成推進計画においては、地域の特性を生かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環共生圏」の形成を推進し、地域活性化につなげていくこととされている。

循環型社会を形成していくためには、地域における循環資源、再生可能資源やストック資源の状況を分析し、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、循環分野において地域循環共生圏を形成するためには、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくことが重要である。



(出典：環境省 HP「地域循環共生圏 (日本発の脱炭素化・SDGs 構想)」)

本計画においては、こうした地理的・社会的特性を考慮しつつ、循環可能な資源は地域で循環させ、困難なものは広域的に対応していくという「地域循環共生圏」の考え方に基づいて、地域住民、事業者、NPO、有識者等と連携する仕組みを構築し、地域における取組みを進める。

また、それぞれの地域が持つ技術や特性を生かして、地域間の循環資源の移動・交換などにも取り組むことで、県全体として最適なりサイクルや適正処理の体制を整備し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指していく。

第5章 えひめプラスチック資源循環戦略

第1節 戦略策定の基本方針

本県は、瀬戸内海国立公園や足摺宇和海国立公園等の風光明媚な自然景観とその中で育まれた歴史・文化的景観があり、全国第5位の長さの海岸線と全国有数の港湾・漁港数を有しており、プラスチックごみによる海洋汚染は、海洋環境や沿岸環境のみならず、水産業や観光業等幅広い分野に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

このため、本県のプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を図る。

本戦略の展開を通じて、本県におけるプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、「プラごみ対策先進県えひめ」のブランド化を図ることにより、地域イメージの向上並びに地場産業の活性化に繋げ、新たな成長の源泉とする。

また、天然資源の消費量や廃棄物の発生量の抑制、海洋プラスチック問題、気候変動等の課題解決に寄与すること（天然資源の有効利用、海洋プラスチックゼロエミッションや温室効果ガスの排出抑制）により、愛媛の美しい海を次世代に引き継ぐとともに、持続可能な循環型社会づくりを推進する。

今後、本戦略に基づき、県・市町が緊密に連携・協力しながら、各種施策に積極的に取り組むことにより、「オール愛媛」でプラスチックの資源循環を推進するとともに、各主体の自主的な取組みを後押しし、連携協働の取組みを更に推進する。

第2節 目標と重点戦略

I 目標(3R+Renewable)

- ① ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす。
- ② より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える。
- ③ できる限り長期間、プラスチック製品を使用する。
- ④ 使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用）を図る。

特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収する。

いずれに当たっても、経済性及び技術可能性を考慮し、また、製品・容器包装の機能安全性や利便性など）を確保することとの両立を図る。

また、海洋プラスチック問題に対しては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることに鑑み、上記の3Rの取組みや適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進し、プラスチックの海洋流出を防止する。また、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染を防止する。

以上に当たっては、県、市町、県民、瀬戸内海沿岸自治体、事業者、NGO等による関係主体の連携協働や、技術・システム・消費者のライフスタイルのイノベーションを推進し、幅広い資源循環関連産業の振興により実現を図る。

2 重点戦略

2-1 プラスチック資源循環の推進

(1) リデュース等の徹底

- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、不必要に使用・廃棄されることのないよう、これまでの「環境にやさしい買い物キャンペーン」でのマイバッグ持参等の普及に加えて、消費者に対する声かけの励行等のもとより、レジ袋の有料化義務化を踏まえた一層の普及啓発活動を通じて、消費者のライフスタイル変革を促す。また、これらの普及啓発を、県・市町・関係団体が連携・率先して行うことにより、こうした消費者のライフスタイル変革に関する県民意識の醸成を図る。
- 代替可能性が見込まれるワンウェイのプラスチック製容器包装・製品等については、技術開発のほか、販路拡大や利用促進の積極的な支援を行うことにより、その機能性を保持・向上した再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進する。
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の環境負荷を踏まえ、リユース容器・製品の利用促進、普及啓発を図る。
- このほか、修繕・メンテナンス等による長寿命化、再使用など、消費者のライフスタイルのイノベーションを通じたリデュース・リユースの取組みを推進・支援する。

(2) 効果的・効率的で持続可能なリサイクル

- 「分ければ資源、混ぜればごみ」の考えに立って、資源化のために必要な分別回収・リサイクル等が徹底されるよう推進を図る。
また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品についても陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り分別、リサイクル等が行われるよう取組みを推進する。
- プラスチック資源の分別回収・リサイクルを促す観点から、事業者や県・市町など多様な主体による適正な店頭回収や拠点回収の推進を図る。
- 分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用における各主体の連携協働と全体最適化を通じて、費用最小化と資源有効利用率の最大化を社会全体で実現する、持続的な回収・リサイクルシステム構築を目指す。
- 易リサイクル性等の環境配慮設計や再生材・バイオマスプラスチックの利用などのイノベーションの促進を図る。

(3) 再生材・バイオプラスチックの利用促進

- リサイクル等の技術革新やインフラ整備支援を通じて利用ポテンシャルを高めるとともに、バイオプラスチックについては低コスト化・生分解性などの高機能化や、特に焼却・分解が求められる場面等への適切な導入支援を通じて利用障壁を引き下げる。
- グリーン購入法等に基づく県・市町による率先的な公共調達、消費者への普及促進を図るなどの需要喚起策を講じる。
- 可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう、取組みを推進する。

2-2 海洋プラスチックごみ対策の推進

- 犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けて、県民や事業者への普及啓発活動を積極的に展開するとともに、パトロールの実施や関係機関と連携した不法投棄当事者への原状回復の指導等を強化し、また、各地域で行われているクリーン愛媛運動等の環境美化・清掃活動と一体となって、プラスチックの陸域から海への流出を抑制する。特に流域単位で連携した取組みが有効であり、各主体による連携協働の取組みを支援する。
- 国の支援等を活用するほか、愛媛県、海岸漂着物対策活動推進員・団体制度、愛ビーチ・愛リバー・愛ロード制度による清掃ボランティア活動を支援し、地域の海岸漂着物等の回収処理を推進する。
- 海で分解される素材（紙、海洋生分解性プラスチック等）の開発・利用を推進する。
- 県内の沿岸・海域における漂流・漂着ごみやマイクロプラスチックの実態及び経時的変化を把握することにより、海洋プラスチックごみ削減のための効果的な施策の立案を図る。
- 企業・大学・県等の研究機関が協力して、プラスチック汚染の環境調査及びバイオプラスチックや生分解性プラスチックなどの技術開発を推進する。
- 本県を含む瀬戸内4県と日本財団が連携・設置した瀬戸内オーシャンズX推進協議会の取組みを通じて、海ごみゼロを目指し、県境を越えた広域的な海洋ごみ対策を推進する。

第3節 各主体の具体的な取組みと成果指標

1 各主体の具体的な取組み

重点戦略に掲げる取組みを実効的かつ効果的なものにしていくためには、行政（県・市町）、企業・団体・教育機関等、県民（消費者）が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進めていくことが肝要である。

このため、各主体は、以下の取組みの実施に努め、プラスチック資源循環の推進と海洋プラスチックごみ対策の推進を図る。

1-1 県民

(1) プラスチック資源循環の推進

- 3Rの取組みの実践に努める
 - ・マイバッグ・マイボトルの携行

- ・マイ箸・マイストロー・マイ容器等の持参
- ・プラスチック容器等の繰り返し利用
- ・詰め替え商品や量り売りの利用
- ・不要なレジ袋の辞退
- ・不要な使い捨てスプーンやフォーク、包装の辞退
- ・クリーニングハンガーの店舗への返却
- ・プラスチック製容器・製品の店頭回収の利用
- ・市町のルールに従ったプラスチックごみの分別の実施

(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進

- 適正処理の取組みの実施に努める
 - ・外出時に発生したプラスチックごみの持ち帰り
 - ・ポイ捨て禁止
 - ・地域で開催される海岸、河川、道路等での清掃活動に参加
 - ・落ちているごみを見つけたらごみ拾い

1-2 事業者

(1) プラスチック資源循環の推進

- 製造・販売事業者等の取組み
 - ・プラスチック使用製品におけるプラスチックの使用量の削減、部品の再使用・再利用を容易化した製品設計を検討
 - ・紙・バイオマスプラスチック等を利用した代替製品（以下「プラスチック代替製品等」という。）の技術開発
 - ・廃棄物等の3Rの促進に関する研究開発や技術・設備の導入
 - ・使用済みプラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の実施
- 小売店・飲食店・ホテル等の取組み
 - ・紙ストローなどのプラスチック代替製品等の導入
 - ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」への参加
 - ・不要なレジ袋、使い捨てスプーンやフォークの提供や包装を自粛
 - ・プラスチック製容器・製品の店頭回収場所の設置
- イベント主催団体等の取組み
 - ・主催イベントにおけるリユース食器の導入
- 農業・漁業関係者の取組み
 - ・漁具の陸域での回収の徹底や適正処理の実施
 - ・農業用具の回収の徹底や適正処理の実施
 - ・生分解性プラスチック農業用マルチの利用促進
- その他
 - ・県や市町と連携を図りながら、レジ袋の削減やマイバッグ・マイボトルの利用等を促進するためのキャンペーンを実施
 - ・職員へのマイバッグ・マイボトル持参の呼びかけ

- ・職場内における廃棄物分別回収の一層の徹底
- ・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの参加

(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進

- ・地域で開催される海岸や河川、道路、公園等での清掃活動への参加
- ・海で分解される素材の開発や導入
- ・漁具の陸域での回収の徹底
- ・漁業操業時に、網に混入するごみの持ち帰りの徹底とその適正処理の実施
- ・漁具の適正な使用・管理による、非意図的な流出の防止

1-3 県

(1) プラスチック資源循環の推進

○県民に向けた取組み

- ・市町や事業者等と連携を図りながら、レジ袋の削減やマイバッグ・マイボトルの利用等を促進するためのキャンペーンを実施
- ・「愛媛の3Rフェア」等の環境イベントにおけるプラスチックごみ削減や、プラスチック代替製品等の利用促進に向けた意識啓発の実施
- ・セミナー、環境学習、教育現場への資料（教材）の提供、県ホームページ等を通じた意識啓発の実施
- ・イベント会場等でのリユース食器の使用に対する理解促進

○事業者に向けた取組み

- ・プラスチック代替製品等の開発を支援し、紙産業等の地場産業を活性化
- ・プラスチック代替製品等の販路拡大や利用促進の支援を実施
- ・廃棄物等の3Rの促進に関する研究開発や、技術・設備の導入等に対する支援を実施
- ・環境イベントでの意識啓発の実施
- ・セミナー、環境学習、県ホームページ等を通じた意識啓発の実施
- ・イベント主催者等へのリユース食器導入の呼びかけ

○庁内での取組み

- ・会議等における回避可能なワンウェイプラスチックの削減
- ・再生材・バイオプラスチックの率直的な公共調達を検討
- ・庁舎内における廃棄物分別回収の一層の徹底
- ・公共工事等でのプラスチック代替製品等の活用を検討
- ・「県庁マイバッグ・マイ箸・マイボトル運動」の実施
- ・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの参加

(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進

- ・海岸漂着物対策推進協議会を開催し、関係機関（国、市町、大学、民間団体等）との連携を強化
- ・国の補助金等を活用した、県管理海岸等での海岸漂着物の回収・処理の実施

- ・県内の沿岸・海域における海洋プラスチックごみの実態及び経時的変化を把握するための調査の実施並びに調査結果に基づく海洋プラスチックごみ削減のための効果的な施策の立案
- ・不法投棄 110 番の設置や監視カメラ・環境パトロールカー等による監視体制の強化
- ・海岸や河川、道路、公園等での清掃活動の推進
- ・瀬戸内海環境保全知事・市長会議を活用し、共同調査等の協力体制を構築
- ・セミナー、環境学習等を開催し、海洋プラスチックごみ削減やマイクロプラスチック流出抑制のための意識啓発を実施
- ・瀬戸内オーシャンズX推進協議会において、瀬戸内海の環境保全のため、シンポジウムの開催及び河川や海底のごみの調査研究

1-4 市町

(1) プラスチック資源循環の推進

○住民、事業者に向けた取組み

- ・県や事業者等と連携を図りながら、レジ袋の削減やマイバッグ・マイボトルの利用等を促進するためのキャンペーンを実施
- ・自治会や学校等への出前講座、ホームページ等による意識啓発の実施
- ・イベント会場等でのリユース食器の使用に対する理解促進
- ・プラスチック代替製品等の利用促進の呼びかけ
- ・市町分別収集計画に基づく容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物（おもちゃ、歯ブラシなど）の分別収集及び再商品化の実施
- ・指定ごみ袋や啓発資材などへのバイオマスプラスチック導入の検討

○庁内での取組み

- ・会議等における回避可能なワンウェイプラスチックの削減
- ・再生材・バイオプラスチックの率優先的な公共調達の見直し
- ・庁舎内における廃棄物分別回収の一層の徹底
- ・公共工事等でのプラスチック代替製品等の活用を検討
- ・「マイバッグ・マイ箸・マイボトル運動」の実施
- ・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの参加

(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進

- ・国の補助金等を活用した、市町が管理する海岸・漁港等での海岸漂着物の回収・処理の実施
- ・海岸漂着物対策推進協議会に参加し、関係機関との連携強化
- ・住民参加の海岸や河川、道路、公園等での清掃イベントの実施
- ・環境美化キャンペーン等の実施
- ・ボランティアによる清掃活動の呼びかけ
- ・不法投棄防止看板や監視カメラの設置等による不法投棄の未然防止

2 成果指標

本戦略における施策の進行状況を把握するため、以下のとおり成果指標を設定する。

表 5-3-1 成果指標

項目		現時点 (令和3年度)	目標 (令和7年度)
(1) プラスチック資源循環の推進			
1	「環境にやさしい買い物キャンペーン」参加店舗数	1,076 店舗	現状より 増加
2	プラスチック製容器包装（PET ボトルを除く。） の分別収集実施市町数	11 市町	20 市町
(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進			
3	愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体数	3 人 8 団体	現状より 増加

第6章 バイオマス活用の推進に向けた取組み (愛媛県バイオマス活用推進計画)

第6章

バイオマス活用の推進に向けた取組み

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の目的及び位置付け

バイオマスは、温室効果ガスを増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有する持続的に再生可能な資源であり、本県の豊富なバイオマス資源が多様な主体によって活用されることが必要である。

そのため、本県では、平成16年6月に策定した「えひめバイオマス利活用マスタープラン」を踏まえ、平成24年6月に「愛媛県バイオマス活用推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、バイオマスの更なる利活用の推進を図ってきたところである。また、関係機関・団体間の情報交換及び連携を促進するため、平成16年11月に「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設立するなど、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築に取り組んできた。

地球温暖化対策として、バイオマスの活用が期待される中、新たに本計画により、今後のバイオマス活用の方向性を示し、関係部局と連携してバイオマスの更なる活用を推進する。また、本章をバイオマス活用推進基本法第21条の規定による「愛媛県バイオマス活用推進計画」として位置付ける。

2 バイオマス活用に関する基本的な視点

2-1 地球温暖化の防止

バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有していることから、バイオマスの活用を推進し、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマス由来のものに代替することにより、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止に貢献する。

2-2 循環型社会の形成

従来化石資源に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は、温室効果ガスの排出による地球温暖化や自然環境破壊を引き起す要因となっており、県民一人一人がライフスタイルを見直し、廃棄物の発生を抑制し、再生可能な資源であるバイオマスの活用を推進することで、持続的発展が可能な循環型社会への移行を促進していく。

2-3 農山漁村の活性化

農山漁村に豊富に存在するバイオマスの活用を、農林水産業と関連産業との連携・融合により、新たなビジネスモデルを創出する「6次産業化」の取組みとして捉え、農山漁村における付加価値や雇用機会の創出、所得の確保を促進し、農山漁村の活性化を実現する。

3 バイオマスの特徴及び種類等

3-1 バイオマスの特徴

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」である。バイオマスは、太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源である。

バイオマスは持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギーや原料として活用することは、地球温暖化防止や循環型社会構築に大きく貢献するとともに、産業創出、地域活性化などにつながることを期待されている。

3-2 バイオマスの種類

<u>廃棄物系バイオマス</u>	<u>未利用系バイオマス</u>
<ul style="list-style-type: none">・家畜排せつ物・下水汚泥・紙・黒液・食品廃棄物・製材工場等残材、建設発生木材	<ul style="list-style-type: none">・林地残材・農作物非食部 (稲わら、麦わら、もみがらなど)

図 6-1-1 バイオマスの種類

第2節 現状及び目標達成状況

1 前計画の目標達成状況

前計画におけるバイオマス活用目標の達成状況は次のとおりである。

表 6-2-1 バイオマス活用目標の達成状況

バイオマスの種類		計画策定時 平成 20～22 年度 【活用率】	中間評価時 平成 24～28 年度 【活用率】	令和 3 年度見込み 【活用率】	令和 3 年度目標 【活用率】	
廃棄物系	家畜排せつ物	96.6%	96.5%	96.7%	約 97%	
	下水汚泥	31.0%	43.7%	53.9%	約 85%	
	紙	78.2%	81.6%	83.8%	約 85%	
	黒液	100.0%	100.0%	100.0%	約 100%	
	食品廃棄物	47.9%	72.5%	83.1%	約 85%	
未利用系	木質	製材工場等残材	100.0%	100.0%	100.0%	約 100%
		建設発生木材	84.3%	88.6%	94.3%	約 90%
	林地残材	3.1%	3.5%	28.4%	約 30%	
農作物 非食用部	稲わら	100.0%	100.0%	100.0%	約 100%	
	もみがら	84.2%	83.3%	81.3%	約 90%	

(1) 家畜排せつ物

直近（令和元年度）の発生量は 670.6 千トン、活用量は 647.6 千トンで、活用率は 96.6%であった。また、これまでの実績値から、令和 3 年度の活用率は 96.7%と推計される。

前計画策定時（平成 22 年度）から既に高い活用率を示しており、概ね目標と同程度の活用率を維持している。

(2) 下水汚泥

前計画の中間評価時（平成 28 年度）から、年々活用率は増加しており、直近（令和元年度）の発生量は 14.4 千トン、活用量は 7.1 千トンで、活用率は 49.2%であった。また、これまでの実績から、令和 3 年度の活用率は 53.9%と推計される。

計画策定時から、大きく活用率が増加したものの、現時点では、目標の 85%とは大きな開きがある。

(3) 紙

直近（令和 2 年度）の発生量は 233.9 千トン、活用量は 197.4 千トンで、活用率は 84.4%であった。また、これまでの実績値から、令和 3 年度の活用率は 83.8%と推計される。

回収されたものは、再生紙としてほぼ 100%活用されており、活用率は徐々に増加している。

(4) 黒液

直近（令和2年度）の発生量は1,634.0千トン、活用量は1,634.0千トンで、活用率は100%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率も100%と推計される。

黒液は、パルプ生産工程で木材チップに含まれるリグニンを主とした製紙廃液で、従前より、大手製紙工場のエネルギー源として他のボイラー燃料と合わせて熱利用され、事業所内でほぼ100%活用されている。

(5) 食品廃棄物

直近（令和元年度）の発生量は64.8千トン、活用量は53.1千トンで、活用率は82.0%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は83.1%と推計される。

リサイクル業者と連携した飼料化や堆肥化などの取組みが行われるなど、中間評価時に比べ徐々に活用率は増加している。

(6) 木質

① 製材工場等残材

直近（令和元年度）の発生量は186.0千トン、活用量は186.0千トンで、活用率は100%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率も100%と推計される。

原木の流通、製材など加工工程において発生する端材、木くず、かんなくず、樹皮などの残材で製材工場残材については、従前より、チップ化して製紙原料として活用されるほか、木質ペレットなどの燃料、家畜敷料などにほぼ100%活用されている。

② 建設発生木材

直近（平成30年度）の発生量は61.2千トン、活用量は58.8千トンで、活用率は96.1%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は94.3%と推計される。

建設発生木材は、解体工事など工事過程から発生する廃材であり、一部は建設事業者が所有するリサイクル施設で、また、多くは廃棄物処理事業者によってチップ化され、製紙工場や発電所で燃料として活用されている。

③ 林地残材

直近（令和元年度）の発生量は244.8千トン、活用量は58.4千トンで、活用率は23.9%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は28.4%と推計される。

林地残材は、計画策定時及び中間評価時の活用率は、それぞれ3.1%と3.5%と低い値であったが、木質バイオマス発電施設の稼働等もあり、最近では活用率に改善が見られる。

(7) 農作物非食用部

① 稲わら

直近（令和元年度）の発生量は83.7千トン、活用量は83.7千トンで、活用率は100%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率も100%と推計される。

稲わらについては、従前より、ほ場へのすき込みのほか、畜産への活用などにより、全量が活用されている。

② もみがら

直近（令和元年度）の発生量は16.0千トン、活用量は12.8千トンで、活用率は79.7%であった。また、これまでの実績値から、令和3年度の活用率は81.3%と推計される。なお、もみがらについては、計画策定時から、活用率にあまり変化が見られない。

(8) その他のバイオマス

その他のバイオマスの状況は、次のとおり。

① 生ごみ

家庭から排出される生ごみ（家庭系一般廃棄物）、食料品小売業などの事業所から排出される生ごみ（事業系一般廃棄物）は、利用可能なまでの分別が行われていないため、発生量の把握は困難で、そのほとんどが焼却されているが、一部の市町で堆肥化する取り組みが行われている。

また、松山市では、その堆肥を使って栽培した農作物をスーパーで販売することで「食のリサイクルループ」を構築している。

② 使用済み天ぷら油

県内19市町が回収に取り組んでおり、令和2年度は約92kℓが回収され、回収された使用済み天ぷら油からは、バイオディーゼル燃料がつくられ、ディーゼル車やボイラーなどの燃料として利用されている。

また、事業所から排出される使用済み天ぷら油は、回収量は不明であるが、ほとんどが回収業者などにより回収され、飼料や石けんなどに活用されている。

③ 竹

竹については、一部の地域で竹炭や竹酢液、堆肥としての活用が見られるほか、県も独自に飼料化の試験研究に取り組み、給餌に問題がないことを確認しているが、実用化に向けては竹材の伐採搬出コストの削減、安定供給体制の構築など多くの課題がある。

④ 水産業関係のバイオマス

水産業から発生する魚のあらや、養殖魚の死魚、アコヤガイ廃貝などの発生量は既存の統計資料もないこと、推計方法により推計値が大きく異なるため不明であるが、その一部が良質な肥料・飼料として活用されている。近年、安価な肥料・飼料の活用や製造設備の老朽化などにより、その活用量は減少傾向にある。アコヤガイ廃貝などは、土壌改良剤としての活用のほか、最近では魚礁部材、化粧品や菓子の添加物などに活用されている。

2 バイオマス活用の課題

バイオマスは、「動植物に由来する有機性資源」であり、その多くは「地域に広く薄く存在する」という特性がある。バイオマスを活用するうえでは、その特性から、発生量の変化、収集・運搬、製造などにかかるコストの2点が特に大きな課題となっている。

(1) 発生量の変化

バイオマスは、自然的・時期的要因などによって発生量が一定ではない。農林水産業から発生するバイオマスでは、収穫時期や気候の影響などにより発生量が大きく変化する

る場合がある。また、製造業において発生するバイオマスは、工場の操業度や事業活動によって増減するものであり、景気の好不況の影響を受けることも少なくない。

バイオマス発生量の変化に伴って、バイオマスから製造した燃料や製品などの供給量が増減し、安定供給ができないため、製造設備の運用や需要先の確保が難しくなっている。

(2) バイオマス活用のコスト

多くのバイオマスの「地域に広く薄く存在する」という特性から、資源として活用するために一定量を収集し、運搬するにはコストがかかることが大きな課題となっている。

また、石油から製品を製造する場合などに比べると、バイオマスを活用する場合には、適正な分別の後、複雑な工程で製品化することが多く、製造に要するコストも大きくなる場合が多い。

さらに、製造工程から発生する廃水及び残さなどを処理するコストも発生するため、バイオマス活用製品の価格が一般的に高くなり、普及が進まない要因となっている。

第3節 計画の方向性

1 バイオマス活用の基本方針

1-1 基本方針1:みんなでバイオマス

県内各地で、県民から使用済み天ぷら油などを回収し、活用する取組みが行われているが、今後、更にバイオマス活用を推進するためには、県民・NPO・事業者・行政が協働して、バイオマス活用の取組みを県全域に、みんなの取組みとして拡大・進展させることが必要である。

県民・事業者の「バイオマス活用」「バイオマス製品」「バイオマス施設」への理解を深める。



県民・NPO・事業者・行政が協働してバイオマスの活用を進める。

- 施策1：バイオマス活用に参加しよう
- 施策2：バイオマスを使おう
- 施策3：バイオマスをもっと知ろう
- 施策4：県・市町で連携しよう

1-2 基本方針2:広げようバイオマス

バイオマス活用の取組みは県内各地で進められており、家畜排せつ物の肥料化、製材工場等残材の燃料利用・製紙原料利用、林地残材の木質ペレット製造や石炭との混焼発電、木質バイオマス発電への利用、使用済み天ぷら油からのバイオディーゼル燃料製造のほか、食品加工残渣や下水汚泥のバイオガス発電への利用などが行われているが、今後、更にバイオマス活用を推進するためには、少しずつでも着実にバイオマス活用を増やしていくことが重要である。

バイオマスを活用する「人」「地域」「もの」を着実に広げる。



バイオマスの活用を着実に広げる。

- 施策5：食品廃棄物・農作物非食用部の活用
- 施策6：木質バイオマスの活用
- 施策7：水産業関係のバイオマスの活用
- 施策8：その他のバイオマスの活用

1-3 基本方針3:チャレンジしようバイオマス

県内各地のバイオマス活用の取組みを拡大、進展させていくためには、既存の取組みの拡充とともに、新たな技術や活用システムなど「新しい形での活用」を効率よく取り入れ、伸ばしていくことが必要になる。バイオマス活用の将来を見据えた「挑戦の姿勢」を持って、新たな技術やシステムの開発を推進する。

バイオマス活用の「新たな技術開発」「新たなシステムづくり」を進める。



新たな方法による「バイオマス活用」に取り組む。

施策9：エネルギーへの活用

施策10：新たな挑戦

2 バイオマス活用の施策

2-1 基本方針1：みんなでバイオマス

【施策1】バイオマス活用に参加しよう

- ホームページや各種イベントによる情報提供、環境学習の開催など、様々な機会を通じて普及啓発に努めることにより、県民・事業者のバイオマス活用に関する理解と関心を深め、バイオマス活用への参加を推進する。
- 県民参加への働きかけが進んでいる使用済み天ぷら油などのバイオマス回収についての広報や回収拠点の増加など、県民がバイオマス活用により参加しやすい環境の整備を目指す。
- 事業者には、J-クレジット制度、バイオマス活用の支援制度などの情報提供を行い、その活用を働きかける。

【施策2】バイオマスを使おう

- 県内では、県が優良リサイクル製品として認定した製品など多くのバイオマス製品が販売されている。これらのバイオマス製品への県民の理解を深め、普及を促進するため、情報発信に努める。
- 廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、県内事業者による廃棄物系バイオマス利活用設備等の導入を支援する。
- 競合する化石資源由来の製品等との差別化を進め、バイオマスの更なる有効活用を図るため、耐熱性や耐衝撃性等の高いバイオプラスチックの創出や下水汚泥由来の水素ガスの製造・利用方法の確立など、付加価値の高い製品や燃料の製造技術に関する研究開発を推進する。

【施策3】バイオマスをもっと知ろう

- バイオマス施設マップ(所在地・施設の概要・施設見学の方法・連絡先など)やバイオマス施設ツアーモデルルートを作成し、ホームページで公開するなど、バイオマス施設に関する情報発信を充実させ、県民のバイオマス施設見学を促進し、バイオマス活用への一層の理解を求める。

【施策4】県・市町で連携しよう

- 県・市町は、連携会議を行うなどしてバイオマス活用の情報を共有し、連携して、バイオマス活用に取り組む。
- 県や各市町の取組みを繋げたり、広げたりして、バイオマス活用の広域化を目指し、面的な広がりによる効率的なバイオマス活用を図る。

2-2 基本方針2: 広げようバイオマス

【施策5】食品廃棄物・農作物非食用部の活用

- 食品加工残渣等を利用して飼料を製造するエコフィードの取組みは、資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上にもつながることから、その利用促進を図る。
- 飼料としても処理されず、廃棄されてしまう古米や碎米を原料したバイオマスプラスチックや、温州みかんの搾汁残渣を使用した機能性食品が開発されるなど、食品廃棄物を利用する新たな取組みが進んでいることから、これらの取組みを後押しすることにより、利用率向上を図る。
- 稲わら、もみがらなど農作物非食用部は、ほ場においてすき込みなどにより農地に還元されているが、バイオマスとしてより高度な活用方法を検討する余地がある。
- 利用率向上のためにも、他の業種と比べて再生利用等実施率の低い外食産業における、食べ残しなどの食品ロスの削減に向け、飲食店やホテル、県民への普及啓発等に取り組む。

【施策6】木質バイオマスの活用

- 製材工場等残材は、製紙や燃料用のチップ、ペレットなどとして、建設発生木材は、燃料用のチップなどとして活用されており、引き続き同様に活用する。
- 林地残材は、その多くが未利用となっていることから、間伐などの森林施業の集約化や路網の整備、機械化の促進により搬出コストを削減するとともに、ペレットやチップなどの製造施設の整備を促すことにより安定供給体制を構築するほか、採算が合わず放置されている不定形な林地残材の活用を支援することにより、木質バイオマス発電施設や木質ペレットへの活用を促進する。さらに、市や町を超えた広域的な連携により木質バイオマスの需給バランスの適正化を図る。
- 新たな産業資材として期待されているセルロースナノファイバー、及び加工性に優れた様々な樹脂等の石油由来製品の代替として利用できる改質リグニンの実用化に向けた技術開発等の木質バイオマスのマテリアル利用技術の開発を推進する。
- J-クレジット制度やその他バイオマス活用の支援制度や森林施業に対する助成制度の情報提供、県内の木材を活用した製品の情報発信などにより、木質バイオマス活用の推進を図る。
- 竹については、活用がほとんど進んでいないため、新たな活用策を含め、検討を続ける。

【施策7】水産業界関係のバイオマスの活用

- 水産業界から発生するバイオマスは、肥料・飼料として活用されているが、近年、その活用量は減少傾向にあることから、水産業界から発生するバイオマスが引き続き活用されるよう、新製品・新技術の開発や低コスト化に向けた試験・研究の推進、地域連携等により活用推進を図る。
- アコヤガイ廃貝などは、魚礁部材、化粧品や菓子の添加物などに活用されており、県内外への情報発信、販売促進を充実させ、取組みの進展を図る。

【施策8】その他のバイオマスの活用

- 家畜排せつ物、紙、黒液については、活用方法もほぼ確立され、利用率も高いことから、現在の活用方法を引き続き着実に推進する。

2-3 基本方針3:チャレンジしようバイオマス

【施策9】エネルギーへの活用

- 県内においてバイオマスは、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料、木質バイオマス発電、木質ペレットなどのエネルギーとして活用する取組みが行われている。これらの取組みについては、広域化、利用設備の普及などを進め、バイオマスのエネルギーへの活用の一層の進展を図る。
- 環境問題に対する意識の高まりや、エネルギー政策の転換などの動きを背景にして、バイオマスエネルギーへの関心と必要性が高まっており、新たな取組みとして、藻類からのバイオディーゼル燃料製造、下水汚泥などのエネルギー活用、食品廃棄物などからのバイオガス生産などについて、技術動向を勘案しながら効果的な推進方法や導入の可能性を検討していく。
- 県が優良循環型事業所として認定した(株)フジデリカ・クオリティでのバイオガス発電の取組みや、とべ動物園でのバイオガス発電設備等の導入検討の成果を踏まえ、県内の食品加工業者、農林水産業者、廃棄物処理業者等への導入促進を図る。

【施策10】新たな挑戦

- 化石資源由来の既存製品等からバイオマス由来の製品への代替を進める「バイオマス・リファイナリー」の構築を進めるため、バイオマスのマテリアル利用を進めていくために必要な変換技術等の研究開発を推進していくとともに、具体的な製品の開発支援や普及促進を図るなど、バイオマス活用に関わる新たな研究・開発を推進することにより、既存バイオマス活用技術の低コスト化、活用率の向上、新たな産業の創出、新製品開発などによる地域活性化を目指す。

第4節 活用目標等

1 目標年度

目標年度は、令和7年度とする。

2 バイオマスの種類ごとの目標活用率

目標年度におけるバイオマスごとの目標活用率を下表のとおりとし、目標達成に向けて、バイオマスの活用を引き続き推進する。

表 6-4-1 バイオマスの目標活用率

バイオマスの種類		令和3年度 【活用見込】	令和3年度 【前計画目標】	令和7年度 【目標】	
廃棄物系	家畜排せつ物	96.7%	約97%	約98%	
	下水汚泥	53.9%	約85%	約85%	
	紙	83.8%	約85%	約100%	
	黒液	100.0%	約100%	約100%	
	食品廃棄物	83.1%	約85%	約89%	
未利用系	木質	製材工場等残材	100.0%	約100%	約100%
		建設発生木材	94.3%	約90%	約96%
		林地残材	28.4%	約30%	約30%
	農作物 非食用部	稲わら	100.0%	約100%	約100%
		もみがら	81.3%	約90%	約90%

(1) 活用されているバイオマス

黒液、製材工場残材、稲わらについてはほぼ全量が利用されており、引き続き活用をしていく。

(2) 順調に活用されているバイオマス

家畜排せつ物、下水汚泥、紙、食品廃棄物、建設発生木材、もみがらについては、順調に活用がされており、今後も引き続き活用を推進していく。

また、食品廃棄物については順調に活用率が増加していること、建設発生木材については、既に目標としていた90%以上の活用が進んでいること、また、家畜排せつ物と紙についても、目標値に近い活用実績を示していることから、更に目標を上積みして今後の活用を推進していく。

(3) 活用を推進していくバイオマス

林地残材については、平成30年1月に愛媛県で初となる木質バイオマス発電の運転が開始されるなど、従来進んでいなかった林地残材の活用の推進が図られているところであり、活用率も増加していることから、引き続き、県においても搬出路網などの基盤整備を推進し、林地残材の活用を着実に進展していく。

第5節 計画の推進

1 推進体制

バイオマス活用を県民みんなの取組みとして効果的に拡大していくためには、県民・NPO・事業者・市町・県がバイオマス活用の意義と目標を共有し、それぞれの立場で積極的に取組みを実践するとともに、協働して推進していくことが必要である。

このため、県では、平成16年6月に「えひめバイオマス利活用マスタープラン」策定後、同年11月に「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設立し、マスタープランの推進に取り組んできたところであり、本計画の推進体制においても、同協議会を中心に、県民・NPO・事業者・市町・県が密接に協働、連携して、バイオマス活用を推進していくものとする。

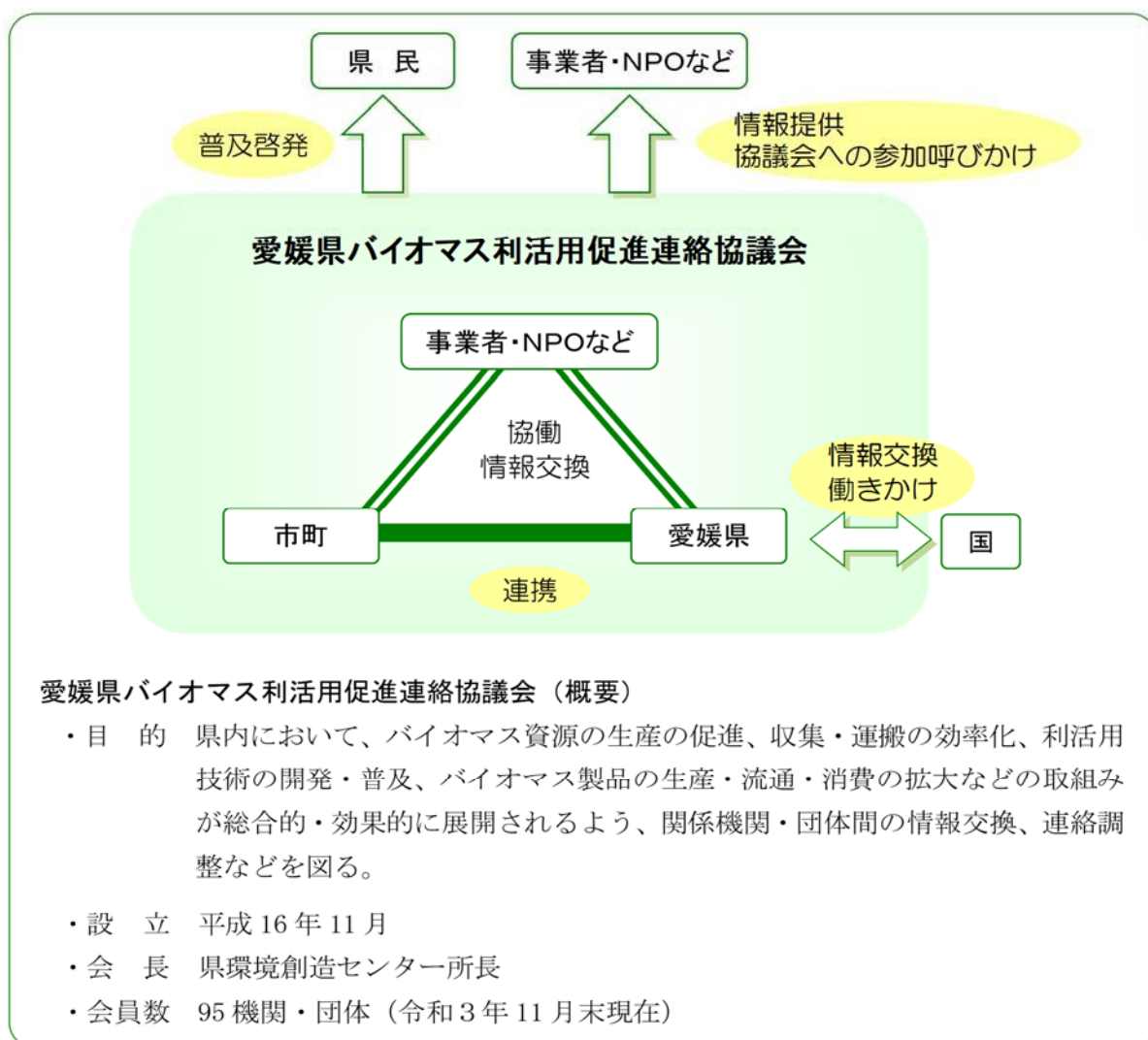


図 6-5-1 愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会の概要

2 各主体の役割

(1) 県民

県民一人ひとりが、バイオマスに関する理解と関心を深め、その活用の取組みに、積極的に参加、協力することに努めるものとする。

(2) NPO

バイオマス活用の取組みを進めるNPOなどの民間団体は、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加し、県・市町・事業者などと協働、情報交換を行いながら、バイオマスの活用に資する自律的な活動を行うことが期待される。

(3) 事業者

- ・バイオマス活用について、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加し、県・市町・NPOなどと協働、情報交換に努めるものとする。
- ・家畜排せつ物や食品廃棄物等のバイオマスのメタン発酵技術を用いたバイオガス化、回収された廃食用油等のバイオディーゼル燃料の生産、未利用間伐材等の木質チップ燃料化及びペレット燃料化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。
- ・バイオマスの活用について、新たな技術などの情報収集を行い、他の事業者との協働による効果的な実施について検討することに努めるものとする。
- ・地域におけるバイオマス活用の取組みに、積極的に参加、協力することに努めるものとする。

(4) 市町

- ・県と連携して、事業者・NPOなどと協働、情報交換に努めるものとする。
- ・県・他の市町と連携して、県民への普及啓発、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加していない事業者・NPOなどに協議会参加を呼びかけるとともに、情報提供に努めるものとする。
- ・県・他の市町と連携して、バイオマス活用の広域化に努めるものとする。
- ・下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点として、固形燃料化やバイオガス発電等による下水汚泥の化石燃料代替エネルギー源としての活用や、下水汚泥を肥料として再生利用する取組み、下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。
- ・バイオマス活用推進計画などに基づいて、地域におけるバイオマス活用システムの構築に計画的に取り組み、地域におけるバイオマス活用の中心的役割を果たすよう努めるものとする。

(5) 県

- ・市町と連携して、事業者・NPOなどと協働、情報交換に努める。
- ・市町と連携して、県民への普及啓発、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会に参加していない事業者・NPOなどに協議会参加を呼びかけるとともに、情報提供に努める。
- ・市町と連携して、バイオマス活用の広域化に努める。
- ・同協議会の運営を行い、関係者の円滑な連携の調整に努める。
- ・県・市町連携において、関係者の円滑な連携の調整に努める。
- ・県試験研究機関において、大学・事業者などと協働して、バイオマス活用に関する試験・研究に努める。

- ・国との情報交換や国へのバイオマス活用に資する要望などに努める。
- ・バイオマス施策に係る県庁内部の関係者の円滑な調整・連携に努める。

3 進捗管理

バイオマスの種類ごとに、適時、利活用の進捗状況を把握するとともに、本計画の最終年度には活用率の目標と達成状況について検証を行う。

第7章 推進体制と評価システム

1 推進体制

本計画を着実に推進するため、「県・市町環境連絡会議」をはじめ、「愛媛県食品ロス削減推進協議会」、「海岸漂着物対策推進協議会」、「不法投棄防止対策推進協議会」、「災害廃棄物対策推進協議会」等を活用して、県民、NPO、大学等、事業者、行政が連携して、それぞれの役割分担や責任の元、目標達成のため積極的な取組みを推進していくものとする。

本計画に掲げた目標を達成し、基本方針である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を推進していくため、各主体は、資源循環や廃棄物処理の現状及び課題について共通認識を持ち、お互いの立場を理解しながら、それぞれの役割を果たすことにより、本計画で示した各種の施策を着実に遂行していくものとする。

2 評価システム

(1) 評価体制

本計画の進捗状況については、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」が点検・評価を行う。

点検・評価に基づく結果（廃棄物の排出量、処理量など）は、各年度の県環境白書や県ホームページなどを活用し、県民や事業者に対して資源の循環や廃棄物処理の現状についての情報提供を行う。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクル（①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action））により、定期的な点検・評価を行い、各施策の成果の継続的な改善を図るものとする。

そのため、一般廃棄物については、毎年度実施する一般廃棄物処理実態調査や資源リサイクル実態調査により、排出量等の確認を行うものとする。

産業廃棄物については、毎年度、産業廃棄物実態調査を実施することは困難なことから、多量排出事業者による処理実績報告や資源循環促進税の納入・納付状況などを基に、排出量や埋立処分量などの把握に努める。なお、産業廃棄物実態調査は、本計画を改定する際に実施し、目標の達成状況を確認する。

また、県が毎年度実施する政策予算・事務事業評価に基づき、各施策の活動指標や成果指標により計画の進捗状況を把握し、事業の見直し等を実施していくこととする。

これら毎年度の点検・評価、事業の見直しのほか、必要に応じて本計画の見直し等を検討する。

卷末資料

1 参考表

参考表 1-1 ごみ排出状況（令和2年度）

市町名	総人口			外国人人口 (人)	ごみ総排出量			合計 (t)	1人1日 当たりの 排出量 (g/人・日)	自家 処理量 (t)
	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	計画 収集量 (t)		直接 搬入量 (t)	集団 回収量 (t)				
	(人)	(人)	(t)		(t)	(t)				
松山市	509,753	509,753	0	3,451	109,514	31,747	0	141,261	759	0
今治市	156,760	156,760	0	3,421	46,285	8,233	1,453	55,971	978	0
宇和島市	73,367	73,367	0	414	22,538	576	1,510	24,624	920	0
八幡浜市	32,703	32,703	0	206	11,087	1,752	32	12,871	1,078	0
新居浜市	118,032	118,032	0	1,366	36,529	8,035	1,176	45,740	1,062	0
西条市	107,503	107,503	0	1,507	34,016	4,351	612	38,979	993	0
大洲市	42,148	42,148	0	204	12,119	1,196	0	13,315	866	0
伊予市	36,531	36,531	0	254	9,867	936	279	11,082	831	0
四国中央市	85,750	85,750	0	971	27,915	5,518	1,132	34,565	1,104	0
西予市	36,727	36,727	0	303	9,247	175	654	10,076	752	0
東温市	33,486	33,486	0	181	6,886	213	0	7,099	581	0
上島町	6,298	6,298	0	313	1,485	1,027	0	2,512	1,093	0
久万高原町	7,985	7,985	0	41	1,427	1,093	0	2,520	865	0
松前町	30,611	30,611	0	152	10,427	202	291	10,920	977	0
砥部町	20,751	20,751	0	81	4,637	2,111	135	6,883	909	0
内子町	16,118	16,118	0	57	3,450	966	0	4,416	751	0
伊方町	8,954	8,954	0	71	2,478	145	0	2,623	803	0
松野町	3,823	3,823	0	20	1,014	12	0	1,026	735	0
鬼北町	9,963	9,963	0	86	2,802	122	0	2,924	804	0
愛南町	20,484	20,484	0	102	7,688	7	0	7,695	1,029	0
合計	1,357,747	1,357,747	0	13,201	361,411	68,417	7,274	437,102	882	0

参考表 1-2 ごみ処理状況（令和 2 年度）

市町村名	ごみ処理量											合計
	焼却処理量			資源化量				最終処分量				
	直接 焼却量	中間処理後 残さ焼却量		直接 資源化量	中間処理後 再生利用量	集団 回収量		直接最終 処分場	焼却残さ 最終処分量	中間処理後 残さ最終 処分量		
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)		
松山市	117,312	110,724	6,588	27,520	0	27,520	0	7,758	1,806	5,952	0	141,261
今治市	48,988	48,988	0	8,933	2,186	5,294	1,453	4,517	353	3,468	696	54,518
宇和島市	22,005	21,650	355	5,943	2,023	2,410	1,510	947	0	835	112	25,162
八幡浜市	9,899	9,623	276	2,523	1,478	1,013	32	1,425	61	976	388	12,839
新居浜市	38,419	34,628	3,791	5,411	1,524	2,711	1,176	2,781	1,369	871	541	44,564
西条市	32,186	30,546	1,640	3,660	1,850	1,198	612	6,634	1,884	3,509	1,241	38,367
大洲市	12,136	12,076	60	943	0	943	0	1,685	28	1,449	208	13,315
伊予市	9,035	8,813	222	1,524	0	1,245	279	1,590	0	1,066	524	10,804
四国中央市	30,080	28,725	1,355	3,493	903	1,458	1,132	4,544	0	3,356	1,188	33,433
西予市	7,225	7,225	0	2,259	1,038	793	654	881	366	515	0	9,422
東温市	5,390	4,990	400	969	0	969	0	1,376	0	636	740	7,099
上島町	2,071	1,972	99	542	248	294	0	87	0	69	18	2,410
久万高原町	1,827	1,764	63	595	59	536	0	287	98	189	0	2,520
松前町	7,979	7,961	18	2,594	0	2,303	291	1,335	0	988	347	10,629
砥部町	1,465	1,465	0	3,050	0	2,915	135	1,441	813	57	571	6,748
内子町	3,605	3,572	33	744	221	523	0	460	0	393	67	4,416
伊方町	2,006	2,006	0	392	237	155	0	424	207	199	18	2,623
松野町	848	848	0	153	102	51	0	157	56	101	0	1,047
鬼北町	2,451	2,402	49	610	141	469	0	160	0	144	16	2,923
愛南町	5,482	5,376	106	1,726	288	1,438	0	1,153	807	322	24	7,695
合計	360,409	345,354	15,055	73,584	12,298	54,238	7,274	39,642	7,848	25,095	6,699	431,795

参考表2-2 廃棄物種類別の処理・処分状況(全体)【令和元年度】(その2)

区分 種類	委託処理量		委託処理量の内訳								委託中間処理量				委託中間処理後量				再生利用量		最終処分量				その他 量		資源化 量
	(K) (O+L)	(O)	(処理主体 の内訳)		(処理先地域 の内訳)		(L)	(M)	(処理後の処理内訳) 再生 利用量 最終 処分量 (M2)		(R) (E1+G1+M1)	(O) (H+H2)	(処理主体の内訳) 事業者 自治体		(J) (E5+G5)	(S) (B+R)											
			処理業者 自治体	県内 県外	処理業者 自治体	県内 県外			(Q1)	(Q2)			(Q3)														
	(O+H)	(O)	処理業者 自治体	県内 県外	処理業者 自治体	県内 県外	(L)	(M)	(M1)	(M2)	(R)	(O)	(Q1)	(Q2)	(Q3)	(J)	(S)										
合計	1,896,713	97,665	72,595	25,070	93,867	3,798	1,799,048	1,798,510	538	1,538,742	260,307	1,571,848	1,489,494	82,349	2,318,376	238,008	57,994	25,070	154,944	23,762	2,499,927						
燃え殻	148,394	11,936	10,953	983	10,936	1,000	136,458	136,458		81,456	55,002	230,555	204,173	26,382	204,206	39,244	926	983	37,335	25	207,816						
汚泥	2,768,008	31,948	14,312	17,636	31,940	8	2,444,660	2,446,623	237	2,139,916	30,944	90,020	84,245	5,775	234,055	94,751	57,028	17,636	20,087		256,563						
有機性汚泥	1,188,787	7,095	6,704	390	7,095	0	1,111,783	1,115,946	237	97,668	14,085	14,979	13,140	1,839	13,140	8,934		390	8,543		13,140						
無機性汚泥	157,930	24,853	7,607	17,246	24,845	8	133,077	133,077		116,228	16,849	75,041	71,105	3,936	220,915	85,817	57,028	17,246	11,543		243,423						
廃油	22,102	10	10		10		22,091	22,091		8281	13,810	7,536	7,536		10,447	10		10		1	12,233						
一般廃油	20,864						20,864	20,864		7,359	13,505	7,506	7,506		10,418					1	12,203						
廃溶剤	1,099						1,099	1,099		805	294	12	12		12						12						
固形油	10	10			10										10			10									
油付着物	129						129	129		117	11	18	18		18						18						
廃酸	9,574						9,574	9,574		7,077	2,497	1,046	1,046		1,046						1,046						
廃アルカリ	6,847						6,847	6,847		3,692	3,155	424	424		603						628						
廃プラスチック類	117,917	17,295	17,295		17,295		100,622	100,487	135	92,574	8,048	62,184	56,221	5,963	61,263	23,258			23,258		66,994						
廃プラスチック	116,857	17,279	17,279		17,279		99,578	99,443	135	92,056	7,522	61,152	55,240	5,913	59,975	23,191			23,191		65,688						
廃タイヤ	1,060	16	16		16		1,044	1,044		518	526	1,032	981	51	1,288	67			67		1,295						
紙くず	11,363	7	7		7		11,355	11,355		10,805	550	7,693	7,653	39	10,687	47			47		12,990						
木くず	76,069	348	348		348		75,721	75,717	4	74,324	1,396	67,964	67,015	950	67,926	1,298			1,298	317	74,908						
繊維くず	1,089	482	482		482		607	530	77	604	3	346	312	29	325	511			511		4,057						
動植物性残さ	35,057	1,121	1,121		1,121		33,936	33,852	84	24,481	9,455	15,863	14,883	980	17,728	2,101			2,101		18,606						
動物系固形不燃物																											
ゴムくず	176	1	1		1		175	175		175		174	51	124	51	125			125		51						
金属くず	26,196	1,179	549	630	1,179		25,017	25,017		24,400	617	22,255	21,215	1,040	31,171	2,219	630	1,589			117,253						
ガラスくず等	42,064	6,555	6,515	40	6,552	3	35,509	35,509		30,946	4,564	35,050	30,919	4,131	40,319	10,885	40	10,645	0	60,837							
鉱さい	19,201	7,883	7,883		7,883		11,319	11,319		7,768	3,551	5,045	4,050	995	5,634	8,878			8,878		5,634						
がれき類	519,698	11,488	11,488		11,488		508,209	508,208	2	487,610	10,599	502,477	475,455	27,022	536,415	38,511			38,510	333	538,058						
コンクリート片	309,975	3,114	3,114		3,114		306,861	306,861		296,992	9,879	306,861	296,948	9,913	326,139	13,027			13,027		327,762						
廃プラスチック	142,322	881	881		881		141,442	141,442		141,362	60	141,325	140,855	470	172,624	1,351			1,351		172,643						
その他の建設廃材	67,401	7,494	7,494		7,494		59,907	59,905	2	59,246	661	54,291	37,652	16,639	37,652	24,133			24,133	333	37,652						
ばいじん	497,265	6,315	535	5,780	6,315		490,950	490,950		376,652	114,298	442,841	442,841	2	442,846	6,358	40	5,780	537		488,390						
動物のふん尿	65,818						65,818	65,818		65,818		65,818	65,818		647,571				23,027		647,571						
動物の死体																											
水銀使用製品産業廃棄物	128	0	0		0		128	128		41	87	121	62	59	62	59			59		62						
その他の産業廃棄物	20,947	1,095	1,095		1,095		19,852	19,852		18,121	1,731	14,434	5,576	8,858	6,023	9,953			9,953	1	6,241						
感染性廃棄物	6,530	0	0		0		6,530	6,530		5,032	1,498	2,016	1	2,015	1	2,015			2,015		1						
混合物等	14,417	1,095	1,095		1,095		13,322	13,322		13,089	233	12,418	5,575	6,843	6,022	7,938			7,938	1	6,240						

参考表2-3 廃棄物種類別の処理・処分状況(特別管理産業廃棄物)【令和元年度】(その1)

区 分 種 類	(単位：t)																	
	発生量			自己中間処理量			自己中間処理後量			自己未処理量								
	(A) (B+C)	(B)	(C) (D+G)	(D)	(E)	(E)	(E1)	(自己中間処理後の処理内訳)			(G)	(自己未処理の処理内訳)			(H) (I+K+J)	(I) (E2+G2)		
								再生 利用量 (E2)	委託 中間 処理量 (E3)	委託 直接最終 処分量 (E4)		その他 量 (E5)	再生 利用量 (G1)	自己 最終 処分量 (G2)			委託 中間 処理量 (G3)	委託 直接最終 処分量 (G4)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(G)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(H)	(I)	
合計	7,980,833	181,551	7,799,282	5,867,134	875,348	691,079	391	150,344	10,508	23,027	1,932,148	137,802	57,604	1,648,704	87,302	735	1,978,470	57,994
特別 管理 廃油	27,175	120	27,055								27,055	2,715		24,276	63		24,340	
廃酸	8,877	120	8,757								8,757	2,715		6,042			6,042	
廃アルカリ	1,675		1,779								1,779			1,779			1,779	
産業 廃 感染性廃棄物	6,530		6,530								6,530			6,530	0		6,530	
廃石綿等	166		166								166			103	63		166	
特定有害廃棄物	8,148		8,148								8,148			8,148			8,148	
小計	7,953,658	181,431	7,772,227	5,867,134	875,348	691,079	391	150,344	10,508	23,027	1,905,093	135,087	57,604	1,624,428	87,239	735	1,954,130	57,994
燃え殻	81,449	3,610	77,838		71,524	7	196	69,992	1,329		77,838	26	730	66,451	10,607	25	149,330	926
汚泥	5,540,996	22,508	5,518,488	5,158,506	117,653	39,600	195	68,720	9,138		359,982	110,210	56,833	169,984	22,954		327,860	57,028
廃油	16,474	1,665	14,808	132	18			18			14,677	196		14,469	10	1	14,498	
廃酸	7,666	0	7,665	210							7,455			7,455			7,455	
廃アルカリ	5,361	24	5,337								5,337	179		5,158			5,158	
廃プラスチック類	142,663	5,720	136,943	18,186	42,60	4,209		50			118,757	833		100,572	17,295	58	117,975	
紙くず	17,247	2,303	14,944	1,115	567	567					13,829	2,467		11,355	7		11,363	
木くず	87,775	6,983	80,792	4,184	689	688		1			76,609	223		75,720	348		76,386	
繊維くず	4,834	3,732	1,101								1,101	12		607	482		1,089	
動植物性残さ	42,580	878	41,702	7,122	3,323	2,786		536			34,579	58		33,400	1,121		35,057	
動物系固形不要物																		
ゴムくず	176		176								176			175	1		176	
金属くず	122,235	86,083	36,152	1,828	1,828	525		1,303			34,324	9,431		23,714	1,179		26,196	
ガラスくず等	72,158	20,518	51,640	8,155	7,813	1,400		6,373	40		43,484	8,000		29,033	6,451	0	41,898	
鉱さい	20,781		20,781								20,781	1,584		11,314	7,883		19,197	
がれき類	582,656	1,643	581,013	62,916	62,894	59,543		3,351	0		518,097	1,417	40	504,859	11,488	333	520,031	40
ばいじん	522,801	25,544	497,257	604,780	604,780	581,754			23,027		497,257	5	40	490,896	6,315		497,252	40
動物のふん尿	670,598		670,598								65,818			65,818			88,844	
動物の死体																		
水使用製品産業廃棄物	126		126								126			126	0		126	
混合物等	15,083	218	14,865								14,865	447		13,322	1,095	1	14,419	

参考表2-3 廃棄物種類別の処理・処分状況(特別管理産業廃棄物)【令和元年度】(その2)

区分 種類	委託処理量		委託処理量の内訳				委託中間処理量				委託中間処理後量				再生利用量		最終処分量				その他量		資源化 量 (S) (B+R)	
	(K) (O+L)	(O)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(L)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(M)	(処理後の処理内訳)		(R) (E1-G1+M1)	(Q) (H+M2)	(処理主体の内訳)		(J) (E5+G5)	(S) (B+R)				
			処理業者		自治体			県内		県外			処理業者				自治体				(O1)	(O2)		(O3)
			処理業者	自治体	県内	県外		処理業者	自治体	県内	県外		再生利用量	最終処分量			事業者	自治体						
合計	1,896,713	97,665	72,595	25,070	93,867	3,798	1,799,048	1,798,510	538	1,538,742	2,60,307	1,571,848	1,489,495	82,348	2,318,377	238,008	57,994	25,070	154,944	23,762	2,499,927			
小計	24,340	63	63		61	3	24,276	24,276		14,575	9,701	5,876	2,936	2,940	5,651	3,003			3,003		5,771			
特別管理 廃油	6,042						6,042	6,042		2,942	3,100	1,274	1,274		3,989						4,109			
廃酸	1,779						1,779	1,779		634	1,145	85	85		85						85			
廃アルカリ	1,675						1,675	1,675		395	1,280	36	36		36						36			
産業 感染性廃棄物	6,530	0	0		0		6,530	6,530		5,032	1,498	2,016	1	2,015	1	2,015			2,015		1			
廃石綿等	166	63	63		61	3	103	103		103		103	6	97	6	160			160		6			
特定有害廃棄物	8,448						8,448	8,448		5,470	2,978	2,961	1,594	828	1,594	828			828		1,594			
小計	1,872,974	97,602	72,532	25,070	93,806	3,796	1,774,772	1,774,234	538	1,524,167	2,50,606	1,565,972	1,486,559	79,409	2,312,726	235,005	57,994	25,070	151,940	23,762	2,494,156			
燃え殻	148,379	11,936	10,953	983	10,936	1,000	136,443	136,443		81,456	54,987	230,555	204,173	26,382	204,206	926	983	37,335	25	207,816				
汚泥	270,652	31,948	14,312	17,636	31,940	8	238,704	238,467	237	209,006	29,899	88,708	83,758	4,950	233,568	93,925	57,028	17,636	19,262		256,076			
廃油	14,497	10	10		10		14,486	14,486		5,119	9,367	5,220	5,220		5,416	10			10		7,082			
廃酸	7,455						7,455	7,455		6,107	1,349	960	960		960						960			
廃アルカリ	5,158						5,158	5,158		3,294	1,863	388	388		567						592			
廃プラスチック類	117,917	17,295	17,295		17,295		100,622	100,487	135	92,574	8,048	62,184	56,221	5,963	61,283	23,258			23,258	58	66,984			
紙くず	11,363	7	7		7		11,355	11,355		10,805	550	7,693	7,653	39	10,687	47			47		12,990			
木くず	76,069	348	348		348		75,721	75,717	4	74,324	1,396	67,864	67,015	950	67,926	1,298			1,298	317	74,908			
繊維くず	1,089	482	482		482		607	530	77	604	3	346	312	29	325	511			511		4,057			
動植物性残さ	35,057	1,121	1,121		1,121		33,936	33,852	84	24,481	9,455	15,863	14,893	980	17,728	2,101			2,101		18,606			
動物系固形不要物																								
ゴムくず	176	1	1		1		175	175		175		174	51	124	51	125			125		51			
金属くず	26,196	1,179	549	630	1,179		25,017	25,017		24,400	617	22,255	21,215	1,040	31,171	2,219	630	1,589			117,253			
ガラスくず等	41,988	6,491	6,451	40	6,491	0	35,406	35,406		30,843	4,564	34,948	30,914	4,034	40,313	10,525	40	10,485	0		60,832			
鉱さい	19,197	7,883	7,883		7,883		11,314	11,314		7,768	3,546	5,045	4,050	995	5,634	8,878			8,878		5,634			
がれき類	519,698	11,488	11,488		11,488	0	508,209	508,208	2	497,610	10,599	502,477	475,455	27,022	536,415	38,511	40	5,780	535	333	538,058			
ばいじん	497,211	6,315	535	5,780	6,315		490,896	490,896		376,652	114,244	442,838	442,838		442,843	6,356					468,387			
動物のふん尿	65,818						65,818	65,818		65,818		65,818	65,818		647,571						23,027			
動物の死体																								
水銀使用製品産業廃棄物	126	0	0		0		126	126		41	85	119	61	58	61	58			58		61			
混合物等	14,417	1,095	1,095		1,095		13,322	13,322		13,089	233	12,418	5,575	6,843	6,022	7,938			7,938	1	6,240			

2 参考資料

愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の処理実績

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター（旧財団法人）は、平成5年9月に、県、70市町村及び民間団体が共同で設立し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物処理センター」として、全国で4番目に指定を受け、東予・中予・南予に各1箇所ずつ処理施設を整備する方針で、当面、必要性、緊急性、立地の可能性等を踏まえ、東予地域に1箇所を整備することとし、平成10年1月、東予事業所（焼却・溶融炉等）の建設に着手し、平成12年1月から操業を開始した。



一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所全景

東予事業所は、廃棄物処理施設が逼迫していた東予地区の広域処理施設として、当時、市町村で処理が困難であった下水道汚泥や焼却灰、感染性廃棄物を受け入れ、排ガスの連続測定をはじめ、騒音、振動、悪臭、周辺地域の河川水、地下水、土壌、ダイオキシン類等について定期的に調査し、環境法令よりも更に厳しい自主基準値を設定・遵守し、周辺環境の保全に十分に配慮しながら、適正な処理を行うほか、処理過程で発生する残渣物の溶融スラグを土木資材（アスファルト舗装用骨材等）として活用するとともに、飛灰についても、酸化還元処理により銅や鉛、亜鉛などの有価金属を回収・再利用するなど、全てを有効活用する「ゼロエミッション（埋立物ゼロ）」を達成した。

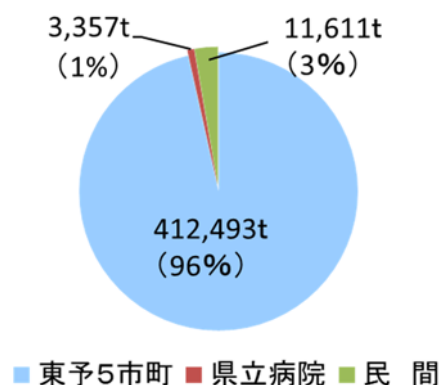
また、平成14年には牛海綿状脳症（BSE）問題に端を発した肉骨粉、平成15年には旧越智郡玉川町に不法投棄された硫酸ピッチ、平成21年には松山市内に長年埋設されてい

た廃農薬といった適正処理困難物も受け入れたほか、平成 22 年には、全国で初めて、環境大臣の認定を受けて、微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理を開始し、平成 25 年には、新設の連続式加熱炉によるトランス等の機器本体の処理も開始するなど、公共関与の安全・安心な資源循環の先導的なモデル施設として、本県の循環型社会の進展に大きな足跡を残し、所期の目的を十分達成した。

＜廃棄物処理実績＞

○ 市町等廃棄物

種 類	量 (t)	割合 (%)
飛灰・焼却灰	145,922	34.1
プラスチック	40,328	9.4
廃家具	14,764	3.5
下水道汚泥・有機性汚泥	217,546	50.9
感染性廃棄物	3,113	0.7
その他	5,788	1.4
計	427,461	100.0



○ 処理困難物

種 類	量 (t)	処理時期
肉骨粉	3,513	平成 14 年 2 月～平成 15 年 3 月
硫酸ピッチ	467	平成 15 年 12 月～平成 16 年 3 月
埋設農薬	33	平成 21 年 2 月～平成 21 年 7 月
低濃度 PCB 廃棄物	23,088	平成 22 年 6 月～平成 31 年 3 月
計	27,101	

一方で、地元協定による供用期限である令和 2 年 1 月を迎えるに当たり、関係東予 5 市町と協議を重ねた結果、主たる搬入元である東予 5 市町の廃棄物が同事業所以外で処理可能となったことや、施設の経年劣化、民間参入による PCB 処理の競争激化など、厳しい経営環境に加え、漫然と放置すれば、時間の経過とともに必要な経費が膨らむことから、同事業所は、令和 2 年 4 月 1 日をもって事業を廃止した。

令和 4 年 3 月の完了を目指して、センターは、県と東予 5 市町の支援を得ながら、東予事業所の施設の解体撤去工事を進めている。

【団体概要】

- 所在地／松山市一番町4-4-2
- 設立／平成5年9月1日
- 基本財産／1,000万円（愛媛県：250万円、70市町村：250万円、民間団体：500万円）

【施設概要】

- 施設名称／東予事業所
- 所在地／新居浜市磯浦町18-78
- 敷地面積／10,400m²（延床面積／3,006m²）
- 総事業費／約60億円
- 着工／平成10年1月
- 供用期間／平成12年1月～令和2年3月
- 焼却処理方式／ロータリーキルン式焼却溶融炉 2炉
ローラーコンベア式連続炉方式加熱炉
- 処理対象物／感染性廃棄物、固形物、汚泥、廃油、焼却灰、粗大ごみ、廃タイヤ、
廃プラスチック類、低濃度PCB廃棄物
- 標準処理能力／焼却・溶融施設 100t/日(50t/日：2系列)、加熱炉：28t/日
- 資源回収物／スラグ、飛灰
- 研究研修施設／分析室、クリーンルーム、会議室
- 休養施設／入浴施設、休憩室(焼却・溶融施設の余熱利用)

3 用語解説

用語	解説
循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合には適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。（例：家庭から出るごみ、オフィス・店舗等から出る紙ごみや食品廃棄物）
産業廃棄物	廃棄物処理法に定める事業活動に伴って生じる汚泥や廃油、廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物と輸入される廃棄物のこと。
資源循環促進税	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 1 トン当たりに対して課税される制度。
優良産業廃棄物処理業者 （優良認定業者）	通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。
持続可能な開発目標 （SDGs）	2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」で設定された、2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標、169のターゲットが定められている。
3 R（スリーアール）	Reduce（リデュース、ごみの発生抑制）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、ごみの再生利用）の優先順位で資源の有効利用に努めるのがよいという、環境配慮に関する考え方。
Society5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらしていく。先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決する試み。
再利用	いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することで、「リユース」とも呼ばれる。
再生利用	廃棄物を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、排出者による分別、付着した汚れ等の除去等に加え、製品等の製造段階における材質の均一化、材質表示等の工夫等が求められる。
災害廃棄物	地震や風水害等の自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。
ストックマネジメント	廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（Life Cycle Cost、LCC）を低減するための技術体系及び管理手法の総称。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃棄物の排出抑制や再生、適正処理により生活環境を清潔にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に分類している。
最終処分	廃棄物の埋立処分、海洋投棄処分又は再生をいう。最終処分に当たっては、あらかじめ廃棄物の破碎、選別、脱水、焼却等による減量化、無害化等をする必要がある。

用語	解説
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のこと。具体的には、賞味期限が切れた食材、生鮮食品、総菜等の売れ残り、家庭、飲食店等における食べ残し等がある。
3010運動	食品ロス削減を図るため、宴会時の最初の30分とお開き前の10分に残さず食べることを推進する運動。
フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品や流通段階でのロス商品などを引取り、福祉施設等へ無料で提供する活動。
フードドライブ	家庭等で余った食材を持ち寄り、福祉施設等へ無料で提供する活動。
IoT	Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
排出事業者責任	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないという事業者が有する責任。その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。
マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
ワンウェイプラスチック	ペットボトルやレジ袋、トレイなどの容器包装、ストローなどのように、1度使用された後にその役目を終え、ごみや資源として回収されるプラスチックのこと。使い捨てプラスチック。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材。
バイオプラスチック	バイオマス由来のプラスチックと生分解性のプラスチックの総称。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること、また既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。
コンポスト	有機物を微生物の働きで分解させて堆肥にする処理方法、またはその堆肥のこと。
南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。
平成30年7月豪雨	平成30年7月に発生した豪雨は、県内の広い範囲に大きな被害をもたらし、約25万3千トンの災害廃棄物が発生するとともに、その処理には、約95億円と1年10カ月 に及ぶ期間を要した。

用語	解説
ステークホルダー	企業などの組織や、地域社会や行政機関などの特定の組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者を指す。
リターナブル容器	中身を消費した後に返却・回収し、洗浄して再び使用する容器。ビールびん、一升びん、清涼飲料用びん等で、ガラスびんのまま再使用されるのでごみにならず、原料や製造エネルギーの節約にもなるので、環境に最も優しい容器といわれている。
再生可能エネルギー	エネルギー供給構造高度化法においては、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。
電子マニフェスト	情報処理センターが運営するネットワークを利用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者がマニフェスト情報を電子化し、報告・管理するシステム。



資源循環促進税活用事業

愛媛県 県民環境部
環境局 循環型社会推進課
〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089-912-2355
FAX 089-912-2354
詳しい情報はコチラから
<https://www.pref.ehime.jp/>

